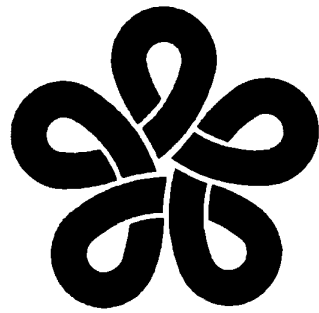


令和6年度

事業概要



令和6年8月

福岡県北筑後保健福祉環境事務所



目 次

I 管内の概要	1
1 位置及び概況	
2 地勢	
3 歴史・文化	
4 交通	
5 人口	
6 産業	
7 管内の市町村	
8 人口及び世帯数	
9 保健福祉環境事務所の沿革	
II 保健福祉環境事務所の組織体制	5
1 組織及び所掌事務	
2 各課(係)の所管業務一覧	
3 職員数	
III 業務の概要	8
総務企画課	8
1 総務係	
2 企画指導係	
(1) 医務関係業務	
(2) 地域医療・救急医療業務	
(3) 薬務関係業務	
(4) 厚生統計業務	
(5) 企画調整連絡業務	
(6) 学生・研修等の受け入れ	
(7) 医療従事者人権研修業務	
(8) その他の業務	
保護課	17
1 生活保護業務の実施	
2 被保護世帯の自立を助長するための取り組み	
3 管内の概況	
健康増進課	19
1 健康増進係	
(1) 健康増進・栄養改善業務	
(2) 難病対策業務	
(3) 保健事業	

- (4) がん予防対策業務
- (5) 在宅医療推進事業
- (6) 原爆被爆者対策業務
- (7) 歯科保健事業
- (8) 保健活動推進調整事業
- (9) 母子保健業務

2 精神保健係

- (1) 精神障がい者の適切な医療の確保・充実
- (2) 精神保健福祉相談事業
- (3) 社会復帰促進事業
- (4) 自殺対策
- (5) アルコール依存症対策事業
- (6) 飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例関連事業
- (7) ひきこもり対策推進事業
- (8) こころの健康づくり推進事業
- (9) 保健所運営協議会精神保健福祉部会
- (10) 久留米市保健所との連携

保健衛生課 44

1 保健衛生係

- (1) 食品衛生業務
- (2) 動物行政業務
- (3) 生活衛生業務
- (4) 水道関係業務

2 感染症係

- (1) 感染症対策
- (2) 結核対策
- (3) 予防接種法

社会福祉課 61

- 1 高齢者福祉
- 2 介護保険
- 3 障がい者福祉
- 4 婦人及び母子・父子・寡婦福祉
- 5 児童福祉
- 6 社会福祉法人に対する各種証明書の交付

検査課 67

- 1 感染症検査業務
- 2 環境検査業務
- 3 食品検査業務

環境課 70

1 地域環境係

- (1) 環境啓発関係業務
- (2) 浄化槽関係業務
- (3) 温泉関係業務
- (4) 自然公園関係業務
- (5) 傷病野生鳥獣保護業務及び鳥獣保護思想の普及啓発

2 環境指導係

- (1) 廃棄物関係業務
- (2) 環境保全関係業務

資料 79

- ・ 令和4年北筑後保健福祉環境事務所管内人口動態
- ・ 管内市町村別高齢化率及び管内将来推計人口(令和5年10月1日現在)
- ・ 令和3年県・北筑後保健福祉環境事務所、死因別順位及び死亡数の年次推移(人口動態)
- ・ 令和3年管内市町村別、死因別順位及び死亡数の年次推移(人口動態)
- ・ 令和3年北筑後保健福祉環境事務所管内の部位別にみた悪性新生物による死亡者数
- ・ 管内将来推計人口(令和5年10月推計)

管内の概要と組織体制

I 管内の概要

1 位置及び概況

当事務所の管轄区域は、県都福岡市の南東30kmに位置する朝倉市をはじめ、うきは市、小郡市、筑前町、大刀洗町、東峰村の3市2町1村で構成され、総面積551.59km²、令和6年4月1日現在で世帯数72,567戸、人口181,690人となっている。

2 地勢

本地域は、東西に33km、南北に約28kmの広がりを持った農山村地区で、北側は筑紫山系の砥上、古処、馬見等の山々及び釈迦岳を境に飯塚市、嘉麻市、田川郡と接している。南側のうち西部は久留米市と接し、東部は筑後川を越えてうきは市があり耳納山系によって八女市と接している。山々は本地域の中央に向かって高度を下げ、台地状となり西側の小郡、大刀洗地区は筑紫平野の一角を形成し、市街地、農地が散在している。中央部から東部にかけて朝倉市があり、その背後の山間部に東峰村が所在する。西側は佐賀県と筑紫野市に接し、東側は大分県と接している。

また、江川ダム、寺内ダム、合所ダム、藤波ダムは下流域地域の自治体や福岡市の水資源として重要な役割を担っている。

3 歴史・文化

朝倉市には弥生時代後期の多重環濠集落の国史跡「平塚川添遺跡」、うきは市には「若宮古墳群（日岡古墳（国指定史跡）、月岡古墳（出土品・発掘記録は国重要文化財）、塚堂古墳）」、小郡市には国重要文化財の「小郡若山遺跡土抗出土品（多鈕細文鑑2点、甕型弥生土器1点、弥生土器片1点）」や弥生時代の集落遺跡である県指定史跡「三沢遺跡」等、管内には数多くの遺跡、史跡が発見、発掘されるなど豊かな歴史を有した地域です。

また古処山の麓にひっそりと佇む城下町秋月には秋月城跡、朝倉菱野の三連水車、小石原焼、筑後吉井伝統的建造物保存地区、戦前東洋一と謳われた陸軍大刀洗飛行場（現在、筑前町立大刀洗平和記念館あり）など、歴史と文化の薫りただよふ地域です。

4 交通

管内には、国道386号及び国道210号に沿って各市町村を結ぶバス路線網、西鉄甘木線（久留米市～朝倉市）、甘木鉄道（基山町～朝倉市）及びJR久大線（久留米市～大分市）の鉄道網、また、地域の中央部を東西に横断する大分自動車道等の交通網が整備され、それらの交通網が、県内各地を始め全国の主要都市を結び、本地域の産業・経済活動の主要基盤となっている。

5 人口

管内の人口を国勢調査結果で見ると平成17年から22年の間は2.0%、22年から27年の間は3.5%、27年から令和2年の間は1.0%の減少となっている。

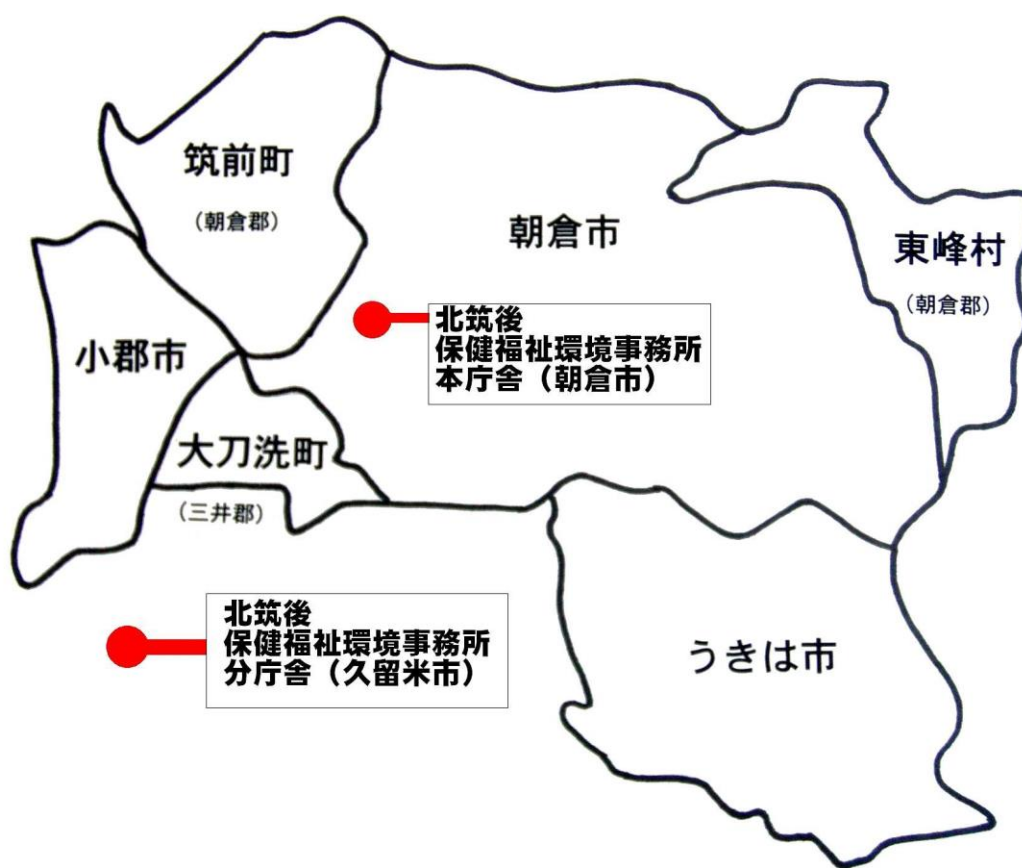
令和2年国勢調査による管内65歳以上の高齢者人口（老年人口）の割合をみると32.0%となっており、県域全体の27.9%と比較すると高くなっている。また、令和5年10月1日現在の住民基本台帳等に基づく管内老年人口割合は32.0%であり、高齢化が進んでいることが窺える。

6 産業

本地域の基幹産業は第1次産業であり、南部の平坦地で稲作・園芸、山間地では林業、丘陵地では果樹が盛んに栽培されている。

また、ビール、清涼飲料水、タイヤ等を生産する製造業、秋月城址、甘木公園、三連水車、原鶴温泉等の観光業も盛んであり、毎年春、秋の観光シーズンには福岡都市圏をはじめ各地から多くの観光客が訪れている。

7 管内の市町村



8 人口及び世帯数

(令和6年4月1日現在)
資料 福岡県人口移動調査

市町村名	総人口 (人)	世帯数 (戸)	面積 (km ²)
小郡市	59,134	23,646	45.51
うきは市	26,622	10,472	117.46
朝倉市	48,319	20,169	246.71
筑前町	30,135	11,452	67.10
東峰村	1,684	652	51.97
大刀洗町	15,796	6,176	22.84
計	181,690	72,567	551.59

9 保健福祉環境事務所の沿革

<朝倉保健福祉環境事務所>

昭和19年10月	国の保健拡充5カ年計画に基づき、甘木保健所を設置
昭和26年4月	朝倉保健所と改称
昭和30年11月	両筑福祉事務所を設置 三井福祉事務所を設置
昭和47年4月	三井福祉事務所廃止、両筑福祉事務所の北野駐在室として設置
昭和61年3月	北野駐在室を廃止
平成9年4月	地域保健法施行 保健所法廃止
平成14年9月	朝倉保健所と両筑福祉事務所が統合。朝倉保健福祉環境事務所となる。

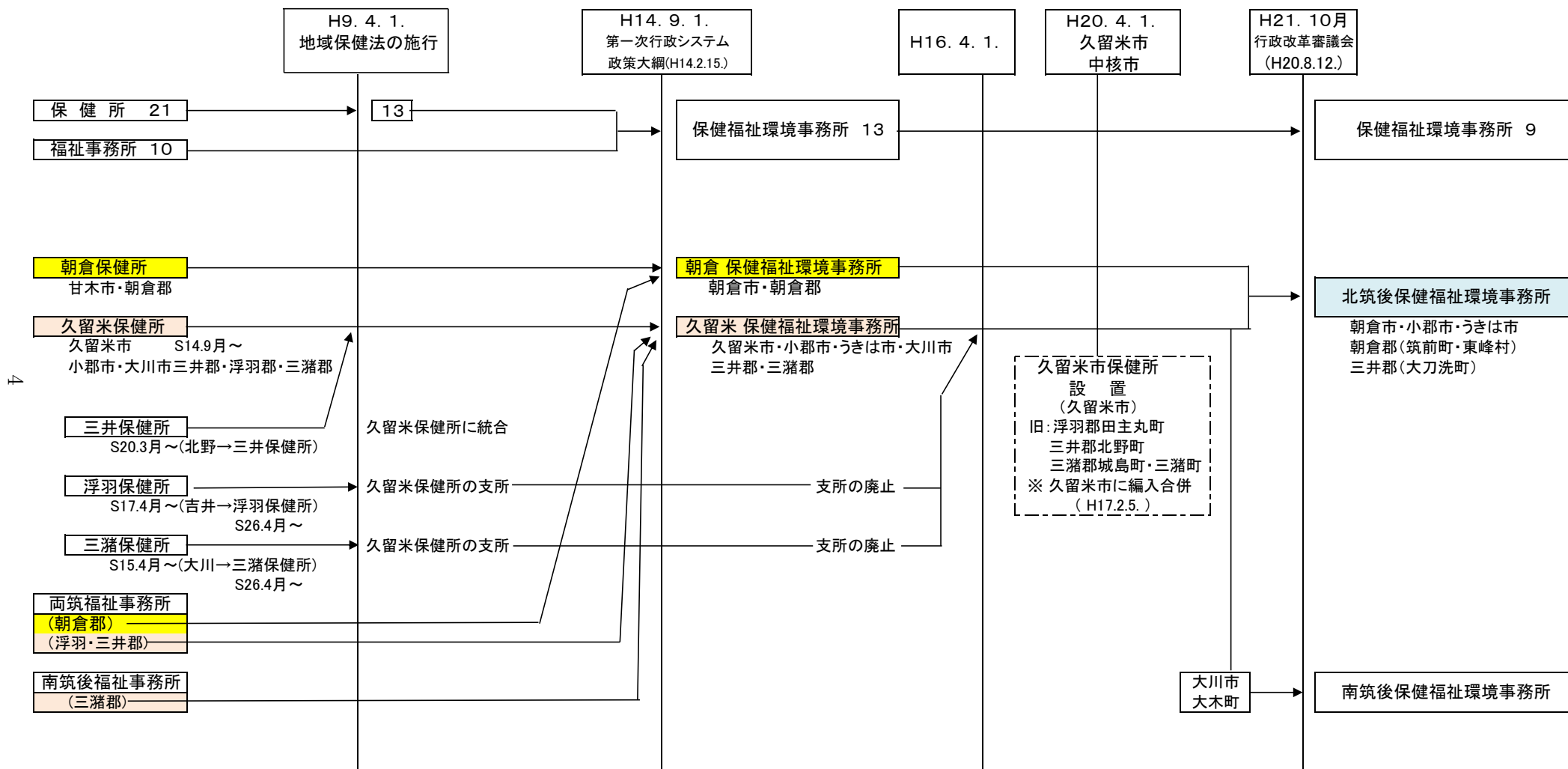
<久留米保健福祉環境事務所>

昭和14年9月	久留米保健所を設置
平成9年4月	久留米・浮羽・三潴・三井の4保健所が1保健所2支所に再編 浮羽保健所（昭和17年4月開設）を統合し久留米保健所浮羽支所に改組 三潴保健所（昭和26年4月開設）を統合し久留米保健所三潴支所に改組 三井保健所（昭和20年3月開設）を統合
平成14年9月	久留米保健所と両筑福祉事務所（浮羽・三井郡）、南筑後福祉事務所（三潴郡）が統合再編され、久留米保健福祉環境事務所となる。
平成16年4月	浮羽及び三潴の両支所を廃止
平成20年4月	久留米市の中核市移行に伴い、久留米市保健所が設置されたため所管区域から久留米市が除かれる。

<北筑後保健福祉環境事務所>

平成21年10月	朝倉保健福祉環境事務所と久留米保健福祉環境事務所（小郡市・うきは市・三井郡大刀洗町）を統合再編し北筑後保健福祉環境事務所となる。
----------	--

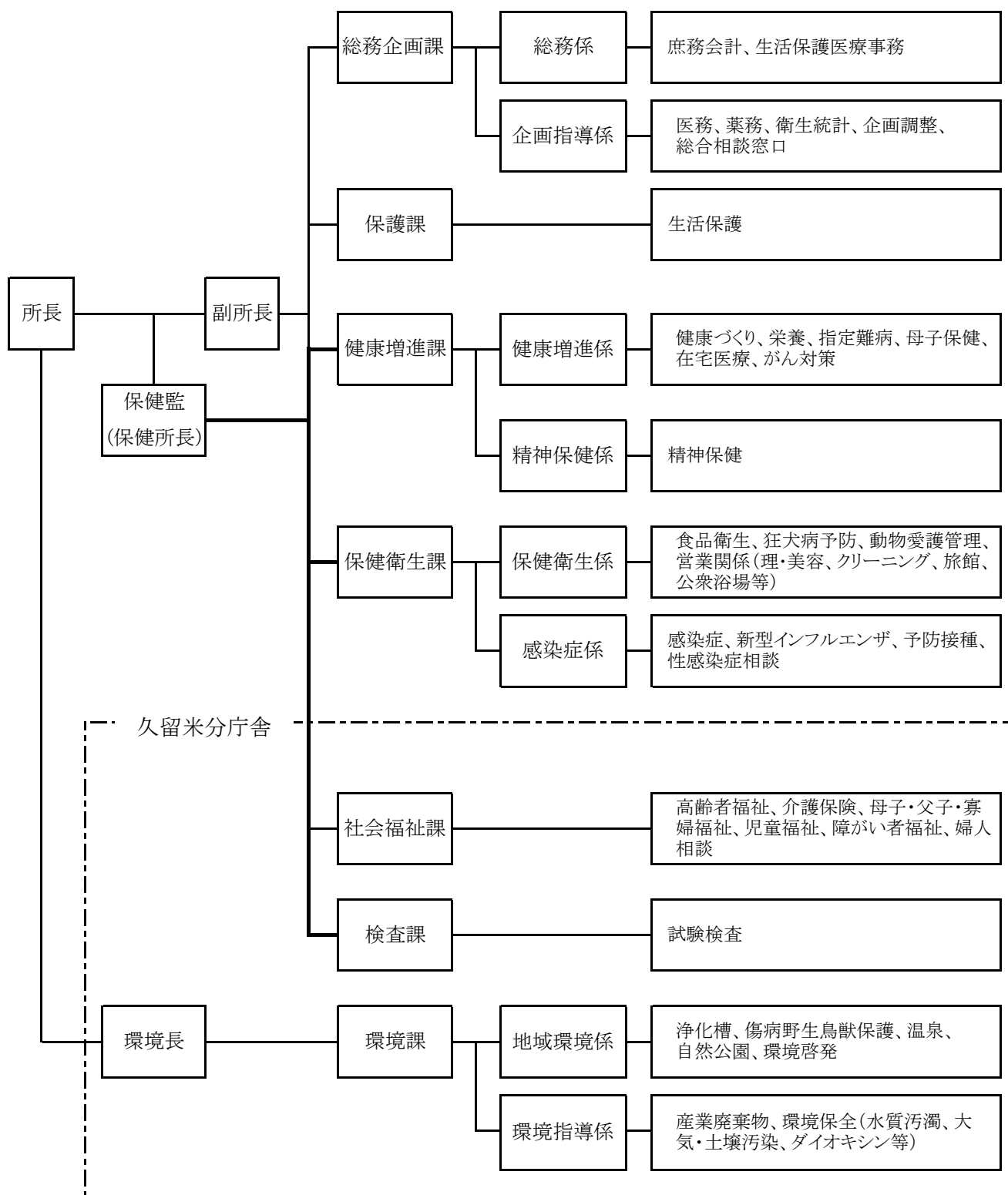
保健所と福祉事務所の統合



II 保健福祉環境事務所の組織体制

1 組織及び所掌事務

(令和6年4月1日現在)



太線の課は保健監分掌。

2 各課（係）の所掌業務一覧

本庁舎 朝倉市甘木2014-1

課名	係名	業務内容	電話番号
総務企画課	総務係	・庶務会計、生活保護医療に関する事	0946-22-4184
	企画指導係	・病院・診療所等に関する事	0946-22-4185
		・医療従事者免許の手続きに関する事	
		・薬局、医薬品販売業、麻薬及び毒劇物に関する事	
		・衛生統計、保健所運営協議会・部会等に関する事	
		・学生実習、各種教育研修に関する事	
		・福岡県地域医療構想に関する事	
		・総合相談窓口	
保護課		・生活保護に関する事	0946-22-3963
健康増進課	健康増進係	・母子保健に関する事	0946-22-3964
		・不妊治療費申請に関する事	
		・健康づくりに関する事	
		・在宅医療に関する事	
		・栄養改善指導に関する事	
		・特定給食施設に関する事	
		・調理師試験免許に関する事	
		・原爆被爆者の保健に関する事	
		・B型肝炎・C型肝炎の申請に関する事	
		・がん対策に関する事	
	・女性の健康相談（不妊専用電話相談）	0946-22-4211	
	・指定難病、小児慢性指定疾病に関する事 （難病ホットライン）	0946-22-3984	
精神保健係	・精神保健に関する事	0946-22-3965	
	・精神保健福祉相談		
保健衛生課	保健衛生係	・食品衛生に関する事	0946-22-2741
		・理容・美容、クリーニング業、旅館業、公衆浴場、興行場 特定建築物、遊泳用プールに関する事	
		・水道法に関する事	
		・動物愛護管理、狂犬病予防法に関する事	
	感染症係	・結核、感染症に関する事	0946-22-9886
		・エイズ、性感染症の相談・検査	
		・B型肝炎・C型肝炎の検査	
		・性感染症ホットライン	0946-22-4190

分庁舎 久留米市合川町1642-1

社会福祉課		・高齢者福祉、介護保険に関する事	0942-30-1072
		・母子・父子・寡婦福祉に関する事	
		・児童福祉に関する事	
		・障がい者福祉に関する事	
		・婦人相談に関する事	
検査課		・試験検査に関する事	0942-30-1059
環境課	地域環境係	・浄化槽・温泉・自然公園等に関する事	0942-30-1052
		・傷病野生鳥獣保護に関する事	
	環境指導係	・産業廃棄物に関する事	0942-30-1058
		・公害に関する事	

3 職員数

(令和6年5月1日現在)

職 種	区 分	職 員 数	内 訳						
			総務 企画課	保護課	健康 増進課	保健 衛生課	社会 福祉課	検査課	環境課
一 般 事 務		30	11	7	2		9		1
医 師		1	1						
保 健 師		15			9	6			
助 産 師		2			1		1		
獣 医 師		4				4			
化 学		7							7
薬 剂 師		6	2			3			1
管 理 栄 養 士		2			2				
栄 養 士		0							
理 学 療 法 士		1	1						
臨 床 検 査 技 師		5						5	
診 療 放 射 線 技 師		1				1			
用 務 員 (庁 務)		1	1						
自 動 車 運 転 士									
動 物 愛 護 管 理 技 術 員		3				3			
計		78	16	7	14	17	10	5	9
特別職非常勤職員		6							
(生活保護嘱託医)				1					
(精神保健嘱託医)					5				
会計年度任用職員		9							
(在宅医療・介護連携支援員)		1			1				
(家庭児童相談員)									
(検査補助員・検査課検査員)		1						1	
(廃棄物不法投棄等対策専門員)		2							2
(一般事務補助員)		5	1		1		2		1
臨時的任用職員		1	1						

業務の概要

総務企画課

保護課

健康増進課

保健衛生課

社会福祉課

検査課

環境課

Ⅲ 業務の概要

総務企画課

1 総務係

- (1) 庶務及び財務会計事務
- (2) 生活保護医療・介護事務

2 企画指導係

(1) 医務関係業務

病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所の開設や変更・休廃止等に伴う申請・届出の受理及び許可、そのほか医療従事者の免許申請等の事務を行っている。

また、管内の医療施設に対して、定期的（病院は毎年1回、診療所・助産所は3～5年に1回）に医療法その他の法律に基づく立入検査を実施し、適正な医療が提供されるよう指導を行っている。

医務関係施設数 (令和6年3月31日現在)

区分 市町村	病院	診療所	歯科 診療所	助産所	施術所 (あ・は・き)	施術所 (柔)	歯科 技工所	衛生 検査所
小 郡 市	8	51	39	3	20	24	4	1
うきは市	3	30	15	0	24	11	1	0
朝倉市	5	53	28	4	26	24	9	1
筑前町	3	18	10	1	17	13	3	0
東峰村	0	4	2	0	2	0	0	0
大刀洗町	1	8	7	0	6	8	1	0
計	20	164	101	8	95	80	18	2

医療施設病床数 (令和6年3月31日現在)

区分 市町村	病 院						診 療 所	
	総 数	一 般	療 養	結 核	感 染 症	精 神	一 般	療 養
小 郡 市	1,032	346	358	0	0	328	117	3
うきは市	350	56	114	0	0	180	46	0
朝倉市	774	474	140	0	0	160	64	0
筑前町	442	60	220	0	0	162	19	0
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	120	120	0	0	0	0	0	0
計	2,718	1,056	832	0	0	830	246	3

立入検査実施状況

(令和5年度)

区分 市町村	病院	診療所 (有床)	診療所 (無床)	歯科 診療所	助産所
小 郡 市	8	6	0	3	3
うきは市	3	1	7	4	0
朝 倉 市	5	1	12	6	3
筑 前 町	3	0	2	2	0
東 峰 村	0	0	0	1	0
大刀洗町	1	0	3	2	0
計	20	8	24	18	6

(2) 地域医療・救急医療業務

ア 救急医療

休日・夜間の初期救急医療は、各医師会による在宅当番医制及び、朝倉医師会病院内に設置されている朝倉地域休日夜間急患センター（内・小・外）で実施している。

二次救急医療は、消防法に基づく救急告示医療機関（管内4か所）と病院群輪番制医療機関（管内7か所）により対応している。

三次救急医療は、県内10か所の救命救急センター（近隣では久留米市2か所）で対応している。

小児の夜間・休日の初期救急医療体制は、朝倉保健医療圏の朝倉市、筑前町、東峰村では朝倉地域休日夜間急患センターが準夜帯（19：30～22：30）及び日祝の日中を対応している。

また、久留米保健医療圏の小郡市、うきは市、大刀洗町では、準夜帯（19：00～23：00）は久留米広域小児救急医療支援事業の一環として、聖マリア病院（久留米広域小児救急センター）に地域の小児科開業医等が出務し、日祝の日中は小児科開業医による在宅当番医制で対応している。

イ 歯科救急医療

休日の急患に対応するため、朝倉歯科医師会においては、日曜日、休日の9：00～15：00、小郡三井歯科医師会においては、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始の9：00～16：00、浮羽歯科医師会においては、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始の9：00～14：00に在宅当番医制で対応している。

ウ 救急医療の啓発

救急医療週間には、懸垂幕の掲示やチラシ配布、救急法等講習会の開催により、住民への啓発に努めている。

救急法等講習会については、令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となったが、令和5年度は、10月18日（水）に、朝倉合同庁舎において、甘木・朝倉消防本部の職員を講師に招いて実施した。

エ へき地医療

管内では、朝倉市高木及び筑前町三箇山の2地区が無医地区・無歯科医地区であるため、朝倉医師会病院がへき地医療拠点病院に指定され、巡回診療を実施している。また東峰村にへき地診療所（東峰村立診療所）があり、地域住民の医療を担っている。

オ 災害時医療

平成29年7月5日に、管内で起きた平成29年7月九州北部豪雨災害においては、災害直後より、朝倉3師会をはじめとする関係機関との連携のもと、災害医療支援チームの受け入れや医療体制の整備を行った。また、県内保健所から公衆衛生医師、保健師、栄養師等の応援を受け、被災地域住民の健康管理支援を医療チームとともに行った。

管内救急医療体制表

(令和5年4月1日現在)

二次医療圏	市町村名	初期救急医療体制			二次救急医療体制		
		在宅当番医制	休日夜間急患センター等		救急告示	輪番制	医療機関名
		医師会名	施設名	診療科目			
朝倉	朝倉市	朝倉医師会	朝倉地域 休日夜間 急患センター	内・小・外	○	○	朝倉医師会病院 朝倉健生病院 甘木中央病院
	筑前町				○	○	
	東峰村				○	○	
					3	3	
久留米	小郡市	小郡三井医師会			○	○	嶋田病院 協和病院 聖和記念病院 本間病院
	大刀洗町					○	
						○	
					1	4	
	うきは市	浮羽医師会					

※名称中に法人名を冠する医療機関にあつては法人名を省略しています。

*久留米保健医療圏は、北筑後保健福祉環境事務所管内の小郡市、うきは市、大刀洗町の他に、久留米市、大川市、大木町から構成されています。

(3) 薬務関係業務

医薬品・医療機器等の品質確保や適正使用の推進、毒物劇物の適正管理徹底、麻薬・向精神薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等薬物の不正使用を防止するため、次の業務を実施している。

ア 許可、受付事務

- ・薬局、医薬品販売業の許可等に関する事務
- ・高度管理医療機器等販売業貸与業の許可等に関する事務
- ・毒物劇物販売業の登録等に関する事務
- ・麻薬取扱者免許やその他届出に関する事務
- ・毒物劇物取扱者試験の受付業務

イ 監視指導

- ・薬局、医薬品販売業者等への立入指導
- ・麻薬取扱施設（医療機関、薬局）への立入指導
- ・毒物劇物販売業者等への立入指導
- ・毒物劇物運搬車両の取締まり【警察・消防と協力して管内で実施】

ウ 啓発事業

(ア) 薬物乱用防止啓発事業の実施

- ・「6. 26 ヤング街頭キャンペーン」の実施

麻薬・覚醒剤・危険ドラッグ等の薬物乱用撲滅を訴えるため、国連が定めた「国際麻薬乱用撲滅デー（6. 26）」にあわせ、関係団体の協力を得て街頭キャンペーンを行った。

[令和5年6月25日（日）イオン甘木店にて実施]

(イ) 薬物乱用防止啓発用DVDの貸出、啓発資材（リーフレット等）の提供

(ウ) 「不正けし・大麻撲滅運動」の実施

4月から6月にかけて、管内の植えてはいけない“けし”の抜去指導を行った。

薬務関係施設数

(令和6年3月31日現在)

	薬局	店舗 販売業	卸売 販売業	薬種商 販売業	特例 販売業	薬局 医薬品 製造業	高度管理医 療機器販売 業貸与業	毒物劇物 販売業
朝倉市	42	17	3	1	0	0	33	30
小郡市	31	12	3	0	0	0	21	13
うきは市	23	7	0	0	0	1	15	15
筑前町	8	8	1	0	0	0	11	7
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	2
大刀洗町	3	3	1	0	0	0	4	6
計	107	47	8	1	0	1	84	73

麻薬取扱施設

(令和6年3月31日現在)

対象施設	麻薬小売業者	病院	診療所	動物病院	合計
件数	88	18	83	7	196

(4) 厚生統計業務

保健福祉環境行政の諸施策のための基礎資料を得るため、統計法及び人口動態調査令等に基づき、保健統計業務を行っている。主な業務は次のとおりである。

調査名	時期	内容
人口動態調査	毎月	出生、死亡、死産、婚姻、離婚の動態事象から、人口動向及び厚生行政施策の基礎資料を得る。
医療施設動態調査	毎月	医療施設の開設、休・廃止、変更等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
病院報告	毎月	病院の基本的実態及び利用状況等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
衛生行政報告例	毎年度・隔年	衛生行政の実態を数量的に把握し、行政運営のための基礎資料を得る。
地域保健・健康増進事業報告	毎年	地域の特性に応じた保健施策の実施状況等を実施主体ごとに把握して、地域保健対策の効率・効果的な推進のための基礎資料を得る。
国民生活基礎調査	毎年	保健、医療、福祉、年金等国民生活の基礎資料を得るとともに、各種調査の親標本を設定する。
医療施設静態調査	3年毎	医療施設の分布変動状況、診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
患者調査	3年毎	医療施設を利用する患者数を把握するとともに、疾病及び受療の種類、在院日数等を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
受療行動調査	3年毎	医療施設を利用する患者について、医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
所得再配分調査	3年に1回	社会保障制度及び租税制度における所得再配分の実態を明らかにし、社会保障施策立案の基礎資料を得る。
社会保障・人口問題基本調査	毎年	人口・経済・社会保障の間の関連を調査することにより、厚生労働行政の施策立案の基礎資料を得る。
医師・歯科医師・薬剤師統計	2年毎	全国の医師、歯科医師、薬剤師の分布及び就業の実態を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届	2年毎	全国の保健師、助産師、看護師及び准看護師の就業場所や就業者数を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

(5) 企画調整連絡業務

ア 保健所運営協議会

地域保健法第11条及び福岡県保健所運営協議会条例に基づき、所管区域の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、福岡県北筑後保健所運営協議会の設置・運営している。

また、福岡県保健所運営協議会条例第9条に基づき、保健所運営協議会の部会として、保健医療計画部会、地域救急医療部会、保健事業部会、精神保健福祉部会が設置されている。

<保健所運営協議会組織及び所掌事務>

福岡県北筑後保健所運営協議会

(審議)

地域保健及び保健所の運営に関すること。(地域保健法第11条)

(福岡県保健所運営協議会条例第9条の規定に基づき部会を設置)

→ 保健医療計画部会

(所掌事務)

地区保健医療計画(案)の作成に関すること。
地区保健医療計画の推進に関すること。
その他、各部会との連絡調整に関すること。

→ 地域救急医療部会

(所掌事務)

救急医療体制の整備運営に関すること。
健康危機管理体制の整備に関すること。
その他、救急医療の推進に関すること。

→ 保健事業部会

(所掌事務)

保健事業の計画的実施に関すること。
保健事業の評価に関すること。
関係機関、団体等の連絡調整に関すること。
その他、保健事業の推進に関すること。

→ 精神保健福祉部会

(所掌事務)

精神障害者の早期治療に関すること。
精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加に関すること。
地域住民の精神的健康の保持増進に関すること。
その他、地域の実情に応じた精神保健福祉事業の推進に関すること。

令和5年度 保健所運営協議会

開催日時：令和5年9月27日(水)

議事：(1) 部会報告等について

(2) 令和5年度年間事業計画について

イ 地域救急医療部会

地域の救急医療の円滑な業務を推進するため、保健所運営協議会地域救急医療部会において救急医療体制の整備運営等について協議をしている。

令和5年度 保健所運営協議会 地域救急医療部会

1. 実施期間：令和5年7月27日（木）～令和5年8月18日（金） 実施方法：書面会議（新型コロナウイルス感染症の感染防止のため） 議 事：（1）北筑後保健所管内における救急医療の現状について ア 救急搬送の状況 イ 地域救急医療体制の状況 ウ 歯科休日急患診療体制の状況 その他：（1）北筑後地区健康危機管理緊急連絡先について
2. 実施日：令和6年2月28日（水） 臨時開催 実施場所：朝倉医師会病院研修ホール 議 事：北筑後保健所運営協議会地域救急医療部会設置要領の改正について 情報提供：（1）北筑後保健福祉環境事務所における新型コロナウイルス感染症の発生状況と課題について （2）今後の新興感染症の発生に備えた健康危機対処計画の策定について

ウ 地域医療構想

団塊の世代が75歳となる2025年に向け、高齢者人口は増加し、必要とされる医療も地域により異なってくるものと考えられる。地域医療構想は、病床の機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに将来の医療需要と必要病床数を推計し、2025年のあるべき医療提供体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要な施策を示すもので、医療計画の一部として策定される。（医療法第30条の4第2項第7号）

県では、策定段階から構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置し、地域の課題を分析し、地域医療構想の達成に向けた施策の検討を実施している。

(ア) 朝倉区域

<地域医療構想調整会議>

	日時	場所	議事	出席者
第1回	令和5年 7月28日 19:00～ 20:05	朝倉医師会病院 研修ホール	・医師の働き方改革を踏まえた救急医療提供体制について ・令和4年度外来機能報告に基づく紹介受診重点医療機関について	11名
第2回	令和5年 10月27日 19:00～ 21:20	朝倉医師会病院 研修ホール	・第8次医療計画及び第9期介護保険事業計画の整合性の確保について ・福岡県外来医療計画の見直しについて ・地域医療構想の進捗状況等について ・医師の働き方改革を踏まえた救急医療提供体制と議論の優先的事項	15名
第3回	令和6年 3月8日 19:00～ 20:15	朝倉医師会病院 研修ホール	・医師の働き方改革を踏まえた救急医療提供体制について ・新規開業に伴う外来医療提供等報告書等の改訂について ・令和5年度外来機能報告に基づく紹介受診重点医療機関について	13名

(イ) 久留米区域

<地域医療構想調整会議>

	日時	場所	議事	出席者
第1回	令和5年 7月26日 20:00～ 21:00	久留米 医師会館	・医師の働き方改革を踏まえた救急医療提供体制について ・令和4年度外来機能報告に基づく紹介受診重点医療機関について	19名
第2回	令和5年 11月10日 19:00～ 20:30	久留米市役所 くるみホール	・第8次医療計画及び第9期介護保険事業計画の整合性の確保について ・福岡県外来医療計画の見直しについて ・地域医療構想の進捗状況等について ・医師の働き方改革を踏まえた救急医療提供体制と議論の優先的事項	23名
第3回	令和6年 3月13日 19:00～ 20:00	久留米 医師会館	・福岡県小児等地域療育支援病院の整備について ・新規開業に伴う外来医療提供等報告書等の改訂について ・令和5年度外来機能報告に基づく紹介受診重点医療機関について ・医師の働き方改革を踏まえた救急医療提供体制について	23名

エ 健康危機管理

(ア) 健康危機管理体制の整備

地域における健康危機管理体制の強化を図るため、「北筑後地区健康危機管理マニュアル」及び「北筑後地区健康危機管理緊急連絡先一覧」を作成し、運用している。

(イ) 医療安全対策研修会

毎年、診療所及び助産所等の職員を対象に、医療安全対策に関する研修会を開催している。

令和5年度 医療安全対策研修会

実施日時：令和6年3月12日（火）19:00～20:15 実施場所：朝倉市総合市民センター「ピーポート甘木」 対 象：医療機関・薬局の職員等 内 容：講演「医療機関と患者のトラブル回避等に関する弁護士からの知見について」 万年総合法律事務所 弁護士 伊藤 巧示氏

オ 出前講座

当所では、管内住民皆様の研修会等に「出前講座メニュー」の中から、希望のテーマについて職員を無料で講師として派遣している。

令和5年度については、研修会への派遣は1件となった。

(6) 学生・研修等の受け入れ

医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、訪問看護師、社会福祉主事等各種養成機関等の学生実習の受け入れを行っている。

研修等の受入れ業務

(令和5年度)

研修名	研修生	人数	期間	日数	備考
夏季インターンシップ研修	看護系大学 学生	1	9/4～9/8	5日	福岡県インターン シップ研修計画に 基づく受入れ

学生等の実習指導業務

(令和5年度)

教育機関名等	学科名	人数	期間	日数	備考
福岡大学	医学部看護学科	4	5/29～6/2	5日	
久留米大学	医学部看護学科	4	8/7～8/10	4日	
聖マリア学院大学	看護学部	4	9/11～9/22	9日	
中村学園大学	栄養科学部栄養科学科	2	10/2～10/6	5日	
九州栄養福祉大学	食物栄養学部食物栄養学科	1	10/2～10/6	5日	

(7) 医療従事者人権研修業務

同和問題をはじめとする人権問題の解決を図るため、管内医療機関の職員を対象に人権問題研修を実施している。

令和5年度 医療従事者人権研修

日 時	: 令和5年8月29日(火) 14:00～15:00
参加施設数	: 19施設(病院: 19)
講演内容	: 人権が尊重される社会の実現をめざして ～人権の学びをより確かなものに～
講 師	: 福岡県教育庁北筑後教育事務所人権・同和教育室 社会教育主事補 福島 洋祐 氏

(8) その他の業務

ア 総合相談窓口業務

県行政、県民生活に関して、県民からの問い合わせ、相談、苦情、意見等を受け付け、対応している。

また、地域保健に関する情報提供、各種専門的・技術的健康教育の講師派遣、他機関の紹介調整を行っている。

イ 民生・児童委員の事務

民生・児童委員の活動費及び弔事に関する事務を行っている。

ウ 援護事務

戦没者の遺族に対する特別弔慰金(給付金)国庫債権買上償還事務及び戦没者追悼式事務等を行っている。

エ 日本赤十字北筑後地区事務

福岡県支部からの依頼に基づく、大会参加、広報活動の支援などの事務処理を行っている。

保護課

1 生活保護業務の実施

生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、管内の要保護者について最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため必要な保護を実施している。

保護の対象者は、生活に困窮するすべての国民であり、利用し得る資産、稼働能力その他あらゆるものを活用しても最低限度の生活を維持できない場合に保護が適用される(外国人に対しても人道上の観点から予算措置として国民に準じた保護を適用している)。

生活保護には、次の8種類の扶助があり、被保護世帯の構成等に基づき保護基準により算定した最低生活費から当該世帯の収入金額を減じた金額(必要経費の控除や収入からの認定除外の取扱いあり)が扶助費として支給される。

[保護の種類及び範囲]

生活扶助：食事、衣類、電気、ガス、水道など日常の暮らしに必要な費用

教育扶助：学級費、給食費、学用品、教材費などの教育に関する費用

住宅扶助：家賃、地代及び住宅の補修に必要な費用

医療扶助：病気やけがの治療に必要な医療費

介護扶助：介護サービスを利用するために必要な費用

出産扶助：出産に必要な費用

生業扶助：高等学校等の就学費、就職するための費用、技能や技術を身につけるための費用

葬祭扶助：検案、運搬、火葬その他葬祭に必要な費用

2 被保護世帯の自立を助長するための取り組み

ケースワーカーが行う助言・指導・援助のほか、自立支援プログラムを実施し被保護者の状況に応じた自立支援に取り組んでいる。

(1) 就労支援事業

職業カウンセラーを配置し、就労可能な者に対し個別に就労相談や斡旋等の就労支援を行っている。

(2) 長期入院患者社会復帰促進事業

コーディネイトアドバイザーを配置し、家族の受入が困難である等の社会的理由により長期に入院を余儀なくされている者について、関係機関と調整などを行い退院を支援している。

(3) 多重債務者生活再建支援プログラム

多重債務を抱える被保護者に対し、弁護士等を紹介して債務整理を行わせ生活再建を支援している。

(4) 特別生活指導等支援事業

警察OBを配置し、警察と連携し暴力団員の排除や粗暴ケース等に対し生活指導を行っている。

(5) 年金受給資格調査支援事業

社会保険労務士を配置し、年金受給資格の調査、年金相談及び年金申請等の支援を行っている。

(6) 健康管理支援事業

保健師等を配置し、糖尿病等の生活習慣病の有病者や予備群に対し生活習慣の改善や適切な受診を促し重症化を予防するよう支援している。

3 管内の概況

(1) 当所は、朝倉郡筑前町と東峰村及び三井郡大刀洗町の2町1村を所管しており、6名のケースワーカーで担当している。

管内の総面積は、141.91km²と県面積の2.9%、人口は、47,571人(18,063世帯)と県人口の0.9%を占める小規模事務所である。

保護の動向をみると、平成20年2月時点で170世帯、261人、保護率0.55%であったが、リーマンショックを受け平成20年3月頃から保護世帯・人員とも増加し、平成24年度までの5年間で約5割の増加(25年2月：251世帯、385人、保護率0.82%)となった。その後、微増傾向にはあり、令和4年度では291世帯、411人、保護率0.87%、令和5年度では311世帯、424人、保護率0.90%となっている。

申請件数は、平成19年度は34件であったが、申請数が増加し年間平均70件程度で推移する年度が続いた。その後、平成26年度は63件（15.8件/CW1人）、平成27年度は42件（10.5件/CW1人）と減少したが、平成28年度は70件（17.5件/CW1人）と再び申請件数が増加しており、令和4年度は58件（11.6件/CW1人）、令和5年度は69件（13.8件/CW1人）となっている。

(2) 保護の概要

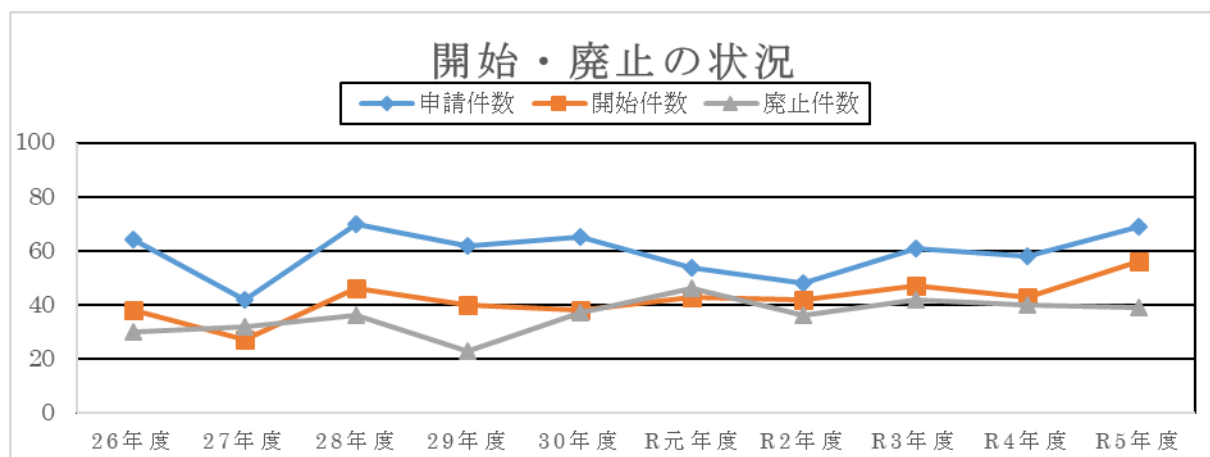
	北筑後			福岡県(全体)			全国		
	令和6年 2月	令和5年 2月	対前 年比	令和6年 2月	令和5年 2月	対前 年比	令和6年 2月	令和5年 2月	対前 年比
被保護世帯	306	301	101.7	93,885	93,976	99.9	1,649,681	1,642,915	100.4
被保護人員	416	425	97.9	118,494	119,308	99.3	2,017,260	2,021,614	99.8
保護率 (%)	0.88	0.90	97.7	2.32	2.32	100.0	1.63	1.62	100.6

(令和6年2月末現在)

町村名	世帯数	人口	高齢化率 (%)	被保護 世帯数	被保護 人員	保護率 (%)
筑前町	11,310	30,041	30.2	214	286	0.96
東峰村	656	1,720	47.3	11	13	0.72
大刀洗町	6,097	15,810	27.9	81	117	0.74
計	18,063	47,571	30.1	306	416	0.88

※保護率の算定に用いる人口は、保護率算出基礎人口（R5.10.1現在の推計人口）による。

(3) 生活保護の開始廃止の状況



(4) 県内の実施機関別保護率（令和6年2月速報値）

○ 県内で保護率の高い福祉事務所

① 県田川 10.31% ② 嘉麻市 5.95% ③ 田川市 5.44% ④ 飯塚市 4.12%

○ 県内で保護率の低い福祉事務所

① 筑後市 0.60% ② 小郡市 0.72% ③ 糸島市 0.77% ④ 福津市 0.79%

健康増進課

1 健康増進係

(1) 健康増進・栄養改善業務

ア 特定給食施設指導業務

健康増進法に規定された特定給食施設等に対して、給食の栄養管理や給食担当者への研修等を行い、必要な援助及び指導を行っている。

特定給食施設数

(令和6年3月31日現在)

	学校	病院	介護 医療院	介護老人 保健施設	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	事業所 その他	計
小郡市	11	8	1	2	4	16	1	1	44
うきは市	9	3	0	1	4	8	1	1	27
朝倉市	16	5	0	3	4	16	2	0	46
筑前町	6	2	0	3	4	6	2	0	25
東峰村	1	0	0	0	2	2	0	0	5
大刀洗町	5	2	0	0	4	8	3	0	20
計	48	20	1	9	22	56	9	2	167

①個別指導

各施設を巡回しての立ち入り指導を実施した。保育所、介護老人保健施設は南筑後保健福祉環境事務所監査指導課と同行、病院は当所企画指導係の病院立入検査に同行しての実施であった。

実施施設数 42施設（病院以外はうきは市・大刀洗町の施設を対象とした）

②集団指導

個別指導での対応を補足し改善効果を高めるため給食関係者を対象に共通の問題点について集団的な指導を実施している。令和5年度は巡回指導を実施したうきは市・大刀洗町の保育所を対象にZoomによるオンライン配信で開催した。保育所以外の施設については、地域の栄養ケア・食生活支援体制推進のための研修と意見交換をZoomによるオンライン配信にて実施した

令和5年12月7日（木）14：00～15：30 保育所 14施設

- 内容
- ・乳幼児身体発育曲線の活用・実践ガイドについて
 - ・乳幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活ガイド
 - ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

令和6年2月15日（木）13：30～15：30 病院・福祉施設等 26施設+4市町

- 内容
- ・講話：生活環境が異なる高齢者の栄養ケアについて（入所・通所・在宅）
講師：介護老人保健施設 城山荘 栄養科長 柳 町子氏
 - ・説明：管内市町村での配食サービスについて
 - ・意見交換：高齢者等配慮が必要な方の食を支えるための取り組みについて

イ 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取状況及び生活習慣の状況を明らかにし、健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るため調査を実施している。

国民健康栄養調査 1地区 7世帯 12人

ウ 食品の栄養表示等の指導

食品に対して健康に関する効果（食品機能）へのニーズが増えており、その求められる機能も多様化してきている。そこで、製造・販売業者に対しては、食品表示基準、保健機能食品、食品の健康保持増進効果の虚偽誇大広告等に関する表示の適正化を図るための指導、相談を行っている。また、消費者に対しては、栄養表示や保健機能食品の適正な活用や摂取方法等について各種講習会を通じ普及啓発を行っている。令和5年度は、個別相談・指導 32件であった。

エ 専門栄養指導事業

専門的な栄養指導、食生活に関する正しい知識の普及啓発及び充実した食環境の整備等をおおして、県民の健康増進や生活の質（QOL）の向上のための食生活支援を行っている。

① 総合栄養相談事業

総合栄養相談日を開設し、食品表示基準をはじめとした、食品や外食料理等の「食」に関する専門的栄養情報の提供や正しい知識の普及啓発を行っている。

総合栄養相談実施状況

(令和5年度)

個別指導・相談内容					
栄養・食事	外食ヘルシーメニュー	食品表示法	健康増進法第65条	給食施設運営等	計
4人	21人	32人	3人	138人	198人

② 地域の栄養等の整備支援

管内市町村で実施されている配食サービスの現状について調査を実施し、アセスメントが必要な利用者の存在や食事内容・形態について行政栄養士間で情報を共有し、地域の高齢者食支援体制の充実を図った。調査時期 令和5年1月

行政栄養士・給食施設栄養士に情報提供 令和6年2月15日研修会にて説明

オ 福岡県食環境整備事業

県民の自主的な健康づくりを支援することを目的に、多くの飲食店や弁当店においてヘルシーな食事の提供が行われ、外食利用者が個々人の状況にあった食事を選択できる環境整備を図る。

ふくおか食の健康サポート店の登録状況（令和6年3月31日現在）

市町名	飲食店	コンビニエンスストア	その他
小都市	3	0	0
うきは市	2	0	0
朝倉市	5	0	1
筑前町	3	0	2
東峰村	0	0	0
大刀洗町	1	0	0

カ 食生活改善推進事業

食と健康教室（食生活改善推進員再教育）

食生活改善推進員等に健康づくりための知識を習得させるとともに、地域住民への健康増進のための日常的な実践活動への意欲の喚起を図っている。

実施日時	内容
令和5年 8月29日 (火) 13:30～15:30	講演「おうちで今すぐできる食品ロス削減」 福岡県食品ロスマイスター 古賀 晴菜 氏 参加人数 88名 (北筑後食生活改善推進連絡協議会地区研修会と同時開催)

令和5年 10月3日(火) 13:30～15:00	測定体験 ①体組成計 ②味噌汁塩分濃度測定 説明① 体組成計でわかること グループトーク① 測定結果で気になること 説明② 食塩摂取と身体の関係&「スマソる?プロジェクト」 グループトーク② 減塩方法アラカルト 参加人数 29名
---------------------------------	---

キ 食生活改善地区組織活動育成指導

食生活改善実践活動の円滑な展開を図るため、市町村単位に食生活改善推進会の育成支援を進めるとともに、管内市町による連絡協議会を結成し、地区組織の強化を図っている。

(令和5年度)

組織名	会員数	組織名	会員数
小郡市食生活改善推進会	80人	うきは市食生活改善推進会	45人
大刀洗町食生活改善推進会	31人	朝倉市食生活改善推進会	35人
筑前町食生活改善推進委員会	9人		

ク 市町村健康づくり・健康増進計画策定等に係る支援について

「市町村健康増進計画」の策定及び推進を支援し、今後の市町村における健康づくり・栄養改善事業等が積極的かつ効果的に実施されるための情報提供及び意見交換の場として会議開催等を行っている。

①支援会議

実施日時	内容
令和5年 8月1日 (木) 9:30～11:30	令和6年4月1日から適用される健康日本21(第三次)をふまえ管内市町村で実施される保健事業の効果的な展開を図るため情報共有と連絡調整を行った。 参加人数 市町村職員 12名 保健所職員 3名 (市町村保健事業担当者会議と同時開催)

②策定支援等

市町村	回数	内容
小郡市	3	健康づくり推進協議会参加(2回) 支援会議での進捗状況確認・助言(1回)
うきは市	2	健康づくり推進協議会参加(1回) 支援会議での進捗状況確認・助言(1回)
朝倉市	9	国民健康保険運営協議会参加(2回) 健康づくり推進協議会(2回) 支援会議での進捗状況確認・助言(1回) 電話での相談対応・情報提供(4回)
筑前町	3	国民健康保険運営協議会参加(2回) 支援会議での進捗状況確認・助言(1回)
東峰村	1	支援会議での進捗状況確認・助言(1回)
大刀洗町	1	支援会議での進捗状況確認・助言(1回)

ケ 栄養士関係業務

栄養士法に基づき、管理栄養士養成施設学生に公衆栄養学臨地実習指導を行っている。

令和5年度 令和5年10月2日(月)～10月6日(金)5日間 中村学園大学3名

コ 調理師関係業務

調理師免許及び取得等に係る業務を行うとともに、調理師免許取得者に対し、資質や調理技術の向上を図るため、調理師研修会を開催している。

① 調理師免許・試験

免許申請受付 (令和5年度) 67件 ※

※平成26年度より試験願書受付は、公益社団法人調理技術技能センターへ委託された。

② 調理師研修会

調理師の資質の向上及び調理技術の合理的発達に資することを目的として開催している。
 令和5年度は会議室への参集とZoomによるオンライン配信のハイブリッド方式で実施した。
 日時：令和5年6月9日(金) 14:00～16:00 会場：朝倉総合庁舎 2階大会議室
 内容：講話「衛生管理と食中毒について」とグループワーク
 情報提供：「自己学習の参考となるWeb情報」 厚生労働省YouTubeチャンネル等の紹介

サ たばこ対策事業

たばこが健康に及ぼす影響を軽減し、健康増進を図ることを目的に、未成年を含む地域住民や各種施設等に対して、出前講座や庁舎での普及啓発展示、所内の他課事業での啓発など、機会をとらえて本事業への協力依頼等に取り組んでいる。

① 地域におけるたばこ対策の推進

「地域・職域連携会議」等において受動喫煙防止対策について情報提供を行っている。
 「世界禁煙デー（5月31日）」及び「禁煙週間（5月31日～6月6日）」にあわせて、朝倉総合庁舎において、庁内放送やパネル展示を行った。

シ 県民健康づくり推進事業

① 地域・職域推進事業

生活習慣病の予防、健康づくりについて、事業所等の保険者、地域の健康づくり関係団体、行政機関等との連携を図り、効率的・効果的な保健事業のあり方について協議するため会議を開催している。令和5年度は、連携事業としての検診受診率向上の取組の提案や、厚生労働省主催会議の傍聴等の情報提供と、健康日本21（第三次）についての説明と県庁がん対策係が参加してのがん検診受診率向上の取組を中心にした意見交換をZoomによるオンライン会議で実施した。

実施日	内 容
令和5年 7月	地域職域連携事業として取り組む「健診受診率向上のための啓発」のチラシについて管内市町村担当課あて照会・確認
令和5年 8月1日 (火)	市町村保健事業担当者会議を実施し、地域職域連携推進事業として啓発チラシを配付する等の取り組みで改善が期待できる内容などを協議・共有 参加人数 市町村職員12名 保健所職員3名
令和5年 9月	管内商工会議所・商工会の会員事業所の状況についてヒアリングを実施 現状と課題を把握 実施時期：令和5年9月13日(水)～19日(火)
令和5年 10月13日 (金)	厚生労働省主催「令和5年度地域・職域連携推進関係者会議」オンライン傍聴を当事務所主催の連携会議の案内にあわせて管内関係機関に周知（令和5年9月）
令和5年 10月25日 (木)	Zoomによるオンライン会議にて健康日本21（第三次）と特定健診・がん検診の受診率向上をテーマに説明と協議。 参加 関係機関31カ所、県庁がん対策係1名、保健所職員3名

② 情報発信サイト等を利用した健康づくりに取り組むきっかけづくり

生活習慣病の発症予防を図るため、広く住民に対し、イベント等の機会を利用して、健康ポータルサイトや血管年齢測定、体脂肪測定（体組成）等の健康チェックにて、自主的健康づくりに取り組むきっかけを提供している。

令和5年度は地域活動を実践するボランティアを対象に体験会の形式で実施した。

日時 令和5年10月3日（火）13:30～15:30

対象 食生活改善推進員、ステップリーダー等 29名

ス 生活習慣病対策事業

① 生活習慣病重症化予防対策（市町村への支援）

管内3地区において、糖尿病等重症化予防の取り組みが行われている。「福岡県糖尿病性腎症重症化予防マニュアル」に基づき、効果的な受診勧奨や保健指導、栄養指導などの取組が行えるよう、地元医師会や関係医療機関との連携や調整を図っている。

	内 容	回数
小郡三井地区	「小郡・三井管内糖尿病等連携会議」に参画 研修会参加	2回
		1回
朝倉地区	「朝倉管内糖尿病連携会議」に参画	2回
うきは市	「うきは市糖尿病等重症化予防連携会議」に参画	1回

② 生活習慣病重症化予防対策事業（管内市町村担当者会議）

実施日	内 容	出席者数
令和5年 8月1日 (木)	管内市町村保健事業担当者会議の中で 生活習慣病対策事業（糖尿病性腎症重症化予防に係る連携）や 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業について 今年度の取組状況について情報交換を行った。	15名

(2) 難病対策業務

ア 特定医療費（指定難病）支給認定業務

平成27年1月1日から「難病の患者に対する医療費等に関する法律」が施行され、法に基づき特定医療費（指定難病）に係る受給認定申請・変更等に係る事務及び治療費請求に係る事務を行っている。この制度は、厚生労働省が指定する難病の患者で長期の療養を必要とする者への良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上のために医療費の助成を行うものである。

その後対象疾患が追加され、令和6年4月からは341疾患に拡大されている。

（管内の特定医療費（指定難病）受給者証所持者一覧は次頁のとおり）

令和5年度指定難病受給者証所持者一覧 (令和6年3月31日現在)

疾患番号	疾患名	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
100	球脊髄性筋萎縮症	0	1	2	0	0	0	3
200	筋萎縮性側索硬化症	7	0	2	1	3	0	13
300	脊髄性筋萎縮症	1	0	0	1	0	0	2
500	進行性核上性麻痺	1	6	7	2	1	0	17
600	パーキンソン病	87	27	63	33	25	2	237
700	大腿皮質基底核変性症	2	0	2	0	2	0	6
1000	シャルコー・マリー・トウース病	0	0	1	0	0	0	1
1100	重症筋無力症	7	4	10	4	3	0	28
1300	多発性硬化症/視神経脊髄炎	9	3	8	5	2	1	28
1400	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	1	0	1	0	0	0	2
1700	多系統萎縮症	3	1	3	1	0	0	8
1800	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	7	4	12	7	3	2	35
1930	Fabry病	0	4	0	2	1	0	7
2100	ミトコンドリア病	0	1	1	1	0	0	3
2200	もやもや病	4	6	8	3	2	0	23
2600	HTLV-1関連脊髄症	0	0	0	0	1	0	1
2800	全身性アミロイドーシス	9	1	8	2	0	0	20
3401	神経繊維腫症I型	1	0	3	3	1	0	8
3500	天疱瘡	1	1	0	0	3	0	6
3700	膿疱性乾癬	1	0	0	0	0	0	1
4000	高安動脈炎	3	0	3	1	1	0	8
4100	巨細胞性動脈炎	1	1	0	0	0	0	2
4200	結節性多発動脈炎	0	0	1	0	0	0	1
4300	顕微鏡的多発血管炎	4	2	4	2	2	0	14
4400	多発血管炎性肉芽腫症	4	1	6	1	0	0	12
4500	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	3	1	2	1	0	0	7
4600	悪性関節リウマチ	2	2	4	2	0	0	10
4800	原発性抗リリチン脂質抗体症候群	0	0	0	1	0	0	1
4900	全身性エリテマトーデス	20	14	28	11	9	1	83
5000	皮膚筋炎/多発性筋炎	14	5	16	6	7	0	48
5100	全身性強皮症	10	4	8	5	0	0	27
5200	混合性結合組織病	3	1	5	3	2	0	14
5300	シエーグレン症候群	5	3	5	0	1	0	14
5400	成人スチル病	0	0	1	1	0	0	2
5600	ペーチェーエリツト病	6	3	5	6	7	1	28
5700	特発性拡張型心筋症	4	5	14	12	7	0	42
5800	肥大型心筋症	3	2	2	1	0	0	8
6000	厚生不具合性貧血	1	3	5	1	2	0	12
6100	自己免疫性溶血性貧血	0	0	0	0	1	0	1
6200	薬性夜間ヘモグロビン尿症	4	2	1	0	0	0	7
6300	特発性血小板減少性紫斑病	4	3	4	2	1	0	14
6400	血柱性血小板減少性紫斑病	0	1	0	0	0	0	1
6500	原発性免疫不全症候群	1	2	1	1	0	0	5
6600	IgA腎症	4	2	4	0	0	0	10
6701	常染色体優性多発性嚢胞腎	7	2	6	3	1	0	19
6800	黄色顆粒骨化症	16	2	10	4	3	0	23
6900	後縦靭帯骨化症	4	6	35	4	5	2	68
7000	尿管骨柱管狭窄症	6	3	2	0	0	0	11
7100	特発性大腿骨頭壊死症	7	8	17	2	3	0	37
7201	中枢性尿崩症	2	2	0	1	0	0	5
7300	下垂体性TSH分泌亢進症	0	0	1	0	0	0	1
7400	下垂体性PRL分泌亢進症	3	0	0	1	0	0	4
7500	下垂体性ACTH分泌亢進症	1	1	1	0	0	0	3
7700	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	1	3	0	0	0	8

疾患番号	疾患名	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
7801	ゴナドトロピン分泌低下症	0	0	2	1	0	0	3
7802	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)分泌低下症	2	1	1	2	0	0	6
7804	GH分泌不全性低身長症(小児)	0	1	0	1	0	0	2
7805	成人GH分泌不全症	8	0	3	1	0	0	12
8000	甲状腺ホルモン不応症	0	0	0	1	0	0	1
8400	サルモネラーシス	7	8	5	2	3	0	25
8500	特発性間質性肺炎	16	11	12	10	2	2	53
8600	肺動脈性肺高血圧症	2	1	4	0	2	0	9
8800	慢性血拴塞性肺高血圧症	2	2	3	0	2	0	9
9000	網膜色素変性症	8	1	3	2	3	0	17
9300	原発性胆汁性胆管炎	14	4	8	8	4	0	38
9400	原発性硬化性胆管炎	1	0	0	0	0	0	1
9500	自己免疫性肝炎	5	2	2	0	1	1	11
9600	クローン病	33	15	20	19	6	0	93
9700	潰瘍性大腸炎	64	23	43	29	13	3	175
9802	好酸球性消化管疾患(小児~成人)	0	2	0	0	0	0	2
10702	関節型若年性特発性関節炎	0	0	0	0	1	0	1
11100	先天性ミオパチー	0	0	0	0	2	0	2
11300	筋ジストロフィー	4	1	4	2	1	0	12
11700	脊髄空洞症	2	0	0	0	0	0	2
12701	(行動異常型)前頭側頭型認知症	1	0	0	0	0	0	1
14100	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	0	0	0	0	0	0
15600	レット症候群	0	0	1	0	0	0	1
15800	結節性硬化症	1	0	0	0	0	0	1
15900	色素性乾皮症	0	0	1	0	0	0	1
16200	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	1	1	0	1	0	0	3
16300	特発性後天性全身性無汗症	0	0	1	1	0	0	2
16400	眼皮膚白皮症	0	0	1	0	0	0	1
16700	マルファン症候群	1	1	1	0	0	0	3
17100	ウイロンソン病	2	2	0	0	0	0	4
19300	ブラダー・ウィリ症候群	1	0	0	0	0	0	1
22000	急速進行性糸状体腎炎	1	0	0	1	0	0	2
22200	一次性ネフローゼ症候群	2	1	8	1	0	0	12
22300	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0	0	1	0	0	0	1
22600	間質性肺炎(ハンナ型)	1	0	3	4	0	0	8
22700	オスラー病	0	0	1	0	0	0	1
23500	副甲状腺機能低下症	0	0	0	2	0	0	2
23801	ビタミンド抵抗性くる病	1	0	1	0	0	0	2
23802	ビタミンド抵抗性骨軟化症	2	0	0	0	0	0	2
24600	メチルマルロン酸血症	1	0	0	1	0	0	1
26600	家族性地中海熱	1	0	0	0	0	0	1
27000	慢性骨髄性多発性骨髄炎	0	0	1	0	0	0	1
27100	強直性脊椎炎	4	0	0	0	0	0	4
28000	巨大動脈脈弓形(頸部顔面又は四肢病変)	1	0	0	0	0	0	1
28900	クローンカイト・カナダ症候群	1	0	0	0	0	0	1
29000	非特異性多発性小腸潰瘍症	0	0	1	0	0	0	1
29600	胆道閉塞症	0	0	1	0	0	0	1
30001	I&G4関連疾患包括	0	0	2	0	0	0	2
30600	好酸球性副鼻結核	11	9	13	7	2	0	42
31600	カルニチン回腸異常症	0	1	0	0	0	0	1
31800	シトリン欠損症	0	0	0	1	0	0	1
33100	特発性多中心性キヤンサー病	2	0	0	0	0	0	2
33500	ネフローゼ	0	0	0	1	0	0	1
	計	485	226	473	238	140	15	1,577

※1,577名のうち複数の疾患で承認をうけている受給者36名

イ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を要する難病の患者に対し、在宅において適切な医療の確保を図るため、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の実施に要する経費を公費で負担するものである。

令和5年度は4名を対象に助成している。

ウ 難病電話相談事業（難病ホットライン）

平成7年11月から専用電話を設置し、難病患者及び家族の悩みや不安を解消・軽減し、患者・家族のQOL（生活の質）の向上など難病対策の一層の充実・強化を図ることを目的としている。

- ・難病ホットライン：0946-22-3984
- ・受付時間：年末年始、祝日を除く毎週月曜日～金曜日の9：00～16：00
- ・相談件数 1,774件（令和5年度）

エ 難病患者地域支援対策推進事業

医療機関、市町村等の関係機関が連携し、医療及び日常生活の支援を行うことで療養上の不安を解消し、生活の質の向上を図っている。

① 在宅療養支援計画策定・評価事業

個々の実態に応じたきめ細かな支援を行うために、ケア会議等で保健・医療・福祉にわたる在宅療養支援計画を作成し・事業評価を行っている。

（令和5年度）

	3事例（3回）
年齢	20歳代1名、50歳代1名、70歳代1名
疾患名	筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症
参加機関	患者・家族、在宅医、薬剤師、介護支援専門員、訪問介護事業者、訪問看護事業者、福祉用具事業者、訪問入浴事業者 等

② 訪問相談事業

患者・家族および関係機関からの相談など訪問の必要性がある難病患者、また医療依存度の高い筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の難病患者に対して実施している。

（令和5年度）

件数	疾患名
実数 5件 延数 12件	筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症

③ 医療相談事業

医療及び日常生活上の問題に関する相談会・講演会や交流会を実施している。

a 個別相談

回数	内容	延人数
随時	新規申請時相談	720人
令和5年6～7月	継続申請時相談	190人

④ 難病対策地域協議会の開催

平成27年1月に「難病の患者に対する医療費等に関する法律」(以下:難病法)が施行され、難病対策の充実強化、適切な支援を推進するために協議会を開催した。平成27年度は、北筑後在宅医療推進協議会と同時開催としたが、平成28年度から「難病対策地域協議会」として開催している。

実施日	内 容	委員
令和6年 3月1日 オンライン	(1) 北筑後保健福祉環境事務所における難病対策について (2) 難病患者の災害対策について (3) 情報提供 ① 障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しについて ② 登録者証について	難病対策地域 協議会委員 18名

オ 災害時における要配慮難病患者台帳及び在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成

要配慮難病患者・家族の不安を軽減するために、把握している在宅人工呼吸器使用患者(小児含む)及び筋萎縮性側索硬化症患者等の台帳を作成し緊急時に備えている。

また、平成31年1月より指定難病新規交付者を対象にアンケート調査を実施し、災害対策の充実を図るため居住市町村への情報提供についての希望を確認している。同意が得られた難病患者については、避難行動要支援者名簿の作成のために各市町村に情報提供をしている。

さらに、令和2年12月に在宅人工呼吸器使用者個別支援計画作成実施要領を策定し、令和3年度から個別支援計画を作成している。

個別支援計画作成時期	疾患名	件数
令和3年10月	筋萎縮性側索硬化症	2事例
令和5年3月	筋ジストロフィー、低酸素脳症、脳性麻痺 等	3事例

カ 緊急時の搬送体制の整備

医療依存度の高い難病患者の搬送体制について、消防本部と協議を行い、本人・家族の希望、かつ情報提供に同意の得られた者について、管轄の消防本部に情報提供を行っている。

令和5年度末現在の登録者数は、久留米広域消防本部3名、甘木朝倉消防本部1名である。

キ 難病相談等従事者研修会

難病相談業務に従事している医療・保健・福祉関係者を対象に、専門的知識や技術の習得のために研修会を開催し人材の育成及び資質の向上を図っている。

実施日	内 容	参加者
令和5年 9月15日 ハイブリッド 開催	講話「難病等在宅療養者・児の口腔ケアについて」 講師 久留米大学医学部歯科口腔医療センター 寺松 順子 氏	訪問看護師 介護支援専門員 介護職員等 20名

ク 小児慢性特定疾病対策

従来からの小児慢性特定疾患患児の治療研究事業が、児童福祉法の一部改正する法律に基づき、平成27年1月1日から小児慢性特定疾病医療費助成事業として、対象疾病児童の医療費公費負担に関する申請交付事務を行っている。

その際、対象疾病児童及びその家族に、医療及び日常生活上の問題に対し相談に応じている。また、平成19年度から小児慢性特定疾患ピアカウンセリング事業として、筑後ブロック（久留米市、南筑後）として家族の集いを開催実施している。

実施日	内 容	参加者数
令和5年 11月14日	内 容：講話を交えた交流会 (炎症性腸疾患で治療中のお子様の家族の集い) 講 師：福岡大学筑紫病院看護部臨床保育士 高野 祥子氏 テーマ：「学校生活をよりよいものにするために～炎症性腸疾患治療と学業の両立に向けて～」	保護者 4名 スタッフ 5名

小児慢性特定疾病医療受給者証の疾患群別市町村別人数 (令和6年3月31日現在)

NO	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	
疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体・遺伝子	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	計
小郡市	10	1	1	7	8	0	3	1	1	1	4	8	2	0	3	1	51
うきは市	4	1	1	2	2	1	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	16
朝倉市	2	1	1	5	6	0	1	1	0	0	1	8	2	0	1	0	29
筑前町	3	2	1	4	8	0	1	1	0	0	1	5	1	0	2	0	29
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
大刀洗町	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3	1	1	0	1	0	10
計	20	5	4	18	26	1	6	3	1	1	11	25	6	0	8	1	136

実数136名(うち5名は2疾患あり)

ケ 小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業

平成30年1月29日から在宅で人工呼吸器装着等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等が、家族等の介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院できるよう受け入れ体制を整備することで、患児と家族等の介護者が安心して地域で療養生活を送ることができ、小児在宅医療が推進されることを目的とした事業で、要件に該当する児童に対し、登録が承認されれば年間14日を限度に機関が利用できる登録申請事務を行っている。

申請件数 1件

(3) 保健事業

ア 国庫（県）負担（補助）金に係る審査

医療保険者である市町村国保及び健康づくり部門を対象に審査事務を行っている。市町村の事務担当者及び保健師と面接し、保健事業に係る負担（補助）金及び保健事業についての指導及び助言を行っている。

イ 事業推進のための市町村支援

平成20年度から始まった特定健診・特定保健指導及び健康増進事業の円滑な実施に向けて、情報提供や意見交換等を行っている。また国・県が行う健康増進事業や特定健診・特定保健指導に関する調査を実施し、管内市町村の状況を把握し、管内市町村との情報共有の場として、管内保健事業担当者会議を開催している。

実施日	内 容
令和5年 8月1日（火）	特定健診・特定保健指導及び健康増進事業の円滑な実施に向けて 情報共有・意見交換を行った。 参加人数 市町村担当職員12名 保健所職員3名 計15名

(4) がん予防対策業務

ア 肝炎治療特別促進事業

B型及びC型ウイルス性肝炎の有効な治療であるインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の一部助成を実施している。

平成20年4月からインターフェロン治療に係る医療費の一部助成が開始され、その後、自己負担限度額の引き下げや対象治療等の拡充が行われている。

平成26年10月1日よりC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変に対するインターフェロンフリー治療、また、平成27年1月16日よりC型肝炎ウイルスに対するインターフェロン治療に、バニプレビルを含む3剤併用療法が助成対象に加わった。

平成27年12月1日より、インターフェロンフリー治療を用いた再治療が助成対象に加わった。また、平成31年2月26日よりC型非代償性肝硬変に対するインターフェロンフリーの治療法が助成制度の対象となった。

肝炎治療費助成受給者証交付状況 (令和5年度)

① インターフェロン治療受給者証	0 件
② インターフェロンフリー治療受給者証	20 件
③ 核酸アナログ製剤治療受給者証	185 件 (新規 14 件、更新 171 件)

肝炎に関する相談件数 (申請等に関するもの) (令和5年度)

① 電話相談 108 件	② 来所相談 243 件
--------------	--------------

イ ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者の精密検査への受診促進を図り、肝がん等への重症化を防止するために、医療機関での初回精密検査及び定期検査の費用を助成するもので、平成27年11月から新規事業として開始された。

① 肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業

肝炎ウイルス検査で陽性となり、本事業への参加を同意した対象者に、医療機関での初回精密検査や定期検査の受診を勧奨している。令和5年度参加同意者数は3人である。

② ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

初回精密検査及び定期検査の未受診者の解消を図るため、B型、C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの療養者（フォローアップ事業参加同意者）に対し、精密検査又は定期検査費用の助成を行っている。令和5年度初回精密受診証明書の交付数は0件、定期検査費用助成申請数は2件である。

ウ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型肝炎ウイルスの起因する肝がん・重度肝硬変の治療のために、都道府県が指定する医療機関に入院している場合で、条件を満たす患者について、医療費の負担の軽減を図るために助成を行っている。令和5年度の申請件数は2件である。

エ がん検診推進事業

補助金交付に係る事務と、検診の導入に向けての支援及び、女性特有のがん検診についての広域化に係る調整等を実施している。

平成21年度から、市町村が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん、及び乳がんに関する「健診手帳」及び検診費用が無料となる「がん検診無料クーポン券」を送付する事業が開始された。また、平成28年度から子宮頸がん、及び乳がんのがん検診について個別の受診勧奨・再勧奨を強化するほか、要精密と判断された方についても精密検査未受診者に対する受診再勧奨を進め、がんの早期発見につなぐ事業が開始された。

オ がん検診啓発事業

がん検診啓発事業実施要領に基づき、管内市町村や職域と連携を図り、地域住民が、がん検診の有用性等の理解を深めがん検診受診率の向上を図ることを目的に、健康づくりの出前講座等においてチラシを配布し、普及啓発活動を行っている。

また令和元年度から県の取組みとして、がん検診の推進を目的とした市町村ヒアリングの実施や、小児AYA世代を対象とした事業が始まっている。

(5) 在宅医療推進事業

福岡県では、「誰もが望む場所で療養できる地域医療体制の整備」を目指し、平成20年度から県内4ブロックでモデル保健所内に地域在宅医療支援センターを設置し、平成22年度からは、9ヶ所の全保健所内に設置して、体制づくりに取り組んできた。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指し、市町村や医師会等関係機関と連携している。

ア 地域在宅医療センター事業

① 在宅医療推進協議会

在宅医療に関する関係機関のネットワーク構築のために、協議会を実施した。

実施日	内 容	委員
令和5年 12月13日 オンライン	(1) 令和4年度北筑後地域在宅医療支援センター活動報告及び令和5年度事業計画について (2) 各医師会の在宅医療・介護連携推進事業の取組み状況について (3) 情報提供 ・在宅医療に必要な連携を担う拠点について ・小児等地域療育支援病院及び在宅療養児一時受入支援事業について	在宅医療推進協議会委員 17名

② 地域在宅医療支援センター

平成22年10月1日より北筑後地域在宅医療支援センターを設置し、がんや難病で緩和ケアを受けながら在宅療養を希望する患者やその家族への相談支援及び関係機関への緩和ケアに関する情報提供を行っている。

(令和5年度)

		がん	難病	その他	不明
電話	実数	0	6	0	0
	延数	0	88	0	0
面接	実数	0	13	0	0
	延数	0	21	0	0
訪問	実数	0	5	0	0
	延数	0	12	0	0

③ 市町村支援（医師会支援含む）

地域における在宅医療と介護の一体的な提供体制の充実のためには、平成30年度から市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業の推進が重要である。市町村と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進していく必要がある。

○市町村ヒアリング（実施日：令和5年8月24日、28日、9月1日）

○各地域への支援

	内 容（開催回数）
朝倉地域	在宅医療連携拠点委員会（5回） 市民公開講座（1回） *その他、市町村主催の会議に出席
小郡三井地域	在宅医療・介護連携センター研修会（3回） 実行委員会（1回） *その他、市町村主催の会議に出席
うきは地域	在宅医療介護連携協議会（1回） 在宅医療介護連携センター事業運営委員会（1回大雨のため欠席） 福岡県とびうめネット連絡会議（2回） *その他、市町村主催の会議に出席

④ 在宅医療・介護連携センター相談員連絡会

各地域のセンターに配置されている相談員で活動状況等情報共有することで、センターの機能強化や広域的な連携強化を目的に平成30年度から相談員連絡会を開催している。管内医師会相談員と管内市町村の在宅担当で情報交換を実施した。

実施日	内 容	参加者数
令和5年 10月12日	【相談員連絡会】 (1) 在宅医療・介護連携推進事業について (2) 保健所より情報提供 (3) 情報交換	9名

⑤ 介護施設等への看取り調査及び研修会

当所管内における施設看取り率は本県同様に全国より低い状況にあり、施設看取りをテーマに研修会や調査を実施している。令和2年度に行った高齢者施設看取り調査の結果から、各医師会在宅医療・介護連携推進事業における研修企画の支援を行っている。

⑥ 出前講座

地域住民に対し、北筑後在宅医療支援センターの相談窓口や、地域の利用できるサービスについての理解や、在宅医療についての関心が深まるよう普及啓発を例年実施している。

⑦ 落雷・豪雨災害による停電等に備えた在宅人工呼吸器等使用患者への対応

災害等による停電が発生した場合に地域の在宅人工呼吸器等使用患者の安全な療養生活を守り、万が一の生命の危機を避けることを目的に「災害発生時の緊急連絡体制」の確認や対象者の台帳を作成し備えている。

また、訪問看護ステーションと連携し、災害等による停電が発生する恐れのある場合の注意喚起及び災害発生後の安否確認等を行っている。

⑧ 認知症対策

市町村地域支援事業の施策の一つである。「認知症対策」は、平成27年度までは県こころの健康づくり推進室の所掌事務であったが、平成28年度から県高齢者地域包括ケア推進室が所掌することとなったため、精神保健係から健康増進係の所掌事務となった。県が二次保健医療圏毎に認知症医療センターを指定することとしており、久留米大学病院と朝倉記念病院が指定されている。各医療機関で開催されている認知症地域医療連携協議会に、年1回程度出席している。

イ 訪問看護ステーションスキルアップ研修事業（訪問看護ステーション連絡会）

訪問看護ステーション連絡会は、在宅ケアを支援する質の高い看護ケアサービスの提供と技術の向上及び在宅医療に関わる関係機関との連携強化を図ることを目的に実施している。

平成23年8月に6ヶ所の訪問看護ステーションから始まり、令和5年度は26ヶ所の訪問看護ステーションを対象に2回実施した。また、福岡県庁主催の福岡県訪問看護ステーション連携強化事業の研修会が2回開催された。

実施日	内 容	参加者数
令和5年 5月24日	訪問看護ステーション連絡会 訪問看護ステーション一覧、訪問看護ステーションの看護ケア情報について、年間計画、災害対策について	オンライン 16名
令和5年 9月15日	スキルアップ研修会（難病従事者研修会と共催） 講話「難病等在宅療養者・児の口腔ケアについて」 講師 久留米大学医学部歯科口腔医療センター 寺松 順子 氏	8名（管内）
令和5年 5月31日 6月27日 7月27日	令和5年度福岡県訪問看護ステーション連携強化事業 各地区BCP策定支援者育成ワークショップ 「実践！8stepでつくる私たちのBCPと、BCP策定支援のためのファシリテート」 講師 慶応大学医学部 衛生学公衆衛生学教室 一般社団法人コミュニティヘルス研究機構 機構長・理事長 山岸 暁美氏	オンライン 3ステーション 3名（管内）
令和5年 11月10日 12月15日 令和6年 1月26日	令和5年度福岡県訪問看護ステーション連携強化事業 地区別交流会（筑紫・朝倉地区）BCP策定ワークショップ 「実践！8stepでつくる私たちのBCP」 講師 慶応大学医学部 衛生学公衆衛生学教室 一般社団法人コミュニティヘルス研究機構 機構長・理事長 山岸 暁美氏 WyL株式会社/ウィルグループ株式会社代表取締役 岩本 大希氏	16ステーション 27名 （管内）

(6) 原爆被爆者対策業務

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者健康管理手帳等の交付申請、各種手当の申請、指定医療機関申請等の受付業務を実施している。

被爆者健康手帳の交付状況及び手帳等所持者数 (人) (令和6年3月31日現在)

	令和5年度 新規交付者数	手帳所持者数	
		管内	福岡県
計	0	88	4,311

ア 認定疾病医療の給付及び一般医療費の支給
一般疾病医療機関等の指定は随時行っている。

イ 各種手当の認定者数

- ① 健康管理手当 (72人) ② 医療特別手当 (1人) ③ 特別手当 (1人)
④ 保健手当 (1人) ⑤ 介護手当 (1人)

(7) 歯科保健事業

ア 地域保健関係職員等研修事業 (歯科保健)

保健福祉環境事務所職員、市町村及びその他歯科保健事業関係者の資質向上と連携を促進することを目的に研修会を開催している。

実施日	内 容	参加者
令和5年 9月15日	講話「難病等在宅療養者・児の口腔ケアについて」 講師：久留米大学医学部歯科口腔医療センター 寺松氏	20名

(8) 保健活動推進調整事業

ア 保健事業部会

北筑後保健所運営協議会の下部組織であり、管内の保健事業に関する協議を行い地域住民に対し、より効果的な保健事業の推進を図るために、年1回開催している。主に重点事業を中心とした事業報告と次年度の重点事業及び事業計画についての協議を実施している。

実施日	内 容
令和5年6月16日 ～7月7日 (書面開催)	新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったが、再流行の懸念があったため等から、書面開催とした 1) 令和4年度事業報告について (1) 健康増進係事業報告 (2) 重点事業報告 2) 令和5年度事業について (1) 重点事業及び計画

(9) 母子保健業務

令和5年度より国のこども家庭庁が発足し、こども真ん中に置いた新たなこども家庭政策がスタートした。その最前線推進拠点となる「こども家庭センター」を全市町村に設置し、一人ひとりのこども・各家庭の個々の状況に応じた充実したサポートプランや支援が提供できるように、県としてその設置・体制整備・運営について集中的、重点的に助言及び支援をしている。子どもを安心して産み、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを当所においても妊娠期からの切れ目ない支援をめざし、ハイリスク妊産婦及び乳幼児の支援、乳幼児の発達及び女性の健康に関する相談、医療費助成等の各種施策に取り組んでいる。

ア 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症を早期に発見し、早期に治療することにより、知的障害等の心身障害を予防するために、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行っている。平成25年度からタンデムマス法が導入され検査対象疾患が増加した。令和5年度は、7件の経過をフォローしている。

イ 乳幼児発達診査事業

障害児には該当しないが、心身の発達が正常範囲になく、または出生等の状況から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、精神、運動等の発達に問題のある児童もしくは、そのおそれのある乳幼児を早期に把握し、発達診査や日常生活指導を行っている。

実施状況 (令和5年度)

実施回数	実数	延数	訪問指導	
4回中2回実施	4人	5人	実件数	0件

診査結果 (人) (令和5年度)

問題なし	再度受診	訪問指導	精密医療 機関紹介	通院入院 施設紹介	治療医療 機関紹介	療育施設 紹介	その他	計
0	1	0	0	0	0	4	0	5

ウ 慢性疾病児童等療育相談支援事業

慢性的な疾病により長期療養を必要とする児童等について、適切な療育を確保するためにその疾病の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、慢性疾病児童等の健全育成及び自立促進を目的とし、療育相談指導、育児支援教室の開催及び訪問指導等を実施している。

① 療育相談指導 (相談件数：実件数 1件 延件数 1件)

実施日	開催場所	内 容	件数
令和5年 10月27日	朝倉総合庁舎 精神保健相談室	個別相談会 相談員) 福岡県難病相談支援センター 後藤 和代氏 対象) 小児慢性特定疾病児とその保護者	1件

② 育児支援教室

実施日	開催場所	内 容	参加者数
令和5年 9月15日	朝倉総合庁舎 大会議室	講演会「難病等在宅療養者・児の口腔ケアについて」 久留米大学医学部歯科口腔医療センター 寺松 順子氏	20名

③訪問指導

訪問件数 0件 (実人員 0人)

エ ハイリスク妊産婦支援事業

① 未熟児等保健・医療連携事業

周産期医学の進歩により、未熟児等の出生が増加しており、これらの児を持つ保護者は、児の心身の発達及び育児に関して大きな不安を抱えている。そのため、保護者に対し、早期から適切な育児支援を行うための地域ケアシステム体制整備を図っている。その一環として、未熟児等ハイリスク児が入院中に保健師及び助産師が医療機関を訪問し、児及び保護者の状況把握と育児支援を行っている。

また、福岡県低出生児向け小冊子「ふくおか小さな赤ちゃん親子手帳」を作成し、出生体重1,500g未満児の保護者へ、県内周産期母子医療センター、市町村等を通じて配布している。

② 妊娠期からのケア・サポート事業

妊娠、出産後の育児不安軽減等の養育支援を行うことで虐待予防を図る目的とするケア・サポート事業として、育児支援者及び医療関係者を交え研修会および連絡会議等を行っている。

実施日	対象者	参加者数	内 容
令和5年 6月1日	管内市町村 母子保健担当者等	10名	母子保健担当者会議 1 令和5年度福岡県および北筑後保健福祉環境 事務所母子保健事業計画について 2 令和5年度市町村母子保健計画について 3 情報交換・意見交換 4 児童相談所、福岡にんしん 110 番 Link から 情報提供
令和5年 8月23日	管内市町村担当者、 福岡県・久留米市 保健所担当者、 管内産科等 医療機関従事者、 産後ケア事業 委託機関従事者、 管内開業助産師、 久留米児童相談所 職員、 管内訪問看護 ステーション従事者等	52名	講演会「地域で支える妊産婦のメンタルヘル ス」 ～事例を通して～ 医療法人コニュノテ風と虹 のぞの丘病院 院長 堀川 直希氏
令和5年 11月9日	管内市町村 母子保健担当者等	13名	母子保健の事例検討会 (保健従事者現任教育と合同開催)

オ 生涯を通じた女性の健康支援事業

女性は、妊娠・出産の仕組みが備わっているため、そのライフステージにおいて女性特有の様々な支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、平成21年度から不妊等の面接相談を偶数月に実施している。

また、本県では、県内（政令市除く）嘉穂・鞍手、宗像・遠賀、北筑後の3保健福祉環境事務所内に不妊に悩む夫婦または不妊治療を求める夫婦等に対して、不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談に応じ、精神的なサポートを行うことで、心の悩みの軽減を図るため、不妊専門相談センターを設置し、面接相談及び不妊相談専用電話による電話相談を実施している。

女性の健康支援センター相談

(令和5年度)

	相談 実件	相談 延件数	延件数の相談内訳 (主な相談内容)							
			思春 期	妊娠・ 避妊	不妊	不育症	メンタル	更年 期	性感 染症	その 他
電 話	77	111	2	3	64	5	24	0	0	13
面 接	10	20	0	0	13	5	2	0	0	0

カ 福岡県不妊に悩む方への先進医療支援事業

本県では令和5年6月1日より、不妊治療における経済的負担を軽減するため、保険適応となった特定不妊治療と併用して全額自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部の助成を行っている。

申請窓口は麻生教育サービス株式会社へ郵送受付。相談窓口は保健所。

キ 不育症検査費・治療費助成事業

本県では、令和4年5月より、不育に悩む夫婦が、不育症のリスク因子を知って不安を解消し、リスク因子に応じた治療を行うことで、出産に至るための支援を行うとともに、不育症の検査及び治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、不育症の検査及び治療に係る費用の一部の助成を行っている。

令和5年度申請件数 1件

ク 乳幼児育児支援事業

県のアンビシャス運動の一環として、次世代を担う青少年の育成のためには、乳幼児期からの親の愛情としつけが重要であることから、子どもの発達段階に応じての親の関わり方を盛り込んだ育児小冊子（子育て応援団）を県で作成し、市町村の1歳半、3歳児、就学前健診時に保護者に配布してもらい、育児支援に活用してもらおうための事業の啓発を実施している。

ケ 小児保健研究会・母子保健研修会

小児保健・母子保健に関わる関係者や住民を対象に知識の普及を図るために、久留米大学小児科、久留米市保健所と共に年1回の研修会を開催している。

実施日	内 容	参加者数
令和5年 12月2日	演題「岐路に立つ発達に凸凹のある子ども若者たち ～教育で大きく変わる将来像～」 講師 教育ジャーナリスト・編集者・総合コンサルタント 品川裕香 氏	90名

コ 朝倉地区障害者自立支援協議会 こども支援部会

障害者の理解と各機関との情報共有及び連携強化を図るために、年5回開催されている。

実施日	内 容
令和5年 4月21日	1. 近況報告・情報交換 2. 研修会開催報告 3. 自立支援協議会全体会開催報告 4. 開催計画について
令和5年 6月16日	研修会：「ことばの発達とコミュニケーション」 講師：久留米市幼児教育研究所 久留米市特別支援学校・大刀洗教育委員会 小郡特別支援学校等外部アドバイザー 言語聴覚士 高山紀子氏
令和5年 9月22日	1. 自立支援協議会全体会開催報告 2. 研修会開催報告 3. 11月研修会について 4. 情報交換・その他
令和5年 11月24日	研修会：「強度行動障害の理解と対応方法 ～成人期の困り感から見える学童期に必要な支援とは？～」 講師：社会福祉法人 福岡障害者支援センター グループホームなごみ 所長 本田央氏
令和6年 2月22日	1. 11月研修会報告 2. 2023年振り返り 3. 2024年度計画 4. 情報交換・その他

2 精神保健係

保健所は、地域精神保健福祉業務の中心的な行政機関として、精神保健福祉センター、市町村、医療機関、社会福祉機関、当事者団体、家族会、教育機関等を含めた地域社会との緊密な連携のもとに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の理念をふまえつつ、精神障がい者等の相談支援、早期治療の促進並びに地域生活及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、住民の精神的健康の保持増進活動を行っている。

(1) 精神障がい者の適切な医療の確保・充実

ア 措置入院及び医療保護入院

措置入院についての申請、通報等の受理から入院の決定、入院の解除までの業務、及び措置入院や医療保護入院についての届出や定期病状報告書受付等の業務を行っている。措置入院に関しては、久留米市の事務等も当所で行っている。

管内居住者措置入院患者数及び医療保護入院届出数 (令和5年度)

	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	計
措置入院	3	0	3	7	1	1	15
医療保護入院	129 (76)	73 (52)	131 (100)	53 (30)	1 (1)	36 (27)	423 (286)

医療保護入院の () 内は管内精神科病院入院届出数

精神保健福祉法に基づく通報件数 (当所関わった久留米市分も含む) (令和5年度)

22条	23条	24条	25条	26条	26条の2	小計	久留米市保健所のみで完結	通報総数	措置診察実施数 (内措置入院者)
2	40	2	0	16	0	60	7	67	36 (34)

※ 22条：一般人からの申請

23条：警察官の通報

24条：検察官の通報

25条：保護観察所の長の通報

26条：矯正施設の長の通報

26条の2：精神科病院の管理者の通報

イ 精神科救急医療システム

夜間の午後5時から翌日午前9時までと、休日昼間の午前9時から午後5時までに、精神疾患のために救急医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を行うために実施している。令和5年度のシステム利用は、23件であった。

ウ 精神科病院実地指導

精神障がい者の人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進する観点から、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、福岡県精神科病院実地指導要領により、管内精神科病院(5か所)の実地指導を実施している。特に、入院患者に対する処遇等について重点的に指導を行うとともに、措置入院患者、長期の医療保護入院患者等に対する精神保健指定医による現地診察を実施している。

エ 措置入院及び医療保護入院者の現地診察

措置入院及び医療保護入院者等について、当該病院において知事が指定する現地診察医の直接診察に立会い、入院患者の病状を把握するとともに、入院継続の要否及び措置入院者の措置解除等についての事務を行っている。

(2) 精神保健福祉相談事業

ア 訪問指導

精神障がい者の生活指導、病気や医療（受診勧奨や継続受診など）に関する相談、就労に関する指導、環境調整等社会復帰の援助や生活支援を行うとともに、家族等に対する相談指導を行っている。

緊急相談への対応あるいは処遇困難事例等への連絡調整も増加してきているが、市町村職員等がすみやかに適切な対応ができるようケース会議を開催し、連携を図りながら、同伴訪問等も実施している。

家庭訪問指導延べ件数

(令和5年度)

老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計
0	93	1	1	0	0	1	8	0	0	175	279

イ 精神保健福祉相談（面接・電話）

地域住民の精神的健康の保持、精神疾患の早期発見・早期治療、精神障がい者の社会参加の促進を図ることを目的に、精神科医による定例相談日を設けている。毎週火曜日の定例相談の他に、うきは市にて児童及び思春期を主な対象に月1回相談を実施している。定例相談日以外の相談も多く、保健師が面接や電話の相談に随時応じている。

精神保健福祉相談では、本人はもとより家族等の相談に応じており、適切な対応と医療に結びつけるための支援を行っている。

相談件数

(令和5年度)

		定例相談	定例外	計
面接	実数	16	34	50
	延数	16	48	64
電話	延数		1,911	1,911

(相談内容内訳のべ数)

	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
面接	2	3	5	2	0	0	10	10	0	0	0	32	64
電話	32	321	17	35	0	1	34	342	5	0	0	1,124	1,911

(3) 社会復帰促進事業

ア 精神障がい者社会復帰促進事業

医療、福祉、行政等の関係機関が連携して精神障がい者に対する充実した支援体制を構築すること及び精神障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援を行うことを目的に、平成19年度から朝倉地区において当事業を開始している。平成22年度の統合後からは、当所管内において事業を展開している。

① 地域支援会議

期 日	内 容	参加者数
令和5年 9月21日	(1)各関係機関からの取り組み状況報告 ・保健福祉環境事務所の取り組み報告及び情報提供 ・管内精神科医療機関における「地域移行・地域定着支援」の取り組み状況報告 ・管内市町村における「にも包括」取り組み状況報告 ・相談支援事業所における地域移行・地域定着支援の取り組み報告 (2)事例紹介 ・措置入院を繰り返す事例における他機関との連携支援について	精神科病院、 指定一般相談 支援事業所、 市町村、 福岡県精神保健 福祉センター 23名

② 地域支援研修会

期 日	内 容	参加者数
令和5年 10月27日 オンライン 開催	(1)情報提供 ・「にも包括」構築のために（当所相談状況含む） ・北筑後管内の状況 (2)退院後支援計画について ・北筑後管内の退院後支援計画の実施状況について ・事例紹介	管内精神科病院、 相談支援事業所、 市町村 13名
令和6年 2月9日	事例検討会 テーマ：「精神科病院退院後にグループホームに入居した精神障がい者への生活支援について」	管内精神科病院、 相談支援事業所、 市町村、訪問看護 ステーション、 グループホーム、 精神保健 福祉センター 28名

③ ケース会議（個別支援会議）

（令和5年度）

		実人員	延べ回数
		44	69
再掲	退院後支援計画支援に関すること	9	13
	医療観察法に係るケア会議	0	0

イ 精神障がい者地域定着推進事業

精神障がい者が安定した地域生活を継続できるよう、関係機関による支援体制の構築及び精神障がい者の希望する生活の実現に向けた支援を行う仕組みをつくることを目的に実施している。

① 処遇プラン普及事業

令和5年度実績：活用なし

② こころの健康手帳活用事業

令和5年度実績：活用なし

ウ 精神障がい者の退院後支援計画

措置入院をした精神障がいのある人が円滑な社会復帰ができるよう、ニーズに応じて退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援を受けられる環境を整備することを目的に、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が厚生労働省から平成30年3月に示され、平成30年9月以降の措置入院患者から患者の同意を得て、退院後支援計画を作成、支援会議を実施し、計画に基づいた支援を行っている。

(令和5年度)

内容	人数
① 令和5年度 計画作成同意確認者数	16
② 計画作成同意者数	8
③ 計画交付者数	7
④ 計画作成中の数	1
⑤ 支援計画終了者数	10

エ 障がい者就労支援

障がい者の就労の支援及び社会復帰促進のため、関係機関（主催：久留米公共職業安定所、県福祉労働部労働局労働政策課・新雇用開発課、若者サポートステーション等）の行う会議等へ参加し、課題や対策について協議や情報共有を行っている。

オ 市町村自立支援協議会

各市町村が設置する自立支援協議会が管内に4協議会ある。各協議会の取組状況を把握して情報共有を図るとともに、一部の協議会や部会に参加している。

カ 地域活動支援センター等支援

精神障がい者家族会は、管内に甘木朝倉地域精神障害者家族会、NPO法人みつば会の2団体があり、随時支援している。

(4) 自殺対策

わが国では平成18年に自殺対策基本法が施行され、令和4年に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」に基づき自殺対策を実施している。福岡県においても令和5年3月に「第2期 福岡県自殺対策総合計画」が策定されている。福岡県の自殺者数は平成23年から減少を続けていたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年、令和3年と続けて増加している。令和4年の自殺者数は減少したが、県の自殺対策計画の数値目標として挙げられていた自殺死亡率14.4以下は達成できていない。地域における自殺対策をより推進し自殺者数を減少させるため、自殺のハイリスク者への支援、ゲートキーパーの養成、相談窓口の啓発等、各関係機関との連携を強化し取り組んでいる。

ア ハイリスク者支援事業

① 地域ハイリスク者支援連携強化会議

自殺未遂者や高齢者等のハイリスク者の自殺予防に向けて、関係機関の支援体制について協議し連携強化を図るため、連絡会議を開催した。

期 日	内 容	参加者数
令和6年 2月2日	(1)行政における自殺対策について ・福岡県自殺対策計画(第2期)について ・管内市町村の自殺対策計画及び取組状況について (2)協議：救急告示病院と精神科病院、行政等関係機関との連携について ・自殺関連相談への対応について ・高齢者への自殺対策について ・救急告示病院と精神科病院の自殺未遂者への対応状況について	救急告示病院、 精神科病院、 市町村担当職員、 精神保健 福祉センター 22名

② 自殺対策実務者連絡会議（市町村担当者会議）

地域における効果的な自殺対策を推進するため、また自殺対策を実施していくことの共通認識を持つことを目的に実務担当者会議を開催した。

期 日	内 容	参加者数
令和5年 7月6日	(1)情報提供 ・自殺統計と福岡県自殺対策計画(第2期)について ・北筑後保健所管内の自殺の状況について (2)情報交換 ・市町村における令和4年度事業実績と令和5年度事業計画について ・自殺対策計画改定の進捗状況について ・北筑後保健所における令和5年度の事業について	市町村自殺対策 担当職員、 精神保健 福祉センター 11名
令和6年 3月7日	(1)自殺対策事業について ・市町村、保健所における事業と、市町村自殺対策計画について ・学校、教育課との連携の状況 ・ゲートキーパー養成講座について (2)自殺関連相談の対応状況について	市町村自殺対策 担当職員、 精神保健 福祉センター 12名

③ 筑後ブロック保健所調整会議開催（3回）

広域的な取組みについて、筑後ブロック保健所で、事業内容の情報共有や連携強化について協議した。

④ 高齢者への自殺対策の推進

管内の高齢者の自殺の割合が高いことから、令和4年度から、管内医師会へ診療所を受診する不安を抱えた高齢者への声掛けや相談先の案内周知等の協力を依頼した。9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に、ポスター、相談チラシ等を配布した。

イ 悩みごと相談促進事業

相談窓口及び自殺予防に係る対応方法等を広く啓発、周知するため、啓発活動を行った。

期 日	内 容	主な対象者
令和5年 9月	自殺予防週間に伴うキャンペーン ・ポスター・リーフレット・啓発グッズ・相談案内チラシ (令和5年度改訂)等を配布。 ・令和5年9月4日～9月15日、朝倉総合庁舎ロビーに啓 発コーナーを設置	医師会、精神科病院、 救急告示病院、市町村、 地域包括支援センター、 ハローワーク朝倉、 甘木鉄道、郵便局、銀行、 朝倉総合庁舎への来庁者
令和6年 3月	自殺対策強化月間に伴うキャンペーン ・ポスター・リーフレット・啓発グッズ・相談案内チラシ (令和5年度改訂)等を配布。 ・令和6年3月1日～3月22日、朝倉総合庁舎ロビーに啓 発コーナーを設置	医師会、精神科病院、 救急告示病院、市町村、 地域包括支援センター、 ハローワーク朝倉、 甘木鉄道、郵便局、銀行、 朝倉総合庁舎への来庁者

ウ 地域における見守り強化事業

① ゲートキーパー研修(若年層)

近年、若年層、女性の自殺者数が増加傾向にあることを踏まえ、健康増進系のハイリス
ク妊産婦支援事業と併せて、妊産婦のメンタルヘルス支援研修会を開催した。

期 日	内 容	参加者数
令和5年 8月23日	講話：「地域で支える妊産婦のメンタルヘル ス」～事例を通して～ 講師：のぞえの丘病院 院長 堀川直希氏	産科医療機関、精神科医療機関、 助産所、産後ケア事業委託機関、 訪問看護ステーション、乳児園、 市町村、児童相談所、保健所 52名

② ゲートキーパー研修(若年層)

期 日	内 容	参加者数
令和5年度 保健師学生 実習期間	保健所における自殺対策事業とゲートキー パーの役割について	保健師課程実習生 3大学 11名

③ ゲートキーパー研修(悩みを抱える方に接する機会が多い分野の方)

期 日	内 容	主な対象者	参加数
令和5年 6月23日	管内における自殺の現状とゲート キーパーについて	小郡警察署管内安全運転管理者	189名
令和5年 8月18日	管内における自殺の現状とゲート キーパーについて	朝倉市地域包括支援センター職員	16名
令和5年 11月14日	管内における自殺の現状とゲート キーパーについて	うきは市介護支援専門員	27名
令和5年 11月17日	管内における自殺の現状とゲート キーパーについて	大刀洗町民生委員児童委員協議会	37名
令和5年 12月21日	管内における自殺の現状とゲート キーパーについて	朝倉地域介護支援専門員	37名
令和6年 1月9日	管内における自殺の現状とゲート キーパーについて	朝倉市ステップリーダー	22名

エ 市町村支援

- ① 自殺統計の情報提供
- ② 市町村主催の自殺対策に関する協議会への参加
うきは市自殺対策プロジェクト委員会、筑前町自殺対策ネットワーク会議

オ その他

管内市町村広報紙（5月号、11月号）に、精神保健福祉相談の掲載依頼を行った。

(5) アルコール依存症対策事業

アルコール依存症者は本県で約4万3千人いると推計されているが、医療機関への受診者は約3千人と推計されており、未治療のアルコール依存症者が多いと推測される。

また、本県においては、飲酒運転の事故件数が多いことから、「飲酒運転撲滅条例」を定め取り組んでいる。これまで多岐にわたるアルコール関連問題への包括的な施策を定めた法律は存在しなかったが、平成25年12月7日にアルコール健康障害対策基本法が成立し、平成29年6月に福岡県アルコール健康障がい対策推進計画が施行され、あらゆる機会を捉えて、適正飲酒の啓発活動を実施している。

ア 普及啓発事業

① 家族向けアルコール依存症講演会

期 日	内 容	参加者数
令和5年 9月29日 ハイブリット 開催	講演：「アルコール問題の理解と依存症からの回復」 講師：筑後吉井こころホスピタル院長 杠 岳文 氏 発表：「家族の立場からの体験発表」 発表者：断酒会会員	一般住民、家族、 保健・医療・福祉等 関係機関職員、 自助グループ スタッフ等 28名

② 啓発活動

アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に合わせ、朝倉総合庁舎ロビーに啓発コーナーを設置した。管内断酒会で作成した啓発物（ティッシュ、リーフレット）も同時に配布した。11月17日の大刀洗町民生委員児童委員協議会で実施したゲートキーパー研修に併せて、啓発物の配布を実施した。

イ 飲酒行動改善促進事業

平成27年度からの事業であり、多量飲酒者が依存症にならないように、問題飲酒行動を改善させることを目的に実施している。

① 中小企業への減酒支援

産業医がない50人未満の事業所における減酒支援の取組みを推進している。
令和5年度は適正飲酒についての出前講座を1件実施した。
（内容についてはこころの健康づくり推進事業の健康教育と同様）

ウ 断酒継続支援の強化

- ① 管内近隣の自助グループの例会（福岡県断酒連合会浮羽断酒友の会、浮羽断酒会）に参加し、情報交換を実施
- ② 管内近隣の自助グループ一覧表チラシ作成（例会日程や連絡先を記載）

(6) 飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例関連事業

平成24年2月、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例が制定されたが、平成27年3月の条例改正に伴い、1回目の違反者に受診又は知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導（適正飲酒指導）が義務づけられた。アルコール健康障害の予防・早期発見に資することを目的として、平成27年11月から第3水曜日を適正飲酒指導日として開設している。

令和5年度は、14名の来所者があった。

(7) ひきこもり対策推進事業

平成22年度から精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターが開設され、令和2年7月には、筑後地域と筑豊地域にひきこもり地域支援センターサテライトオフィスが開設された。保健所では、センターや市町村と連携し個別の相談に対応している。

令和5年度は、センター主催の北筑後管内ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議に出席し、事例検討を通して関係機関との連携強化を図った。

(8) こころの健康づくり推進事業

ア 健康教育（出前講座）

地域住民や企業を対象として、関係部署と連携を図りながら、知識の普及や啓発を行っている。

令和5年度の実施状況は以下の1件となっている。

日時	場所	内容	対象者
令和5年8月23日	大刀洗町 ドリームセンター	安全運転管理者研修 （適正飲酒指導とゲート キーパーについて）	小郡警察署管内安全 運転管理者 189名

イ 精神障がい者訪問指導体制強化事業

精神障がい者が継続して地域で生活できるよう、保健福祉環境事務所における訪問指導体制を強化し、早期に適切な支援を行う事業である。令和4年度、実施はなかった。

(9) 保健所運営協議会精神保健福祉部会

北筑後保健福祉環境事務所管内の精神保健及び精神障がい者の福祉に関し、市町村、関係機関、団体との緊密な連携協調のもとに、地域住民に対してより効果的な精神保健福祉事業を図ることを目的として、年1回開催している。令和5年度は、7月7日からの大雨による災害対応状況を鑑み、書面開催とした。

日時	令和5年8月24日（書面決議日）
議事	ア 令和4年度重点事業「自殺対策事業」について事業報告 イ 令和5年度重点事業「自殺対策事業」における事業計画 ウ その他 精神保健係「事業概要」（令和4年度分）について報告

(10) 久留米市保健所との連携

精神科救急システムや地域の支援体制の充実を図るために、定例的に会議を開催しており、令和5年度は、2回開催した。

保健衛生課

1 保健衛生係

安全で衛生的な生活環境の確保を図るため、食品衛生、生活衛生関係営業施設の衛生確保に関する監視指導業務、狂犬病予防及び動物愛護に関する業務、水道（専用水道・簡易専用水道）衛生確保、飲用井戸等に関する相談業務等を行っている。

(1) 食品衛生業務

食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害発生を未然に防止するため、食品衛生法、福岡県食品衛生法施行条例、食品表示法、福岡県ふく取扱条例等に基づき、次の業務・事業を行っている。

ア 営業許可

食品衛生法に基づく業種及び福岡県食品取扱条例に基づく業種について、申請された営業施設等が施設の基準に適合しているかを確認し、許可している。

イ 監視指導及び食品の収去検査

福岡県食品衛生監視指導計画に基づき、管内の営業許可施設及び許可を要しない食品関係営業施設の監視指導を実施している。特に、食品の流通量が増加する夏期及び年末には特別監視を行っている。

食品の収去検査は、主に管内で製造される食品について実施しており、違反食品の排除に努めるとともに、検査結果に基づいた衛生指導を行っている。

なお、特定業種（食品製造業、食品流通拠点等）については、南筑後保健福祉環境事務所に設置されている食品衛生広域専門監視班が定期的に監視指導等を行っている。

ウ 衛生教育及び自主管理体制の強化

食品営業者、集団給食関係者、直売所関係者等に対して、食品衛生に関する知識の普及向上、食品取扱施設や食品の取扱い等に関する衛生的な管理体制の構築を図るため、（公社）食品衛生協会と協力して食中毒予防講習会や各種衛生講習会を開催している。

また、消費者に対して食品の安全性などに関する正しい情報を提供するため、出前講座等の開催やパンフレット・ホームページ等を活用した啓発活動も行っている。

○食品関係営業施設数（旧食品衛生法に基づくもの）

令和6年3月31日現在

		小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	特殊形態	合計
飲食店 営業	一般食堂	57	63	125	44	8	15	0	312
	仕出し屋・弁当屋	9	18	19	17	5	3	0	71
	旅館	2	7	18	0	0	0	0	27
	その他	104	136	141	41	5	25	69	521
菓子（パンを含む）製造業		24	64	53	26	6	10	13	196
乳処理業		0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		0	0	2	0	0	1	0	3
集乳業		0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		4	5	7	3	0	4	0	23
魚介類せり売り営業		0	0	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		0	0	2	1	0	1	0	4
食品の冷凍または冷蔵業		1	1	3	2	0	3	0	10
かん詰またはびん詰食品製造業 （上記及び下記以外）		0	0	3	1	0	0	0	4
	喫茶店営業	11	14	35	6	0	6	13	85
	（再掲）自動販売機	8	12	30	6	0	6	0	62
あん類製造業		0	0	1	0	0	0	0	1
アイスクリーム類製造業		0	3	1	0	0	0	1	5
食肉処理業		0	2	3	2	0	1	0	8
食肉販売業		7	8	13	9	0	9	0	46
食肉製品製造業		0	2	0	0	0	0	0	2
乳酸菌飲料製造業		0	0	1	0	0	0	0	1
食用油脂製造業		0	0	2	0	0	0	0	2
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		2	3	6	3	0	1	0	15
醤油製造業		0	1	4	0	0	0	0	5
ソース類製造業		0	0	2	1	0	0	0	3
酒類製造業		1	0	1	0	0	1	0	3
豆腐製造業		1	0	4	1	0	0	0	6
納豆製造業		0	0	0	1	0	0	0	1
めん類製造業		2	8	3	1	0	1	0	15
そうざい製造業		0	40	22	21	3	7	0	93
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。）製造業		0	0	0	1	0	0	0	1
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料製造業		0	2	4	3	0	3	0	12
氷雪製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
計		225	377	475	184	27	91	96	1,475

○食品関係営業施設数（改正食品衛生法に基づくもの）

令和6年3月31日現在

	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	特殊形態	合計
飲食店営業	163	194	286	102	12	30	152	939
調理機能を有する自動販売機	0	3	6	3	0	0	0	12
食肉販売業	8	11	14	9	0	1	0	43
魚介類販売業	8	3	8	5	0	4	0	28
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	1	0	0	0	0	0	1
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	2	3	3	1	0	1	0	10
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	26	66	62	32	5	5	0	196
アイスクリーム類製造業	1	2	2	0	0	0	0	5
乳製品製造業	0	1	0	0	0	0	0	1
清涼飲料水製造業	1	3	3	1	0	0	0	8
食肉製品製造業	1	2	0	0	0	1	0	4
水産製品製造業	0	3	2	1	0	0	0	6
氷雪製造業	0	0	1	0	0	0	0	1
液卵製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	1	1	1	0	0	0	3
みそ又はしょうゆ製造業	0	1	8	1	3	1	0	14
酒類製造業	0	1	8	1	1	2	0	13
豆腐製造業	0	3	2	1	0	0	0	6
納豆製造業	0	0	1	0	0	0	0	1
麺類製造業	1	3	5	0	0	0	0	9
そうざい製造業	9	45	31	21	1	6	0	113
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	1	4	6	3	0	1	0	15
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	2	13	8	13	0	4	0	40
密封包装食品製造業	0	1	4	2	0	0	0	7
食品の小分け業	0	1	0	1	0	0	0	2
添加物製造業	0	0	1	0	0	0	0	1
計	223	365	462	198	22	56	152	1,478

○届出を要する食品関係営業施設（改正食品衛生法に基づくもの）

令和6年3月31日現在

区分	旧許可業種であった営業	販売業	製造・加工業	その他	合計
小計	454	788	376	115	1733

○新規・更新許可件数 (令和5年度)

区分			合計
	新規	更新	
旧食品衛生法関係	0	0	0
改正食品衛生法関係	460	0	460

○講習会・衛生教育実施状況 (令和5年度)

区分	食品営業者	給食施設従事者	消費者等	合計
実施回数	3	3	2	8
参加人数	164	123	25	312

○食中毒発生状況 (令和5年度)

発生年月日	患者数	原因		
		施設種類	食品名	物質
発生なし	0	-	-	-

○食品苦情受付状況 (令和5年度)

区分	有症苦情	異物混入 (虫・金属等)	異味・異臭・ 腐敗・カビ	その他	合計
件数	20	9	3	16	48

○食品の収去検査状況 (令和5年度)

食品種類	検体数	違反件数	指導件数	違反率 (%)	不適率 (%)
そうざい	68	0	2	0	3
弁当類	12	0	3	0	25
魚介類及びその加工品	9	0	1	0	11
肉・卵類及びその加工品	6	0	0	0	0
乳及び乳製品等	0	0	0	0	0
乳類加工品	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0
めん類	8	0	0	0	0
野菜類及びその加工品	36	1	1	3	3
菓子類	19	0	3	0	16
清涼飲料水	0	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0
容器包装詰め 加圧加熱殺菌食品	0	0	0	0	0
かん・びん詰め食品	0	0	0	0	0
冷凍食品	20	1	0	5	0

その他の食品	0	0	0	0	0
洗剤	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	178	2	10	1	6

(2) 動物行政業務

令和元年6月、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取り扱いへの対応強化などを目的に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和2年6月から段階的に施行されている。

これに伴い、福岡県では、新たに福岡県動物愛護推進計画（第3次）を策定した。

これらを踏まえ、関係団体との連携を図りながら、「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく各種施策を展開していく。

ア 狂犬病予防対策

狂犬病に関する危機管理対策の一環として、管内の市町村及び開業獣医師とともに「狂犬病発生時情報伝達訓練」を実施し、狂犬病発生時の各機関の役割及び情報伝達方法の確認を行っている。

その他、管内の市町村や開業獣医師と連携した犬の狂犬病予防集合注射や、係留されていない犬の捕獲を実施している。特に係留されていない犬の捕獲業務については、「犬の合同捕獲等実施要領」に基づき早朝等捕獲を実施している。

イ 動物愛護管理業務

動物取扱業者に対して、施設への監視指導等を行い、法改正の周知及び法の遵守徹底を図っている。また、犬や猫の引き取り及び負傷動物の収容業務、さらに、飼い主へ適正飼養の指導助言を行っている。

さらに所有者不明の猫対策として福岡県地域猫活動支援事業により、市町村へ補助金交付やサポーター派遣を行っている。また、市町村と共に認定地域の調査も実施している。

放し飼い、フンの放置等飼い主の管理に起因する苦情の対策として、飼い主等への指導を実施するとともに動物の飼い方について啓発チラシの配布や市町村広報誌等へ掲載を行っている。

その他、福岡県動物愛護推進協議会北筑後支部において、県知事より委嘱された動物愛護推進員の活動を支援するとともに、動物愛護推進員と協力して犬の愛護教室の開催や適性飼養の啓発活動等を行っている。

狂犬病予防業務関係

(令和5年度)

区分	畜犬登録頭数	予防注射頭数	捕獲頭数	返還頭数	咬傷犬	被咬傷者
小郡市	3,051	1,835	0	0	2	2
うきは市	1,257	1,016	7	0	1	2
朝倉市	2,845	1,914	12	6	0	0
筑前町	1,811	1,216	6	5	1	1
東峰村	100	72	1	0	0	0
大刀洗町	861	550	6	6	1	1
計	9,925	6,603	32	17	5	6

動物愛護管理業務関係

(令和5年度)

区分	引き取り											
	引き取り頭数								返還頭数			
	犬				猫				犬		猫	
	成犬		子犬		成猫		子猫		成犬	子犬	成猫	子猫
	第1項	第3項	第1項	第3項	第1項	第3項	第1項	第3項				
小郡市	0	10	0	0	0	1	0	0	7	0	0	0
うきは市	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
朝倉市	0	9	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0
筑前町	0	8	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0
東峰村	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
大刀洗町	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
計	0	34	0	0	0	2	0	0	25	0	0	0

区分	収容							
	負傷動物取扱頭数				返還頭数			
	犬		猫		犬		猫	
	成犬	子犬	成猫	子猫	成犬	子犬	成猫	子猫
小郡市	0	0	1	0	0	0	0	0
うきは市	0	0	4	0	0	0	0	0
朝倉市	1	0	5	1	1	0	2	0
筑前町	0	0	1	2	0	0	0	0
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	11	3	1	0	2	0

*第1項・・・動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項に基づく所有者からの引き取り

*第3項・・・動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項に基づく拾得者等からの引き取り

動物取扱業関係（第一種）

(令和6年3月31日現在)

区分	販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあっせん	譲受譲渡	登録施設数
小郡市	11	14	1	1	0	0	0	27
うきは市	19	9	0	0	1	1	0	30
朝倉市	28	20	1	3	1	0	0	53
筑前町	16	8	0	4	1	0	1	30
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	9	4	1	0	1	0	0	15
計	83	55	3	8	4	1	1	155

動物愛護啓発事業活動実施状況

(令和5年度)

区分	犬のしつけ方教室	動物愛護教室	適正飼養推進キャンペーン
実施回数	0	0	5
参加人数等	0	0	2,160

(3) 生活衛生業務

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館、興行場の生活衛生営業施設及び特定建築物等その他の関連施設に対し、衛生の確保・向上を図るために関係法令等に基づき、営業の許可、確認及び施設の監視指導を行っている。

特に、公衆浴場や旅館(共同浴場)等におけるレジオネラ菌対策について重点的に監視指導している。

生活衛生関係

(令和6年3月31日現在)

区分	興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		旅館	遊泳用プール	特定建築物	火葬場
		普通	その他			洗濯	取次所				
小郡市	0	0	4	48	105	10	37	6	4	8	1
うきは市	0	0	15	39	69	6	24	38	2	10	1
朝倉市	1	0	31	69	117	10	44	73	5	21	2
筑前町	0	0	3	25	38	4	7	3	1	3	0
東峰村	0	0	1	3	3	0	0	7	0	0	0
大刀洗町	1	0	0	10	23	4	5	1	0	2	0
計	2	0	54	194	355	34	117	128	12	44	4

(4) 水道関係業務

水道法に基づく水道施設(専用水道、簡易専用水道)の確認申請、届出に係る業務を行っている。

また、安全な水を確保する観点から、上記水道施設の立入検査を行うとともに、福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領に基づき飲用井戸に係る指導や助言を行っている。

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成25年4月1日施行)により、水道法第48条の2が改正され、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限が市へ移譲された。)

水道関係施設数

(令和6年3月31日現在)

区分	筑前町	東峰村	大刀洗町	計
専用水道	11	0	0	11
簡易専用水道	4	1	5	10

2 感染症係

(1) 感染症対策

交通手段の発達に伴う人・物の移動や開発等による環境の変化、社会様態の変容、人権尊重への要請などにより、これまでの伝染病予防法にかわって、平成11年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）が施行された。

感染症法は、重症度や病原体の感染力により、一類感染症から五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の類型を加えた8分類に分けられ、各類型に応じた措置を講じるよう体系化されている。

① 感染症の発生状況と対応

感染症発生届を受理した場合は、患者本人や家族等に対して感染症の原因究明やまん延防止のための調査を行うとともに、必要に応じ健康診断を実施している。

また、住民や医療機関・各種施設等からの電話相談や来所者の相談に対応している。

ア 感染症発生状況（当所受理分）

（令和5年度）

疾 患 名		件 数
二類感染症	結核	37
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	19
四類感染症	レジオネラ症	1
五類感染症	アメーバ赤痢	1
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1
	後天性免疫不全症候群	1
	梅毒	14
	風しん	1
※ 新型インフルエンザ等感染症（二類相当）	新型コロナウイルス感染症	124
合 計		200

※ 令和5年5月8日より五類感染症に移行し定点把握となり、発生届の提出は不要となった。

イ 感染症対応状況（社会福祉施設の集団発生に関する調査及び相談）

（令和5年度）

疾患名または症状	件 数
新型コロナウイルス感染症	43
感染性胃腸炎	1
腸管出血性大腸菌感染症	1
ノロウイルス	1
インフルエンザ	2
合 計	48

ウ 行政検査

感染症法第15条に基づき、①感染症の患者、②無症状病原体保有者、③疑似症患者、④感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者、に対して検査を行っている。

（令和5年度）

対象疾患		①	②	③	④
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	0	0	0	50
五類感染症	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1	0	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	0	0	0
	麻疹	0	0	1	0
	新型コロナウイルス感染症（令和5年5月8日以降）	21	0	0	0
新型インフルエンザ等感染症（二類相当）	新型コロナウイルス感染症（令和5年5月7日以前）	2	0	0	0

エ 感染症の診査に関する協議会

一類・二類感染症発生時の当該患者への入院勧告や就業制限、三類感染症患者への就業制限に関することを協議するために、南筑後保健福祉環境事務所、筑紫保健福祉環境事務所、糸島保健福祉事務所を管轄する「北筑後保健所感染症の診査に関する協議会」を設置している。令和5年度は3回開催した。

オ 感染症発生動向調査

感染症法の届出に基づく一類感染症から五類感染症全ての感染症の発生状況について、一元的な情報収集、分析、提供・公開体制を構築するために感染症発生動向調査事業を行うとともに、市町村等の担当課へ発生状況の情報を提供している。

また、管内の病原体定点医療機関等の協力を得た上で、病原体分離等の検査情報収集のための検体検査を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の全国発生動向把握のためのゲノム解析についても検体検査を行い、検査結果について各関係機関に還元している。

カ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

大雨等の水害により感染症の発生及びまん延の恐れある場合は、感染症法に基づく消毒指示を行っている。令和5年度は、管内の関係自治体に対して消毒指示を行った。

キ 感染症の啓発・正しい知識の普及

感染症発生の予防及びまん延防止のために、各種感染症に関する情報の提供・指導・支援を行っている。

年 月 日	内 容	対象者
令和5年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「保育所における感染症対策について」 ・実演①手指衛生 ・実演②吐物処理 	管内保育所職員
令和5年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・講 話「管内における結核患者の発生状況と課題～高齢者施設と結核～」 ・情報提供「五類移行後の新型コロナウイルス感染症の発生状況と課題」 ・講 話「高齢者施設でこれだけは続けよう感染対策」 	高齢者入所施設職員
令和6年2月1日	テーマ：災害時の感染症対策 <ul style="list-style-type: none"> ・GW「避難所評価についてのグループワーク」 ・説明と実演「災害時ラップ式トイレの紹介」 ・説明と実演「吐物処理の実際」 	当所職員、管内市町村職員（地域保健従事者現任教育として実施）
①令和6年3月19日 ②令和6年3月22日	感染症患者搬送に係る消防署員向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・講話「救急活動時における感染対策」 ・動画視聴「一類感染症のための標準防護具の着脱方法について」 ・個人防護具の着脱訓練 	甘木朝倉消防署員
令和5年7月～ 令和5年12月	高齢者施設における感染対策支援のための巡回相談（施設訪問指導） <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策に関する調査 ・これまでの施設内感染症発生の振り返り ・感染対策に関する情報提供 	管内高齢者施設

② 新型インフルエンザ等対策

病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新興感染症に対しては、国民の生命健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策措置法」が施行され、同年6月には、政府の新型インフルエンザ等対策行動計画が策定された。本県においても同年9月に「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、計画に基づいた対策を実施している。

ア 地域新型インフルエンザ等対策連絡会議

新型インフルエンザ等の発生段階や地域の実情に応じた対策を円滑に実施することを目的に、管内の市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防等の関係機関による会議を開催している。

本会議は、平成21年度から平成26年度までは、久留米保健医療圏、朝倉保健医療圏毎に開催していたが、平成27年度に、本会議を保健所管内ごとに開催することと整理し、北筑後保健所運営協議会地域救急医療部会として位置付けた。令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で開催できなかった。地域新型インフルエンザ等対策連絡会議を救急医療部会の中での位置づけをより明確化するために、令和5年度に救急医療部会の要領を改正した。

年 月 日	内 容
令和6年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○議事 北筑後保健所運営協議会地域救急医療部会設置要領の改正について ○情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・北筑後保健福祉環境事務所における新型コロナウイルス感染症の発生状況と課題について ・今後の新興感染症の発生に備えた健康危機管理対処計画の策定について ○その他 新興感染症発生時における関係機関のメーリングリストについて

イ 新型インフルエンザ等対策実地訓練

発生段階における県の組織体制や帰国者・接触者相談センター設置等スケジュール、医療体制について確認を行うために開催している。

年 月 日	内 容	対象者
令和5年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症発生時の感染対策について ・个人防护服の着脱訓練 主催：朝倉医師会病院	朝倉医師会、浮羽医師会医療機関職員、保健所職員等
令和6年3月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理対処計画説明 ・个人防护具の着脱訓練について 主催：保健所	保健所職員

ウ 情報伝達、サーベイランス

福岡県感染症発生動向調査（週報）を、市町村等の関係機関へ提供している。

③ 健康危機対処計画（感染症編Ver.1）の策定について

新型コロナウイルス感染症対応における課題を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及び感染拡大に備えるため、令和4年12月に感染症法及び地域保健法が改正され、感染症法に基づく感染症予防計画において、新たに保健所体制についての項目を設けることが規定された。また、地域保健法の改正に伴い、令和5年3月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、保健所において令和5年度末までに「健康危機対処計画」を策定することが示された。当所では令和6年3月に、感染症危機発生時における速やかな有事体制への移行（発生段階に応じた増員等）や組織体制についてあらかじめ取り決め、有事の際に対応するための健康危機対処計画（感染症編Ver.1）を策定した。

④ 高病原性鳥インフルエンザ対策

ヒトが鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）に感染した時は、感染症法の二類感染症に指定されており、入院措置等の措置を行う必要がある。家さん農場における鳥インフルエンザ対策については、県農林水産部が主催する訓練に参加するなど、管轄の農林事務所や家畜保健衛生所と連携を図っている。令和5年度は、発生時の対応について関係機関や所内対応等を確認した。

⑤ エイズ・性感染症対策

ア 啓発普及活動事業

平成18年6月に HIV 検査普及週間が創設され、毎年12月1日を国連が提唱する世界エイズデーとして、啓発普及活動が実施されている。当所は、定期の相談・検査に加え、さらに利用者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進するために、土日や夜間のエイズ相談検査の窓口を開設している。

また、エイズ・性感染症に関する知識の浸透を図るため、HIV 検査普及週間や世界エイズデー等の機会を捉え、広報活動を行っている。令和5年度は、HIV 検査普及週間、世界エイズデーにおいて、臨時検査や広報活動を実施した。

○ HIV 検査普及週間における臨時相談・検査 (令和5年度)

場 所	実施日	受付時間	内 容
朝倉総合庁舎	令和5年6月3日（土）	9:30～11:30	HIV・梅毒迅速検査

○ 世界エイズデーにおける夜間エイズ相談・検査 (令和5年度)

場 所	実施日	受付時間	内 容
久留米総合庁舎	令和5年12月2日（土）	9:00～12:00	HIV・梅毒迅速検査

○ 広報活動の実施状況 (令和5年度)

実施時期	実施内容
令和5年5月29日～6月9日	朝倉総合庁舎及び久留米分庁舎ロビーでの啓発コーナー設置
令和5年11月～12月	市町村、専門学校、自動車学校、商業施設、甘木鉄道の駅構内等へのポスター掲示、リーフレット等の配布
令和5年11月20日～12月3日	朝倉総合庁舎及び久留米分庁舎ロビーでの啓発コーナー設置
通 年	当所ホームページ及び「HIV相談検査マップ」サイトへの掲載

イ 検査、相談事業

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から休止していた久留米総合舎での検査事業（毎月1回、HIV・梅毒迅速検査のみ）を8月から再開した。

また、朝倉総合庁舎での月1回の検査を、令和6年2月から月2回、7月から毎週月曜日へと、検査回数を増やして実施している。

○ エイズ相談及びHIV抗体検査件数 (令和5年度)

相 談	検 査
82	59

※迅速検査の導入（久留米分庁舎 H18年6月～・朝倉本庁舎 H30年10月～）

○ 性感染症検査件数 (令和5年度)

梅毒検査	性器クラミジア	淋菌検査
58	33	33

⑥ C型・B型肝炎相談・検査事業

C型肝炎ウイルスに感染している人を早期に発見し、医療機関への受診を勧め、肝がん発病の予防とその不安の解消を図るため、平成13年6月より相談事業を開始している。また、平成18年9月よりC型肝炎抗体検査を開始し、平成19年11月よりB型肝炎検査を導入している。一方、県が契約した医療機関によるC型・B型肝炎無料検査は、平成19年10月より開始されている。

○ C型・B型肝炎に関する相談及び検査件数 (令和5年度)

検査等に係る相談	検査件数(実数)	C型肝炎検査	B型肝炎検査
12	8	8	8

(2) 結核対策

保健所は地域における結核対策の中核的な拠点として、定期検診や予防接種の実施状況の把握、結核患者の早期発見やDOTS（直接服薬確認療法）の推進を行い、また、保健指導・管理検診などの患者管理の実施、接触者健診の実施など、発生届出から登録削除するまでの個別支援を行っている。

平成28年11月、結核に関する特定感染症予防指針の一部が改正され、令和元年（2020年）までに罹患率10以下、DOTS実施率95%以上という目標が掲げられ、患者中心のDOTSの推進、病原体サーベイランスの推進、低まん延国化に向けた体制の検討を柱とした対策を進めるとされてきた。保健所は地域DOTSの拠点として、家庭訪問等での地域DOTSの実施及び関係機関との連絡調整を行うとされている。

当所においては、治療完遂の支援のため、家庭訪問等の個別支援の他に、所内DOTSカンファレンスを定例的に（月1回）実施している。また、コホート検討会を開催し、地域の課題抽出や、結核管理の充実を図り、結核患者の確実な治癒を目指した服薬支援や二次感染防止対策等に取り組んでいる。

令和4年の全国結核罹患率は8.2となり結核低まん延国の水準を達成したが、今後は新規患者の多くを占める高齢者と外国出生者への支援を充実させていく必要がある。

① 管内結核患者状況

ア 管内結核登録者年次推移

区分	年	人口 (各年10月1日現在)	結核登録者		新規登録者	
			登録者数	登録率	登録者数	罹患率
全 国	30	126,443,000	37,134	29.4	15,590	12.3
	R1	126,167,000	34,523	27.4	14,460	11.5
	R2	126,227,000	31,551	24.9	12,739	10.1
	R3	125,502,000	27,754	22.1	11,519	9.2
	R4	124,946,789	24,555	19.7	10,235	8.2
福 岡 県	30	5,111,494	1,506	29.4	594	11.6
	R1	5,110,113	1,416	27.7	614	12.0
	R2	5,108,038	1,298	25.4	512	10.0
	R3	5,123,748	1,214	23.7	535	10.4
	R4	5,116,046	1,096	21.4	437	8.5
管 内	30	183,844	55	29.9	22	11.9
	R1	182,926	55	30.0	20	10.9
	R2	181,940	66	36.2	22	12.1
	R3	183,912	52	28.3	27	14.7
	R4	183,349	45	24.5	12	6.5

朝倉市	30	50,516	12	23.7	4	7.9
	R1	49,894	13	26.0	5	10.0
	R2	49,254	15	30.4	4	8.1
	R3	49,661	11	22.2	9	18.1
	R4	49,042	10	20.4	5	10.2
筑前町	30	29,306	7	23.8	5	17.0
	R1	29,473	6	20.3	2	6.7
	R2	29,608	5	16.8	1	3.3
	R3	29,764	3	10.1	2	6.7
	R4	29,839	4	13.4	2	6.7
東峰村	30	1,996	0	0.0	0	0.0
	R1	1,947	0	0.0	0	0.0
	R2	1,895	0	0.0	0	0.0
	R3	1,863	0	0.0	0	0.0
	R4	1,812	0	0.0	0	0.0
小郡市	30	58,427	22	37.6	8	13.6
	R1	58,517	20	34.1	6	10.2
	R2	58,322	29	49.7	13	22.2
	R3	59,422	25	42.1	9	15.1
	R4	59,663	21	35.2	4	6.7
大刀洗町	30	15,271	3	19.6	2	13.0
	R1	15,274	2	13.0	2	13.0
	R2	15,387	3	19.4	0	0.0
	R3	15,626	6	38.4	5	32.0
	R4	15,717	7	44.5	1	6.4
うきは市	30	28,328	11	38.8	3	10.5
	R1	27,821	14	50.3	5	17.9
	R2	27,474	14	50.9	4	14.5
	R3	27,576	7	25.4	2	7.3
	R4	27,276	3	11.0	0	0.0

*出典：福岡県の結核（保健医療介護部作成）*登録率、罹患率については、人口10万人対

イ 結核患者新規登録者数（年代別）（令和5年）

区分	総数	0～19歳	20～59歳	60～69歳	70歳以上
朝倉市	7	0	1	2	4
筑前町	1	0	0	0	1
東峰村	0	0	0	0	0
小郡市	9	0	5	0	4
大刀洗町	3	0	2	0	1
うきは市	4	0	1	0	3
合計	24	0	9	2	13

*潜在性結核感染症は含まず。

ウ 結核患者新規登録者数

(令和5年)

区 分	総 数	塗抹陽性	その他の結核菌陽性	陰性	肺外結核
朝 倉 市	7	2	1	0	4
筑 前 町	1	1	0	0	0
東 峰 村	0	0	0	0	0
小 郡 市	9	3	2	2	2
大刀洗町	3	1	2	0	0
うきは市	4	2	1	0	1
合 計	24	9	6	2	7

*塗抹陽性とは、喀痰検査による結核菌が陽性のもの

② 定期健康診断、接触者の健康診断

当所では、事業所の長、学校の長、施設の長、市町村長に対して、感染症法に基づき実施が義務付けられている結核定期健康診断の実施状況の把握を行っている。結核患者との接触者（患者家族、その他接触者）については、結核患者の早期発見、感染源及び感染経路の探求を目的に接触者の健康診断を実施している。なお、他の健康診断により感染・発病の有無を把握できる者は、その結果把握に努めている。

○ 結核接触者健康診断受診者数（延べ数）

(令和5年度)

内 訳	患者家族	接触者
胸部X線検査のみ	0	0
ツベルクリン反応検査のみ	1	0
ツベルクリン反応検査+胸部エックス線検査	0	0
ツベルクリン反応検査+ I G R A検査+胸部エックス線検査	0	0
I G R A検査のみ	10	149
I G R A検査+胸部X線検査	1	5
小 計	12	154
他機関での受診	0	0
合 計	12	154

③ 管理検診、定期病状調査

治療を終えた結核患者の健康状態を経過観察するため、当所では管理検診及びかかりつけ医療機関に対する病状調査を行っている。管理検診未受診者に対しては家庭訪問等を行い、受診勧奨を行っている。

○ 管理検診、定期病状調査

(令和5年度)

管理検診対象者延べ数	62
管理検診受診者数	46
(内訳)	
保健所での管理検診	6
医療機関受診	40
未確認者	16

*平成23年4月から、6カ月毎の病状把握実施

④ 訪問指導等

結核患者届出を受けると、速やかに患者や家族を訪問し、発病状況等の情報入手や服薬管理等療養上の指導を行っている。また、患者家族等の接触者に対しては、健康診断の受診勧告等を行うなど、発病予防、新たな結核患者の早期発見に努めている。

○ 結核患者等への家庭訪問及び相談件数 (令和5年度)

訪問指導件数	DOTS訪問(再掲)	電話相談件数	来所相談件数
55	56	319	25

*DOTS：結核患者に対して、家庭訪問等で直接に服薬を確認する療法

⑤ 結核の診査に関する専門部会

北筑後保健所感染症の診査に関する協議会の下に、北筑後保健所結核の診査に関する専門部会を設置している。感染症法第18条に基づく就業制限、同法20条の入院勧告の要否及び同法19条の応急入院勧告の報告や同法37条の2の公費負担申請内容について審議する専門部会を月2回開催している。

○ 結核の診査に関する専門部会への諮問件数 (令和5年度)

診査区分	諮問件数	答申件数		
		承認	不承認	保留
法第18条(就業制限の通知)	11	11	0	0
法第20条(入院勧告)	42	42	0	0
法第37条の2(公費負担申請)	50	50	0	0
合計	103	103	0	0

*法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

⑥ 結核等事例検討会

塗抹陽性患者の接触者等の健康診断の対象者の選定、健診計画について検討している。令和5年度の事例検討件数は、26件であった。

⑦ DOTS(直接服薬確認療法)事業

「DOTS事業実施要領」に基づき、結核患者に対し、家庭訪問等で服薬確認支援を行っている。

ア 所内DOTS(直接服薬確認療法)カンファレンス

DOTS事業は、登録時喀痰塗抹陽性者、その他服薬中断の恐れのある患者等を対象とされていたが、「結核に関するDOTS(直接服薬確認療法)」の一部改正(平成23年10月12日)され、全結核患者を対象とすることに変更されている。

当所では、結核等事例検討会のメンバーで服薬支援のためのアセスメントを行い、具体的な支援方法を決定している。令和5年度は、延24件について検討を行った。

イ 結核専門機関とのDOTS(直接服薬確認療法)カンファレンス

入院中及び退院後の患者への服薬支援を円滑に行うため、個別の退院前DOTSカンファレンスに参加し、主治医や病棟スタッフとの情報交換を行っている。令和5年度は、3回出席した。

ウ コホート検討会の実施

地域DOTS体制の強化を図るため、DOTS対象者全員の治療成績の評価と地域の結核対策に関する課題の検討を行っている。

年月日	内容	参加者
令和5年12月12日	困難事例に関する事例検討と、事例から見える地域課題の検討	保健監、保健衛生課長、感染症係長、感染症対策主幹、結核担当職員3名
令和6年3月27日	統計結果からの結核の発生状況と当所管内における地域課題、対策に関する検討	結核の診査に関する専門部会委員4名、保健監、感染症対策主幹、感染症係長、結核担当保健師2名

⑧ 学校結核対策委員会

平成15年度から小中学校におけるツベルクリン反応検査及びBCG再接種を廃止し、問診を中心とした内科検診へ転換した。また、学校単位ではなく地域と連携した結核対策をとる必要から、市または地区単位で学校結核対策委員会が設置されており、平成24年3月に文部科学省が作成した「学校における結核対策マニュアル」により、精密検査対象児童生徒の管理方針の検討が行われている。当所からは、精密検査や経過観察の指示等に関する技術的支援や情報提供を行っている。

⑨ 結核啓発活動

新登録結核患者のうち高齢者が占める割合が全国的に増加している。日本人口の高齢化と他の年齢層の罹患率の低さが影響し、高齢者層への偏りが進んでいる。当所の令和5年の結核新規登録患者（潜在性結核感染症を除く）は24件で、そのうち外国出生者は7件の届出があった。外国出生者を除く新規登録者17名のうち70歳以上が76%であり、高齢者の占める割合が高い。

高齢者施設の職員に対し、結核の正しい知識と管内の結核の現状を伝え、結核の早期発見、施設内DOTSにつなげる目的で研修を実施している。今年度も高齢者施設職員を対象に研修会を開催した。

開催日：令和5年12月14日

内容：講話「管内における結核患者の発生状況と課題～高齢者施設と結核～」

対象者：高齢者入所施設職員（介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅）

⑩ 結核指定医療機関

結核患者の医療を担当する病院、診療所、薬局を指定している。

(令和5年度)

新規申請件数	変更件数	辞退件数
6	8	6

(3) 予防接種事業

予防接種法に基づく定期予防接種の円滑な実施のため、各関係機関と連携を図りながら、管内市町村等への情報提供、相談等を行うとともに、管内市町村から報告された定期予防接種の間違い報告を、県がん感染症疾病対策課に進達し、予防接種の適正な実施の推進に努めている。

また、管内市町村が設置する予防接種健康被害事故調査委員会の委員として、保健所長が出席している。

○ 定期予防接種間違い報告件数 (令和5年度)

接種間隔誤り	重複接種	年齢対象外への接種	回数・接種量・種類の誤り	合計
13	5	2	1	21

○ 予防接種健康被害事故調査委員会開催回数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	4	3

予防接種法には、定期の予防接種と臨時の予防接種が規定され、定期の予防接種は市町村長が行うこととされている。予防接種法ではA類疾病とB類疾病に分類され、A類疾病の対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないとされており、集団予防を重点とするため努力義務となっているが、B類疾病については、個人予防に重点が置かれているため努力義務とされていない。

臨時の予防接種については、都道府県知事が、A類疾病及びB類疾病のうち、厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるとき臨時に予防接種を行う、または市町村長に行うよう指示することができることとされている。

また、B類疾病のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるとき、市町村長に臨時接種を行うことができるとしている。予防接種法の臨時接種に関する特例として、新型コロナウイルス感染症予防接種が行われたが、令和6年3月31日で終了した。

○ 定期接種対象疾患

A類疾病（努力義務）	B類疾病（努力義務なし）
ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症	インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症 新型コロナウイルス感染症（令和6年度より）

社会福祉課

1 高齢者福祉

高齢者人口の増加や核家族化の進行等、社会環境の変化に伴い、高齢者の介護を社会全体で支えるために平成12年4月から介護保険法が施行された。この介護保険制度の適切な推進を図るとともに、高齢者福祉の増進のため、市町村その他関係機関への情報の提供や必要な支援等を行っている。

また、老人福祉法に基づく届出の受付や軽費老人ホームを設置する社会福祉法人の事業費補助金交付(変更)申請等に係る審査事務、「福岡県ねりんスポーツ・文化祭」や「老人の日記念品等贈呈事業」に係る業務協力を行うほか、市町村が実施する地域ケア会議や養護老人ホーム入所判定会議に参加している。

高齢者福祉・保健施設設置状況

(令和6年3月31日現在)

施設種別	施設名	定員	所在地	電話番号	
特別養護 老人ホーム (介護老人 福祉施設) 21施設	三沢長生園	70	小郡市三沢花聳 881-1	0942-75-0347	
	ユニット型三沢長生園	30	小郡市三沢花聳 881-1	0942-75-0347	
	青寿苑	50	小郡市井上 531	0942-72-8121	
	青寿苑ユニット型	30	小郡市井上 531	0942-72-8121	
	※ 弥生の里	29	小郡市山隈字弥八郎 273-1	0942-41-2181	
	水月吉井	50	うきは市吉井町新治字水月 176-1	0943-76-5366	
	えびね荘	50	うきは市浮羽町古川 707-3	0943-77-7610	
	ひじり園うきは	50	うきは市吉井町富永 1744-1	0943-76-9222	
	いしずえ荘	100	朝倉市三奈木 2466-1	0946-21-3200	
	甘木愛光園	50	朝倉市山見字堂園 429	0946-25-1558	
	日迎の園	50	朝倉市杷木志波 92-1	0946-62-0007	
	きらく荘	50	朝倉市城 859	0946-21-1833	
	※地域密着 型介護老人 福祉施設 1施設	夢花館	50	朝倉市城 859	0946-23-8061
	計 22 施設	朝老園	120	朝倉郡筑前町朝日 586	092-926-1171
		朝倉苑	50	朝倉郡筑前町原地蔵 2226-3	0946-22-2881
		美和の里	30	朝倉郡筑前町原地蔵 2227-5	0946-24-8002
		朝老園ひさみつ	30	朝倉郡筑前町久光 1380-1	0946-21-5050
		清和園	50	朝倉郡東峰村小石原 708-13	0946-74-2453
		宝珠の郷	50	朝倉郡東峰村福井 942-1	0946-72-9811
		聖母園	50	三井郡大刀洗町大字今 491	0942-77-0084
		大刀洗幸生苑	50	三井郡大刀洗町高樋 1245-1	0942-77-0877
大刀洗昌普久苑		40	三井郡大刀洗町本郷 3279	0942-77-6560	
老人保健 施設(介護 老人保健施 設) 9施設		しらさぎ苑	100	小郡市三沢字花聳 851-1	0942-75-7291
	弥生園	100	小郡市山隈字弥八郎 273-8	0942-41-2888	
	うきは	100	うきは市浮羽町古川 1053-8	0943-77-8282	
	ラ・パス	100	朝倉市菩提寺 183-53	0946-23-1322	
	アルファ俊聖	70	朝倉市甘木 199-1	0946-22-5551	
	アスピア	100	朝倉市三奈木 2420	0946-23-2200	
	城山荘	100	朝倉郡筑前町大久保 501	0946-22-1051	
	サンビレッヂ朝日ヶ丘	80	朝倉郡筑前町朝日 568	092-927-1621	
	ふじ	78	朝倉郡筑前町山隈 842-1	0946-22-2561	
養護老人 ホーム 3施設	小郡池月苑	60	小郡市八坂 29-1	0942-72-2200	
	うきは	45	うきは市吉井町福永字嶋 72-1	0943-75-2340	
	聖母園	40	三井郡大刀洗町大字今 491	0942-77-0085	

軽費老人ホーム（ケアハウス） 6施設	ケアハウス青寿苑	20	小郡市井上 531	0942-72-8121
	ケアハウス小郡	50	小郡市三沢字北立石 5432-1	0942-75-5311
	ケアハウスえびね	15	うきは市浮羽町古川 707-3	0943-77-7610
	ケアハウス雅	30	朝倉市甘木 2427-1	0946-23-1511
	ケアハウス大刀洗	50	朝倉郡筑前町高田 2315-1	0946-23-2421
	菊水苑	50	朝倉郡筑前町高田 2311	0946-22-9743

2 介護保険

介護保険法に基づき、居宅介護サービス事業者及び介護保険施設に係る指定・変更等に関する事務や、6年ごとの更新に係る事務を行っている。

指定状況及び申請・届出件数 (令和5年度)

	令和5年度末現在 事業者・施設数	申請・届出件数					変更
		指定	更新	廃止	休止		
訪問介護	30	5	3	1	0	180	
訪問入浴介護	1	0	0	0	0		
訪問看護	23	4	3	0	0		
通所介護	47	3	7	2	0		
訪問リハビリテーション	2	0	1	1	0		
通所リハビリテーション	14	0	0	1	0		
短期入所生活介護	23	0	1	0	0		
短期入所療養介護	2	0	0	1	0		
特定施設入居者生活介護	3	0	0	0	0		
福祉用具貸与	10	0	0	0	0		
福祉用具販売	10	0	3	0	0		
(居宅サービス事業計)	165	12	18	6	0		
介護老人福祉施設	21	0	0	0	0	32	
介護老人保健施設	9	0	0	0	0	32	
(介護保険施設サービス計)	30	0	0	0	0	64	
合計	195	12	18	6	0	244	

※ (介護保険法のみ)の届出。老人福祉法の届出含まず。

3 障がい者福祉

身体障がい者及び知的障がい者に対する福祉制度は、平成15年4月1日から、行政が福祉サービスの内容と提供機関を決定する「措置制度」に代わり、障がい者の自己決定を尊重し、障がい者自身がサービスを選択し、事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」が導入された。

さらに、平成18年4月1日に施行された障害者自立支援法では、精神を加えて三つの障がいを一元化し、障がいの種類(身体障がい・知的障がい・精神障がい)に関わらず共通の福祉サービスを提供する制度として再編された。

「支援費制度」では利用者の所得に応じた応能負担の仕組みとなっていたが、障害者自立支援法では定率(原則1割)を負担する仕組みに見直され、サービス体系については、「支援費制度」の居宅系サービスと施設系サービスが、日中活動系サービスと居住系サービスに整理された。

なお、障害者自立支援法については、地域社会における共生の実現に向け、平成24年6月に制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に「難病の者等」が追加され、法の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改められた。(平成25年4月1日施行)

(1) 障害福祉サービス事業所の指定及び変更

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設に係る指定・変更等に関する事務や、6年ごとの更新に係る事務を行っている。

指定状況及び申請・届出件数 (令和5年度)

	令和5年度末現在 事業者・施設数	令和5年度申請・届出受付件数				
		指定	更新	廃止	休止	変更
居宅介護	18	2	2	0	0	272
重度訪問介護	15	2	2	1	0	
同行援護	9	0	2	1	0	
行動援護	0	0	0	0	0	
療養介護	1	0	1	0	0	
生活介護	24	4	7	1	0	
短期入所	20	2	4	1	0	
施設入所支援	8	0	6	0	0	
自立訓練(生活訓練)	1	0	0	0	0	
就労移行支援	2	0	1	0	0	
就労継続支援A型	14	4	1	2	0	
就労継続支援B型	26	3	4	1	0	
就労定着支援	3	0	0	0	0	
共同生活援助	22	2	3	2	1	
自立生活援助	1	0	0	0	0	
合計	164	19	33	9	1	

(2) 支給事務

ア 特別障害者手当等の支給(管内の郡部を所管)

(ア) 特別障害者手当(令和5年度手当額:月額27,980円)

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者に支給している。

(イ) 障害児福祉手当(令和5年度手当額:月額15,220円)

日常生活において、常時の介護を必要とする在宅の障害児に支給している。

特別障害者手当等の支給状況 (令和5年度)

	延受給者数(人)				支給額(円)
	筑前町	東峰村	大刀洗町	計	
特別障害者手当	22	1	8	31	9,586,360
障害児福祉手当	24	0	12	36	5,426,930
計	46	1	20	67	15,013,290

イ 腎臓疾患患者福祉給付金の支給

身体障害者手帳の交付を受けている者で就労等の理由により、夜間に一月5回以上の人工透析による治療(夜間の人工透析とは、人工透析の治療開始時が原則として午後5時以降になることをいう。)を受けている腎臓疾患患者に対し、通院に伴う交通費の一部を助成している。

腎臓疾患患者福祉給付金の支給状況 (令和5年度 単位:人)

	久留米市	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	計
前期	5	3	0	3	4	0	0	15
後期	6	2	0	4	4	0	0	16

※給付額:月額2,000円、給付延月数:前期84カ月、後期96カ月

(3) 障害者自立支援給付支給事務等市町村指導

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第2項及び地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき、管内市町村に対して自立支援給付支給事務等に関する指導を行っている。

※ 「福岡県自立支援給付支給事務等市町村指導実施要領」により、2年に1回以上実施。

令和5年度実施市町村：朝倉市、大刀洗町、東峰村

(4) 「ふくおか・まごころ駐車場」利用証の交付

福岡県では、障がいのある方や高齢者の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場に駐車し、安全かつ安心して施設を利用できるよう支援するため、平成24年2月から「ふくおか・まごころ駐車場」制度を開始した。

当事務所では朝倉本庁舎と久留米分庁舎で対象者からの申請を受け付け、利用証を交付している。

【利用証の交付状況】 (令和5年度)

	朝倉本庁舎	久留米分庁舎	合計
件数	286	999	1,285

4 婦人及び母子・父子・寡婦福祉

婦人、母子父子寡婦福祉に関する相談・援助及び母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還に関する事務を行っている。当事務所では、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、大刀洗町及び東峰村を担当している。

(1) 婦人相談

急激に変化する社会経済情勢の中で、買春にとどまらず、配偶者等による暴力、飲酒・薬物、夫婦間トラブル、性的虐待やレイプ、ストーカー被害など、様々な問題を抱える女性を対象に問題解決と生活の立て直しのための援助を行っている。

配偶者等からの暴力の問題については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が平成13年4月に公布、平成14年4月から全面施行された。

このことに伴い、当事務所においても平成14年度に「配偶者からの暴力防止対策久留米地域連絡会議」（現「配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」）を設置し、DV防止対策と被害者支援の取組みを強化している。

これまで数回の改正により、保護命令制度等の拡充が行われたが、平成25年の改正では、法の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となっている。

また、ストーカー行為等については、平成28年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」において、規制対象行為の拡大等の措置が講じられている。

相談受付状況（経路別）

(令和5年度)

相談経路	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	縁故者・知人	その他	計
新規	38	3	0	0	0	—	—	0	1	0	0	1	0	43
再来	16	2	0	0	0	0	5	3	16	13	0	2	0	57

(2) 母子父子寡婦福祉相談・支援

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、経済的自立とその子どもの健やかな成長及び育成を図るため、生活相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談等に応じ、自立に必要な支援を行っている。

相談受付状況（内容別）

相談内容	生活一般								小計	児童					小計
	住宅	医療	家庭紛争		就労	養育費	借金	その他		養育	教育	非行	虐待	その他	
			の暴力	配偶者等その他											
件数	0	0	35	2	24	1	0	3	65	3	0	0	0	0	3

(上表に続く)

(令和5年度)

経済的支援・生活援護										小計	その他					小計	合計	
母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金		公的年金	児童扶養手当	生活保護	税		その他	売店設置	たばこ販売	母子世帯・父子世帯向け 公営住宅	母子福祉施設の利用			母子生活支援施設
貸付	償還	貸付	償還	貸付	償還													
60	103	0	0	4	4	0	1	0	0	0	172	0	0	0	0	3	3	243

※件数は実件数

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭の母や父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図るとともに、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付けを行っている。

母子父子寡婦福祉資金の新規貸付件数

(令和5年度)

	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	計
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	1	1
生活資金	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	1	0	2	0	0	0	3
修業資金	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	2	0	0	1	4

償還状況（償還率）

（令和5年度 単位：％）

	県北筑後※	小郡市	うきは市	朝倉市
母子福祉資金	39.8	75.9	76.9	28.2
父子福祉資金	100.0	—	—	—
寡婦福祉資金	44.5	—	—	—

※ 県北筑後：2町1村（筑前町、大刀洗町、東峰村）

5 児童福祉

(1) 児童福祉週間啓発事業

「児童福祉週間」（毎年5月5日の「子どもの日」から1週間）において、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることを目的として、啓発活動を行っている。

(2) 保育所業務

管内には、認可保育所が51か所（幼保連携型認定こども園2か所を含む）、届出保育施設が24か所設置されている。認可保育所の内訳は、公立19施設、私立32施設（社会福祉法人30、株式会社1、宗教法人1）である。

児童の健やかな成長及び発達並びにその自立を図るため、関係機関と緊密な連携を図りながら、保育所の適正な運営、施設の充実、入所児童の適切な処遇が行われるよう指導している。

認可保育所の設置状況

（令和6年3月31日現在）

		小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	計
公立	施設数	3	5	9	1	1	0	19
	定員	220	385	695	150	45	0	1,495
私立	施設数	10	4	6	5	1	6	32
	定員	986	490	935	520	20	620	3,571
計	施設数	13	9	15	6	2	6	51
	定員	1,206	875	1,630	670	65	620	5,066

届出保育施設の設置状況

（令和6年3月31日現在）

市町村名	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村	大刀洗町	計
施設数	5	3	9	5	0	2	24

(3) 児童扶養手当遺棄証明

「児童扶養手当遺棄の認定基準」に基づき、児童扶養手当の支給事由の一つである「遺棄」の証明を行っている。

6 社会福祉法人に対する各種証明書の交付

社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するための不動産（土地・建物）の所有権の取得登記や賃借権の設定・移転登記について、登録免許税や不動産取得税の非課税措置を受けるために必要な証明書等の交付を行っている。

検査課

当検査課の管轄は、北筑後保健福祉環境事務所及び南筑後保健福祉環境事務所であり、業務内容は次のとおりである。

1 感染症検査業務

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、感染症発生時の患者家族及び接触者等の病原体検索を目的とした行政検査を実施している。

令和5年度も新型コロナに係る行政検査体制を維持してきたが、検査実施はなかった。

また、特定感染症予防指針に基づき、H I V及び梅毒の迅速検査を実施している。

ア 感染症法による行政検査件数 (令和5年度)

	北筑後	南筑後	合計
赤痢・チフス	0	0	0
腸管出血性大腸菌	47	37	84

イ 特定感染症検査件数 (令和5年度)

		H I V検査	梅毒検査
北筑後	本庁舎 (迅速検査)	55	54
	久留米分庁舎 (迅速検査)	5	5
南筑後	本庁舎 (迅速検査)	133	134
	八女分庁舎 (通常検査)	0	0
合 計		193	193

2 環境検査業務

水質汚濁防止法に基づき、筑後川水系8地点と矢部川水系8地点の河川水検査を実施している。

また、水質汚濁防止法及び福岡県公害防止法等生活環境の保全に関する条例に基づき事業場排水検査を実施している。

ア 河川水検査件数 (令和5年度)

北筑後	63
南筑後	92
計	155

同 (項目別)

EC	155
pH	155
BOD	155
COD	155
SS	155
大腸菌数	25
T-N	31
T-P	31

イ 事業場排水検査検体数（令和5年度）

北筑後	46
南筑後	68
計	114

同（項目別）

p H	117
B O D	117
C O D	5
S S	117
T - N	107
T - P	100
計	563

E C : 電気伝導率

p H : 水素イオン濃度

B O D : 生物化学的酸素消費量

C O D : 化学的酸素消費量

S S : 懸濁物質

T - N : 全窒素

T - P : 全燐

3 食品検査業務

食品衛生法に基づく福岡県食品衛生監視指導計画による食品等の収去検査を実施している。

令和5年度は、細菌検査563検体、化学検査264検体を実施した。

結果は、法違反事例が細菌数1件、大腸菌群2件、E.coli（大腸菌）1件、甘味料1件、保存料2件、着色料3件の合計10件、福岡県食品成分規格指導基準不適合事例が細菌数10件、大腸菌群11件、E.coli（大腸菌）1件、黄色ブドウ球菌1件の合計23件といずれも昨年度にくらべ多かった。

食品収去検査検体数

（令和5年度）

	北筑後	南筑後	合計
総検体数	178	435	613
細菌検査検体数	158	405	563
化学検査検体数	47	217	264

同（項目数）

細菌検査	件数	A	B
細菌数	559	1	10
大腸菌群	430	2	11
E. coli（大腸菌）	74	1	1
腸炎ビブリオ	43		
黄色ブドウ球菌	392		1
サルモネラ属菌	45		
カンピロバクター	10		
クロストリジウム属菌	2		
乳酸菌数	4		
リステリア	0		
その他	0		
細菌計	1,559	4	23
化学検査	件数	A	
発色剤	21		
酸化防止剤	0		
甘味料	208	1	
品質保持剤	10		
保存料	202	2	
漂白剤	13		
殺菌剤	17		
着色料	84	3	
乳脂肪分	6		
無脂乳固形分	4		
pH	67		
塩分濃度	16		
水分活性	2		
その他	14		
化学計	664	6	

A: 食品衛生法および食品表示法違反食品数

B: 福岡県食品衛生成分規格指導基準不適食品数

環境課

1 地域環境係

(1) 環境啓発関係業務

住民・事業者・行政が協働し、温室効果ガスの排出量を削減させる「脱炭素社会」、資源の循環的な利用を確保する「循環型社会」、自然と人間の共生を確保する「自然共生社会」の構築など、より良い環境をめざした地域づくりを企画、調整、実施するため、「北筑後地域環境協議会」を設置し、地域主体の活動を支援している。

北筑後地域環境協議会の構成

県出先機関	朝倉農林事務所、久留米・朝倉の各県土整備事務所、 教育庁北筑後教育事務所、北筑後保健福祉環境事務所（事務局）
管内市町村	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町
その他	福岡県地球温暖化防止活動推進員

北筑後地域環境協議会の主な活動（令和5年度）

区分	活動内容
脱炭素社会 （地球温暖化対策）	地球温暖化防止活動推進員との連携
	子ども環境家計簿活用事業
	エコ出前講座事業
	エコファミリーの登録推進
循環型社会 （3Rの推進）	3Rの啓発事業
	食品ロス削減推進事業（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止）
	ペットボトルキャップ回収
自然共生社会 （生物多様性保全）	生物多様性保全啓発事業
	自然体験活動の実施
	こどもエコクラブタイアップ事業
共通	教職員・行政職員等を対象とした研修会

ア 脱炭素社会の推進

地球温暖化防止活動推進員との連携による啓発事業や小学校・学童保育所における環境教育の支援、啓発を行った。

実施年月	実施内容	実施場所
令和5年 7月～8月	小学校・学童保育所におけるエコ出前講座	久留米市 筑前町
令和5年 6月～10月	小学生を対象に子ども環境家計簿を活用した普及啓発	管内市町村

イ 循環型社会の推進

学童保育所における啓発や、地域イベントへの出展を行った。また、ペットボトルキャップを回収してリサイクル企業に搬入した。

実施年月	実施内容	実施場所
令和5年 7月～8月	3R工作体験（空き瓶工作）	筑前町
令和5年 6月	久留米市WEB環境フェアワークショップ 「みつろうラップ作り」	久留米市
令和5年4月 ～令和6年3月	ペットボトルキャップ回収	庁舎内

ウ 自然共生社会の推進

地元の地域活動団体や市町村担当部局と協働しながら自然共生事業を実施した。

また、全国唯一のスイゼンジノリ(※)自生地である朝倉市黄金川において、スイゼンジノリの復活と保全を図るため、朝倉市を事務局とし、地元住民団体、福岡県が参画する黄金川スイゼンジノリ保全協議会が平成26年5月に設置され、当所も協議会会員として参画している。

※絶滅危惧Ⅰ類

実施年月	実施内容	実施場所
令和5年6月 令和5年9月	水辺教室	朝倉市 筑前町
令和5年5月	生物多様性保全啓発事業 「吉井町干川まつり 川底探検」	うきは市
令和5年10月 令和6年1月	自然学習会	小郡市 朝倉市
令和5年11月	自然観察及び自然物工作 「秋の自然観察とクリスマス飾りづくり」	朝倉市

エ 共通事業

実施年月	実施内容	実施場所
令和6年3月	北筑後地域環境協議会全体会議 同日研修会「人と動物の健康及び環境が調和した社会を目指すワンヘルス」	筑前町

(2) 浄化槽関係業務

浄化槽法に基づき、浄化槽の設置届出や保守点検業者の登録に係る審査事務等を行っている。

市町村別浄化槽設置基数（令和6年3月31日現在）

市町村	設置基数 (基)	令和5年度	
		新規設置届 出数(基)	廃止届出数 (基)
小郡市	1,127	3	35
うきは市	1,581	8	6
朝倉市	6,645	58	63
筑前町	856	1	8
東峰村	530	3	0
大刀洗町	147	0	1
計	10,886	73	113

浄化槽保守点検業者登録数（令和6年3月31日現在）

業者住所地	登録数
小郡市	1
うきは市	2
朝倉市	5
筑前町	0
東峰村	0
大刀洗町	1
その他	4
計	13

(3) 温泉関係業務

管内においては、原鶴温泉（朝倉市）や筑後川温泉（うきは市）など、筑後川中流沿いに温泉施設が多い。温泉の適正な利用と保護を目的として、温泉法に基づく掘削や公共利用等に係る許可申請や届出の審査事務及び事業者に対する指導等を行っている。

温泉関係施設数（令和6年3月31日現在）

区分 市町村	源泉数	公共利用許可区分		可燃性天然ガス*対策	
		浴用	飲用	ガス分離器	低濃度ガス
小郡市	3	3	0	0	3
うきは市	61	13	2	8	21
朝倉市	114	30	4	14	26
筑前町	4	2	0	0	3
東峰村	3	0	0	0	1
大刀洗町	0	0	0	0	0
計	185	48	6	22	54

*可燃性天然ガス：メタンガス（無色・無臭）。温泉水中に一定以上含む場合は対策が必要。

(4) 自然公園関係業務

管内に所在する耶馬日田英彦山国定公園及び筑後川県立自然公園内における開発行為に関する許可申請や届出の審査事務を行っている。

公園名	面積	関係市町村	指定年月日
耶馬日田英彦山国定公園	8,269ha	うきは市、朝倉市、東峰村、 （豊前市、添田町、みやこ町、 上毛町、築上町）	昭和25年 7月29日
筑後川県立自然公園	14,690ha	うきは市、朝倉市、大刀洗町、 （久留米市、八女市、嘉麻市）	昭和25年 5月13日

許可・届出件数（令和5年度）

公園名	許可件数	届出件数
耶馬日田英彦山国定公園	2	3
筑後川県立自然公園	1	0
計	3	3

(5) 傷病野生鳥獣保護業務及び鳥獣保護思想の普及啓発

ア 傷病野生鳥獣保護

傷病野生鳥獣の保護を実施した。また、愛鳥週間（5月10日～16日）の行事として探鳥会、実のなる木の配布、愛鳥週間啓発ポスター原画の募集を行った。

傷病野生鳥獣医療所

委託先	医療所設置場所	令和5年度 保護件数
公益財団法人 久留米市都市公園管理センター	久留米市東櫛原町中央公園内 久留米市鳥類センター	0件

イ 高病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザは渡り鳥が飛来する11月頃から北の地方に戻る翌5月頃までが主な発生時期であるが、高病原性鳥インフルエンザが発生・拡大すると、野鳥や家禽（養鶏）が大量死するなど各方面に大きな影響を及ぼすことから、死亡野鳥発生時の連絡体制の構築、初動調査（回収等）の方法、ウイルス検査体制、住民等への周知などについてマニュアル化され、国を中心として全国統一的な対策が行われているところである。

具体的な死亡野鳥の対応レベル（回収基準）の概要は下表のとおりである。令和5年度は、国内での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、「対応レベル2」（10月11日～）、更に国内で2例目の発生に伴い「対応レベル3」（10月25日～）に引き上げられ監視強化を図った。

なお、管内では令和5年度の死亡野鳥の検査実績は無かった。

※対応レベル表

対応レベル	検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種
対応レベル1 (通常時)	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
対応レベル2 (国内単発発生時・ 近隣国発生時)		2羽以上		
対応レベル3 (国内複数箇所発生時 ・近隣国発生時)		1羽以上	3羽以上	
野鳥監視重点区域 (発生地周辺)		1羽以上	3羽以上	3羽以上
鳥種	(鶺鴒目鶺鴒科) シジュウカラガン マガン ヒシクイ コブハクチョウ コクチョウ オオハクチョウ コハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ (カイツブリ目カイツブリ科) カイツブリ カンムリカイツブリ (ツル目ツル科) ナベヅル マナヅル (トドリ目トドリ科) ユリカモメ (鶺鴒目鶺鴒科) オジロワシ オオタカ ノスリ (ハヤブサ目ハヤブサ科) ハヤブサ ※重度の神経症状が観察された水鳥類	(鶺鴒目鶺鴒科) マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ (鶺鴒目鶺鴒科) オオワシ クマタカ (フクロ目フクロ科) フクロウ	(コウノトリ目コウノトリ科) コウノトリ (カワトドリ目カワトドリ科) カワウ (ハシブト目ハシブト科) アオサギ (ハシブト目ハシブト科) クロツラヘラサギ (ツル目ツル科) オオバン (スズメ目スズメ科) ハシボソガラス ハシブトガラス (鶺鴒目鶺鴒科) ミサゴ *以下は、検査優先種1, 2以外全種 (ツル目ツル科) タンチョウ等 (鶺鴒目鶺鴒科) カルガモ コガモ等 (カイツブリ目カイツブリ科) ハジロカイツブリ等 (トドリ目トドリ科) セグロカモメ ウミネコ等 (鶺鴒目鶺鴒科) トビ等 (フクロ目フクロ科) コミミズク等 (ハヤブサ目ハヤブサ科) チョウゲンボウ等	検査優先種 1～3以外の鳥種すべて

2 環境指導係

(1) 廃棄物関係業務

ア 一般廃棄物関係

一般廃棄物処理施設の設置や施設の維持管理に関する指導及び一般廃棄物の処理主体である市町村等に対する助言を行っている。

一般廃棄物処理施設設置状況（令和6年3月31日現在）

市町村	区分	一般廃棄物処理施設 (移動式を除き、民間設置を含む。)
小郡市		1
うきは市		5
朝倉市		9
筑前町		3
東峰村		0
大刀洗町		0
計		18

イ 産業廃棄物関係

産業廃棄物に関する許可及び監視指導については、関係機関と連携して事業者を指導するなど、不適正処理の未然防止及び是正指導を行っている。

なお、主な取組は、次のとおり。

- ①北筑後地区廃棄物不法処理防止連絡協議会（構成機関：警察署、消防本部、市町村、保健福祉環境事務所等）による事案の情報交換など
- ②産業廃棄物車両検問の実施（警察署等と合同）
- ③建設リサイクル法パトロールの実施（県土整備事務所と合同）
- ④民間警備会社委託による夜間及び休日のパトロールの実施

産業廃棄物処理施設設置状況（令和6年3月31日現在）

市町村	区分	産業廃棄物処理施設 (移動式を除く。)
小郡市		2
うきは市		4
朝倉市		9
筑前町		2
東峰村		0
大刀洗町		0
計		17

産業廃棄物処理業許可状況（令和6年3月31日現在）

産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			計
収 集 運 搬 業	処 分 業		収 集 運 搬 業	処 分 業		
	中間処理	最終処分		中間処理	最終処分	
771	43	0	82	0	0	896

産業廃棄物関係事業場立入検査件数及び行政指導等状況（令和5年度）

立入検査	厳重注意	改善命令
499	0	0

ウ 自動車リサイクル関係

自動車リサイクル法に基づく登録・許可に係る事務及び立入検査を実施している。

自動車リサイクル法関係事業者数（令和6年3月31日現在）

引取業者数	フロン回収業者数	解体業者数	破碎業者数
36	20	13	0

エ PCB関係

PCB廃棄物等の保管事業者や所有事業者に対して立入調査等を行い、適正な保管や速やかな処理等について指導を行っている。

(2) 環境保全関係業務

ア 大気関係

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設等を有する工場・事業場に対する立入検査を実施している。排出基準の遵守状況については、排出ガスの分析検査等を行い確認している。

また、令和5年度、特定粉じん（石綿）排出等作業の届出は、3件あり、特定粉じんが飛散しないよう必要な措置の可否について立入検査を行った。

大気関係届出事業場数（令和6年3月31日現在）

区分 市町村	ばい煙発生施設	水銀排出施設	VOC排出施設	一般粉じん発生施設
小郡市	24	0	1	11
うきは市	27	0	1	4
朝倉市	50	1	0	9
筑前町	21	1	1	2
東峰村	1	0	0	0
大刀洗町	9	0	0	2
計	132	2	3	28

大気関係事業場立入検査件数（令和5年度）

工場・事業場数
3

イ 水質関係

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場に対する立入検査を実施し、排水の水質検査を行い、排水基準の遵守状況の把握とともに指導を行っている。

公共用水域については、令和3年度から補助点を1地点追加し、管内河川の環境基準点5地点及び補助点2地点で、毎月水質検査を行っている（補助点については、四半期ごとに検査を行っている）。

水質関係届出事業場数（令和6年3月31日現在）

区分 市町村	特定事業場
小郡市	41
うきは市	79
朝倉市	237
筑前町	40
東峰村	13
大刀洗町	22
計	432

水質関係事業場立入検査件数（令和5年度）

特定事業場数
57

管内河川水質の推移と環境基準達成状況（BOD値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年 度					
				30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
基準点	隈上川	柳野橋	A	2以下	2.0	2.5	1.8	2.7	1.7
	桂川	蝮城橋	A	2以下	2.5	2.9	2.3	2.3	2.2
	佐田川上流	屋形原橋	A	2以下	1.9	1.9	2.3	2.6	1.7
	佐田川下流	佐田川橋	A	2以下	2.4	2.4	1.9	2.5	1.8
	小石原川	高成橋	A	2以下	2.3	2.6	2.5	2.2	1.9
補助点	小石原川	千手橋	A	2以下	—	—	—	1.6	1.7
	宝満川	鬼川原橋	B	3以下	1.6	1.8	1.4	3.5	2.3
達成率 (%)					50% (3/6)	33% (2/6)	50% (3/6)	14% (1/7)	85% (6/7)

ウ 公害苦情関係

各種法令による規制を受ける工場・事業場に対する公害苦情は、規制基準が厳しく、かつ事業者の公害防止の意識が浸透してきたことにより減少傾向にある。しかし、最近の傾向として、家庭生活や小規模・未規制事業場に起因する苦情が増加しているため、市町村と連携して早期解決に努めている。

公害苦情件数（令和5年度）

大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
11	10	0	0	0	0	2	10	33

※1件の苦情で複数の苦情申し立てがあった場合には、それぞれの区分に計上している。

エ 土壌汚染対策関係

土壌汚染対策法に基づく届出に係る事務及び調査・指導を行っている。

土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更届出数（令和5年度）

小郡市	16
うきは市	6
朝倉市	23
筑前町	5
東峰村	1
大刀洗町	1
計	52※

※1件の届出で複数の市町村に関係する場合には、それぞれの市町村に計上している。

オ ダイオキシソ類関係

ダイオキシソ類対策特別措置法に基づき、管内の関係工場・事業場に対する立入検査を行い、規制の対象となる廃棄物焼却炉の届出及びダイオキシソ類の自主測定義務の履行について指導を行っている。

ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく特定施設を有する特定事業場数

(令和6年3月31日現在)

区分 市町村	大気基準適用施設			水質基準対象施設			
	廃棄物 焼却炉	その他 (アルミ 関連等)	計	焼却炉の 廃ガス洗 浄施設等	下水道 終末処理 施設	灰の貯留 施設	計
小郡市	1	0	1	0	0	0	0
うきは市	4	0	4	0	0	0	0
朝倉市	7	0	7	0	0	0	0
筑前町	2	0	2	0	0	0	0
東峰村	2	0	2	0	0	0	0
大刀洗町	0	0	0	0	0	0	0
計	16	0	16	0	0	0	0

カ P R T R法関係

事業所から環境中への化学物質の排出量及び廃棄物としての移動量を事業者が届け出て、国がその結果を集計・公表している。

P R T R法に基づく届出数（令和5年度）

久留米市	23
小郡市	4
うきは市	2
朝倉市	13
筑前町	3
東峰村	2
大刀洗町	0
計	47

※電子申請は除く

福岡県行政組織規則上、当事務所が久留米市のP R T R法の事務を所掌している。

資料

令和4年 北筑後保健福祉環境事務所管内人口動態

	出生 (人口千対)		死亡 (人口千対)		乳児死亡 (出生千対)		新生児死亡 (出生千対)		周産期死亡 (出産千対)		死産 (出産千対)		婚姻 (人口千対)		離婚 (人口千対)		諸率の算出に 用いた人口 ※1	22週 以後の 死産数
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率		
全国	770,759	6.2	1,569,050	12.6	1,356	1.8	609	0.8	2,527	3.3	15,179	19.3	504,930	4.0	179,099	1.4	124,946,789	2,061
福岡県	35,970	7.0	61,302	12.0	66	1.8	33	0.9	116	3.2	736	20.1	21,840	4.3	8,444	1.7	5,116,046	97
管内	1,169	6.4	2,541	13.9	1	0.9	1	0.9	4	3.4	19	16.0	565	3.1	263	1.4	182,176	3
小郡市	346	5.9	678	11.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9	177	3.0	66	1.1	58,441	0
うきは市	164	5.9	458	16.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	6.1	70	2.5	39	1.4	27,736	0
朝倉市	263	5.3	794	16.0	0	0.0	0	0.0	1	3.8	5	18.7	147	3.0	67	1.4	49,551	1
筑前町	227	7.7	378	12.9	1	4.4	1	4.4	1	4.4	7	29.9	111	3.8	56	1.9	29,361	0
東峰村	9	4.8	54	28.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.1	1	0.5	1,888	0
大刀洗町	160	10.5	179	11.8	0	0.0	0	0.0	2	12.3	5	30.3	58	3.8	34	2.2	15,199	2

* 周産期死亡率は周産期死亡数を妊娠満22週以後の死産数に出生数を加えたもので除している。

* 死産率は死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除している。

(出典: 令和4年人口動態統計)

※1 令和2年国勢調査より(日本人人口)

各率の計算式

出生率 = 出生数 / 人口 × 1000

死亡率 = 死亡数 / 人口 × 1000

乳児死亡率 = 乳児死亡数 / 出生数 × 1000

新生児死亡率 = 新生児死亡数 / 出生数 × 1000

周産期死亡率 = 周産期死亡数 / (出生数 + 妊娠満22週以後の死産数) × 1000

死産率 = 死産数 / (出生数 + 死産数) × 1000

婚姻率 = 婚姻件数 / 人口 × 1000

離婚率 = 離婚件数 / 人口 × 1000

管内市町村別高齢化率

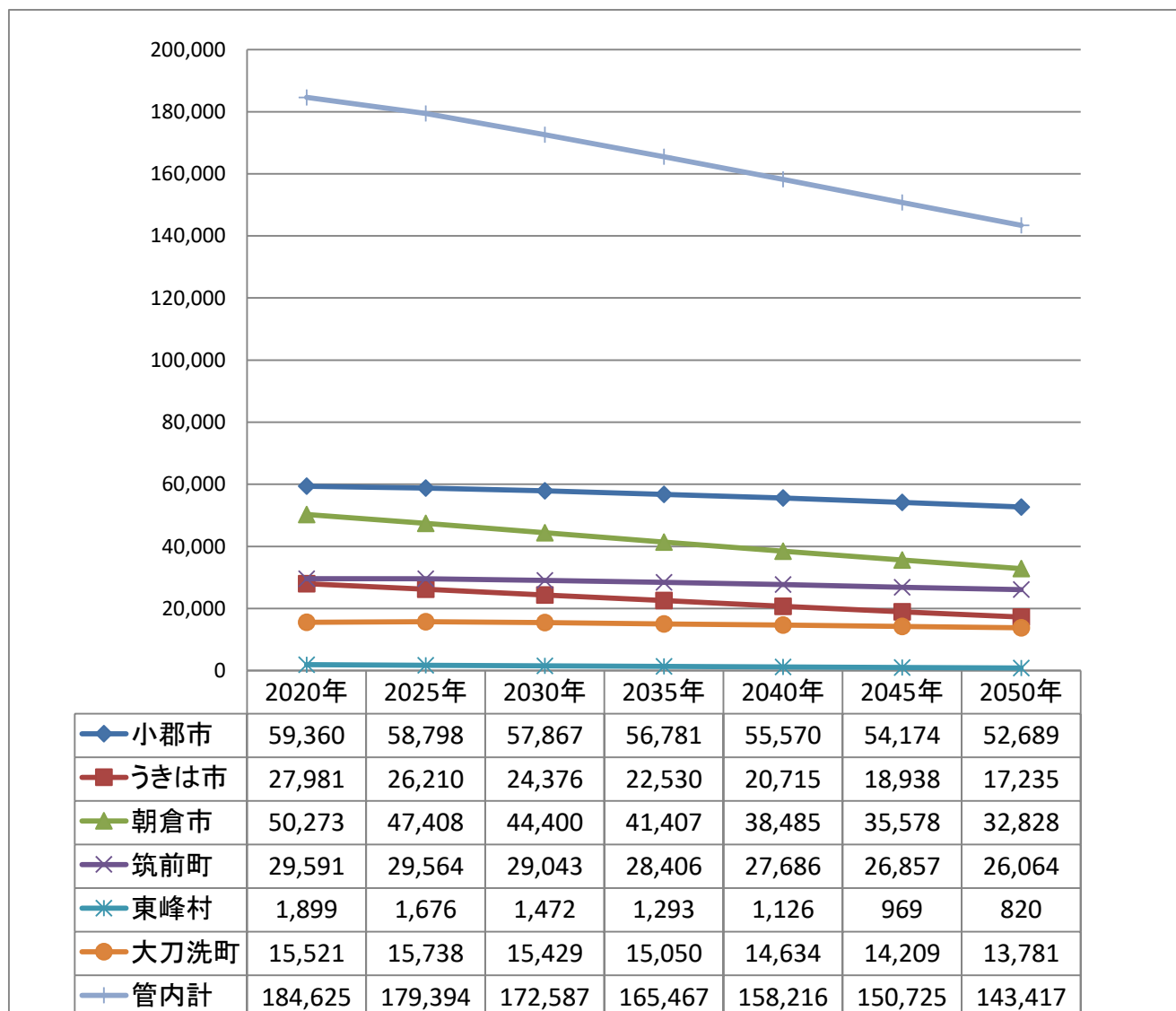
65歳以上人口一覧表（令和5年10月1日現在）

市町村名	総人口	65歳以上人口	高齢化率	順位高	75歳以上人口	後期高齢化率	順位高
小郡市	59,569	16,958	28.5%		9,239	15.5%	
うきは市	27,891	9,945	35.7%		5,409	19.4%	
朝倉市	50,590	18,088	35.8%		9,649	19.1%	
筑前町	30,398	9,204	30.3%		4,660	15.3%	
東峰村	1,847	875	47.4%	1	461	25.0%	1
大刀洗町	16,061	4,491	28.0%		2,301	14.3%	
管内計	186,356	59,561	32.0%		31,719	17.0%	
県計 (政令市、中核市除く)	2,280,896	699,007	30.7%		370,630	16.3%	

出典：福岡県65歳以上人口一覧表（市町村別）（令和5年10月1日現在）

※福岡県保健医療介護部高齢者包括ケア推進課

管内将来推計人口（令和5年10月推計）



出典：『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』

県・北筑後保健福祉環境事務所、死因別順位及び死亡数の年次推移

(死亡率:人口*10万対死亡率)

	年度	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
福岡県	平成29年		悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	腎不全	大動脈瘤及び解離	自殺	慢性閉塞性肺疾患
	人数	52,530	15,740	5,864	4,075	3,855	2,700	1,817	949	830	818	777
	死亡率	1040.0	311.6	116.1	80.7	76.3	53.5	36.0	18.8	16.4	16.2	15.4
	30年		悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	腎不全	自殺	大動脈瘤及び解離	慢性閉塞性肺疾患
	人数	53,309	15,474	6,414	3,987	3,930	2,921	1,798	1,040	805	784	727
死亡率	1056.3	306.6	127.1	79.0	77.9	57.9	35.6	20.6	16.0	15.5	14.4	
福岡県	令和元年		悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	腎不全	大動脈瘤及び解離	自殺	慢性閉塞性肺疾患
	人数	54,099	15,705	6,255	3,998	3,778	3,308	1,648	1,029	840	756	727
	死亡率	1073.6	311.7	124.1	79.3	75.0	65.6	32.7	20.4	16.7	15.0	14.4
	2年		悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故	腎不全	自殺	大動脈瘤及び解離	肝疾患
	人数	53,273	15,677	6,458	3,602	3,576	3,292	1,647	1,024	826	808	698
死亡率	1053.8	310.1	127.7	71.2	70.7	65.1	32.6	20.3	16.3	16.0	13.8	
北筑後保健福祉環境事務所管内	3年		悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故	腎不全	自殺	大動脈瘤及び解離	慢性閉塞性肺疾患
	人数	56,410	15,860	6,928	4,246	3,696	3,055	1,653	1,178	847	799	714
	死亡率	1101.0	309.5	135.2	82.9	72.1	59.6	32.3	23.0	16.5	15.6	13.9
	年度	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
	平成29年		悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	慢性閉塞性肺疾患	腎不全	大動脈瘤及び解離	自殺
人数	2,388	668	278	192	190	124	120	48	42	41	37	
死亡率	1303.5	364.6	151.7	104.8	103.7	67.7	65.5	26.2	22.9	22.4	20.2	
北筑後保健福祉環境事務所管内	30年		悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	腎不全自殺	慢性閉塞性肺疾患	肝疾患	高血圧
	人数	2,250	615	286	209	170	135	67	50	35	32	31
	死亡率	1237.3	338.2	157.3	114.9	93.5	74.2	36.8	27.5	19.2	17.6	17.0
	令和元年		悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	慢性閉塞性肺疾患	腎不全	大動脈瘤及び解離	糖尿病
	人数	2,214	585	270	191	170	118	70	39	37	32	31
死亡率	1225.6	323.8	149.5	105.7	94.1	65.3	38.7	21.6	20.5	17.7	17.2	
北筑後保健福祉環境事務所管内	2年		悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	老衰	肺炎	不慮の事故	腎不全	慢性閉塞性肺疾患	肝疾患	糖尿病
	人数	2,254	652	289	177	131	128	77	44	35	28	27
	死亡率	1237.3	357.9	158.6	97.2	71.9	70.3	42.3	24.2	19.2	15.4	14.8
	3年		悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	老衰	肺炎	不慮の事故	腎不全	大動脈瘤及び解離	慢性閉塞性肺疾患	自殺
	人数	2,334	620	306	184	177	135	67	52	36	33	32
死亡率	1243.5	330.3	163.0	98.0	94.3	71.9	35.7	27.7	19.2	17.6	17.0	

*資料「令和3年度保健統計年報(福岡県)人口動態」より

(出典:厚生労働省「人口動態統計」)

管内市町村別、死因別順位及び死亡数の年次推移

(死亡率:人口*10万対死亡率)

年		死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	
小郡市	平成29年	606	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	大動脈瘤及び解離・腎不全 各11		肝疾患・自殺 各9		
	人数	606	206	70	52	48	26	18	19.1		15.6		
	死亡率	1052.8	357.9	121.6	90.3	83.4	45.2	31.3	17.4		13.9		
	30年	523	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	大動脈瘤及び解離・腎不全 各10		慢性閉塞性肺疾患	自殺	
	人数	523	150	66	50	35	27	21	17.4		9	8	
死亡率	909.2	260.8	114.7	86.9	60.8	46.9	36.5	15.6		15.6	13.9		
令和元年	545	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	大動脈瘤及び解離	糖尿病	肝疾患	自殺		
人数	545	168	62	48	32	31	18	10	9	7	6		
死亡率	946.6	291.8	107.7	83.4	55.6	53.8	31.3	17.4	15.6	12.2	10.4		
2年	579	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	老衰	肺炎	不慮の事故	腎不全・慢性閉塞性肺疾患 各9		糖尿病	肝疾患		
人数	579	165	97	53	31	21	17	15.4		8	7		
死亡率	990.7	282.3	166.0	90.7	53.0	35.9	29.1	11.8		13.7	12.0		
3年	600	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	肺炎	腎不全	肝疾患・自殺		高血圧性疾患		
人数	600	178	66	61	46	22	20	11	各7		6		
死亡率	1008.3	299.1	110.9	102.5	77.3	37.0	33.6	18.5	11.8		10.1		
うきは市	平成29年	431	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	慢性閉塞性肺疾患・腎不全 各11		自殺	大動脈瘤及び解離	
	人数	431	119	36	34	33	26	19	38.4		9	6	
	死亡率	1503.6	415.2	125.6	118.6	115.1	90.7	66.3	35.5		31.4	20.9	
	30年	455	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故	慢性閉塞性肺疾患・腎不全 各10		高血圧	大動脈瘤及び解離	
	人数	455	123	47	44	39	20	11	35.5		8	7	
死亡率	1616.5	437.0	167.0	156.3	138.6	71.1	39.1	29.0		28.4	24.9		
令和元年	427	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	慢性閉塞性肺疾患	腎不全	大動脈瘤及び解離・自殺			
人数	427	109	52	33	31	23	14	10	9	各8			
死亡率	1546.7	394.8	188.4	119.5	112.3	83.3	50.7	36.2	32.6	29.0			
2年	409	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	老衰	肺炎	不慮の事故	糖尿病・腎不全		高血圧性疾患・肝疾患・慢性閉塞性肺疾患			
人数	409	123	36	33	29	22	13	各6		各5			
死亡率	1474.6	443.5	129.8	119.0	104.6	79.3	46.9	21.6		18.0			
3年	454	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故	腎不全	大動脈瘤及び解離	慢性閉塞性肺疾患	自殺		
人数	454	116	57	43	29	19	13	11	9	7	6		
死亡率	1588.0	405.7	199.4	150.4	101.4	66.5	45.5	38.5	31.5	24.5	21.0		
朝倉市	平成29年	784	悪性新生物	心疾患	不慮の事故	肺炎	脳血管疾患	老衰	慢性閉塞性肺疾患	大動脈瘤及び解離・肝疾患		高血圧性疾患	
	人数	784	181	98	66	61	55	41	16	各15		12	
	死亡率	1544.3	356.5	193.0	130.0	120.2	108.3	80.8	31.5	29.5		23.6	
	30年	709	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	腎不全	高血圧・肝疾患		糖尿病	
	人数	709	198	87	73	62	36	20	18	各10		9	
死亡率	1417.7	395.9	174.0	146.0	124.0	72.0	40.0	36.0	20.0		18.0		
令和元年	684	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	腎不全	慢性閉塞性肺疾患	糖尿病	高血圧性疾患		
人数	684	175	71	60	57	40	23	15	13	12	11		
死亡率	1387.5	355.0	144.0	121.7	115.6	81.1	46.7	30.4	26.4	24.3	22.3		
2年	734	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	自殺	腎不全・慢性閉塞性肺疾患		肝疾患		
人数	734	217	81	58	51	38	28	15	各12		10		
死亡率	1481.3	437.9	163.5	117.1	102.9	76.7	56.5	30.3	24.2		20.2		
3年	732	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	腎不全・不慮の事故		大動脈瘤及び解離	慢性閉塞性肺疾患	肝疾患		
人数	732	186	90	62	56	46	各21		15	13	12		
死亡率	1418.1	360.3	174.4	120.1	108.5	89.1	40.7		29.1	25.2	23.2		

管内市町村別、死因別順位及び死亡数の年次推移

(死亡率:人口*10万対死亡率)

		年	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
筑前町	平成29年	人数	332	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故・自殺 各8		大動脈瘤及び解離 6	慢性閉塞性肺疾患 5	糖尿病・高血圧性疾患・肝疾患・腎不全 各3
	死亡率	1137.4	322.0	167.9	113.1	102.8	30.8	27.4		20.6	17.1	10.3	
	30年	人数	346	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故	腎不全	慢性閉塞性肺疾患	高血圧・糖尿病 各6		老衰・大動脈瘤及び解離 各5
	死亡率	1187.7	315.8	212.8	92.7	82.4	37.8	30.9	27.5	20.6		17.1	
	令和元年	人数	330	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患・肺炎 各31		不慮の事故	老衰	慢性閉塞性肺疾患	糖尿病・自殺 各5		高血圧性疾患・肝疾患・腎不全 各4
死亡率	1127.7	252.9	187.9	105.9		41.0	34.2	30.8	17.1		13.7		
東峰村	2年	人数	320	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故	腎不全	糖尿病・自殺 各7		老衰 6	慢性閉塞性肺疾患 5
	死亡率	1089.9	313.3	146.5	88.6	61.3	44.3	40.9	23.8		20.4	17.0	
	3年	人数	354	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	慢性閉塞性肺疾患・腎不全・自殺 各7			糖尿病 4
	死亡率	1175.5	305.5	219.2	96.3	56.5	46.5	29.9	23.2			13.3	
	年	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	
平成29年	人数	51	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患・老衰・不慮の事故 各5			慢性閉塞性肺疾患 4	慢性閉塞性肺疾患・大動脈瘤及び解離・肺炎・喘息・肝疾患・腎不全・自殺 各1				
死亡率	2501.2	392.3	294.3	245.2			196.2	49.0					
30年	人数	42	悪性新生物	脳血管疾患	老衰	心疾患	肺炎・肝疾患	腎不全	/				
死亡率	2110.6	603.0	351.8	301.5	251.3	100.5	100.5	50.3					
令和元年	人数	46	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患・肺炎 各4		大動脈瘤及び解離・腎不全・不慮の事故 各1					
死亡率	2374.8	516.3	413.0	258.1	206.5		51.6						
2年	人数	57	悪性新生物・心疾患 各13	老衰	肺炎	脳血管疾患	大動脈瘤及び解離・慢性閉塞性肺疾患・不慮の事故 各1						
死亡率	3019.1	688.6	476.7	264.8	211.9	53.0							
3年	人数	37	老衰	心疾患	悪性新生物	肺炎	脳血管疾患・自殺 各2		高血圧性疾患・大動脈瘤及び解離・肝疾患 各1				
死亡率	1859.3	402.0	351.8	301.5	251.3	100.5		50.3					
大刀洗町	年	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	
	平成29年	人数	184	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患・老衰 各17		肺炎	慢性閉塞性肺疾患 7	腎不全・不慮の事故 各4		糖尿病・大動脈瘤及び解離 各2	
	死亡率	1228.2	400.5	126.8	113.5		86.8	46.7	26.7		13.4		
	30年	人数	175	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患	老衰	肺炎	不慮の事故	肝疾患	腎不全・糖尿病・大動脈瘤及び解離・自殺 各2		
	死亡率	1163.2	265.9	179.5	126.3	113.0	86.4	26.6	19.9	13.3			
令和元年	人数	182	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	大動脈瘤及び解離・肝疾患 各5		腎不全	糖尿病・高血圧性疾患・慢性閉塞性肺疾患 各3		
死亡率	1215.8	327.3	147.0	120.2	80.2	60.1	33.4		26.7	20.0			
2年	人数	155	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	腎不全・不慮の事故 各5		肺炎	慢性閉塞性肺疾患	高血圧性疾患・大動脈瘤及び解離・肝疾患 各2		
死亡率	1019.8	276.3	125.0	118.4	65.8	32.9		26.3	19.7	13.2			
3年	人数	157	悪性新生物	心疾患・老衰 各20		脳血管疾患	肺炎	大動脈瘤及び解離 3	糖尿病・慢性閉塞性肺疾患・腎不全・不慮の事故・自殺 各2				
死亡率	989.1	264.6	126.0		81.9	37.8	18.9	12.6					

※死因分類はICD-10に準拠した「選択死因分類表」を用いている。
※心疾患は高血圧性を除く

(出典:厚生労働省「人口動態統計」)
*資料「令和3年度保健統計年報(福岡県)人口動態」より

北筑後保健福祉環境事務所管内の部位別にみた悪性新生物による死亡者数

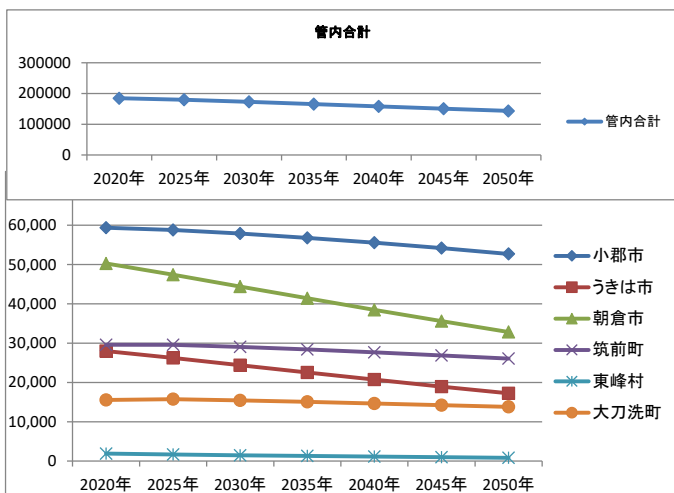
村市名町	部位 年	食道	胃	結腸	直腸 S状結腸 移行部 及び直腸	肝及び 肝内胆管	胆のう 及び その他の 胆道	膵	気管、 気管支 及び肺	乳房	子宮	白血病
令和2年	20	75	72	25	40	35	55	140	18	10	13	
令和3年	12	69	57	21	53	41	64	103	23	17	16	
小郡市	令和元年	3	17	16	8	9	5	22	32	8	9	3
	令和2年	2	22	23	9	13	7	8	32	5	3	1
	令和3年	2	18	16	4	12	11	17	38	12	7	4
うきは市	令和元年	3	6	7	7	12	6	12	22	3	1	3
	令和2年	5	17	14	3	4	6	9	30	3	1	4
	令和3年	2	10	11	5	18	7	12	15	3	2	3
朝倉市	令和元年	6	15	16	9	18	14	18	29	7	1	4
	令和2年	7	22	23	5	15	15	25	47	4	5	2
	令和3年	5	19	20	8	11	12	17	30	6	6	5
筑前町	令和元年	2	7	10	2	6	2	4	19	2	0	3
	令和2年	2	10	8	5	5	1	6	21	6	1	4
	令和3年	2	17	9	3	7	9	7	14	2	0	3
東峰村	令和元年	0	1	1	1	0	1	0	3	0	1	0
	令和2年	2	2	0	1	0	2	0	1	0	0	0
	令和3年	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0
大刀洗町	令和元年	4	5	5	3	1	4	5	4	1	2	0
	令和2年	2	2	4	2	3	4	7	9	0	0	2
	令和3年	1	5	1	1	4	2	9	5	0	2	1

資料:「令和3年度保健統計年報(福岡県)人口動態」より

(出典:厚生労働省「人口動態統計」)

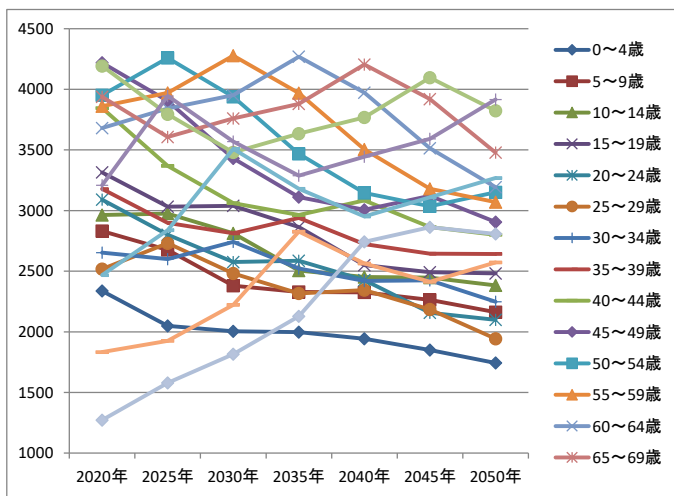
管内将来推計人口(令和5年10月推計)

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
小郡市	59,360	58,798	57,867	56,781	55,570	54,174	52,689
うきは市	27,981	26,210	24,376	22,530	20,715	18,938	17,235
朝倉市	50,273	47,408	44,400	41,407	38,485	35,578	32,828
筑前町	29,591	29,564	29,043	28,406	27,686	26,857	26,064
東峰村	1,899	1,676	1,472	1,293	1,126	969	820
大刀洗町	15,521	15,738	15,429	15,050	14,634	14,209	13,781
計	184,625	179,394	172,587	165,467	158,216	150,725	143,417



40216 小郡市年齢(5歳)階級別データ将来推計人口令和5年10月推計)

総数	59360	58798	57867	56781	55570	54174	52689
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～4歳	2337	2049	2004	1998	1943	1850	1743
5～9歳	2831	2675	2380	2329	2325	2263	2162
10～14歳	2963	2975	2812	2505	2452	2448	2383
15～19歳	3315	3033	3040	2865	2550	2491	2482
20～24歳	3090	2801	2576	2586	2427	2157	2099
25～29歳	2518	2731	2482	2317	2344	2185	1943
30～34歳	2653	2600	2742	2523	2419	2425	2248
35～39歳	3179	2899	2813	2939	2723	2645	2642
40～44歳	3846	3368	3062	2963	3084	2865	2800
45～49歳	4219	3904	3430	3111	3006	3122	2906
50～54歳	3953	4259	3939	3469	3145	3036	3151
55～59歳	3862	3971	4278	3969	3504	3180	3070
60～64歳	3681	3843	3952	4269	3972	3515	3193
65～69歳	3938	3607	3760	3880	4205	3919	3478
70～74歳	4193	3794	3480	3635	3769	4097	3823
75～79歳	3209	3946	3570	3288	3444	3591	3916
80～84歳	2468	2839	3509	3180	2951	3109	3270
85～89歳	1833	1925	2223	2827	2564	2413	2572
90歳以上	1272	1579	1815	2128	2743	2863	2808



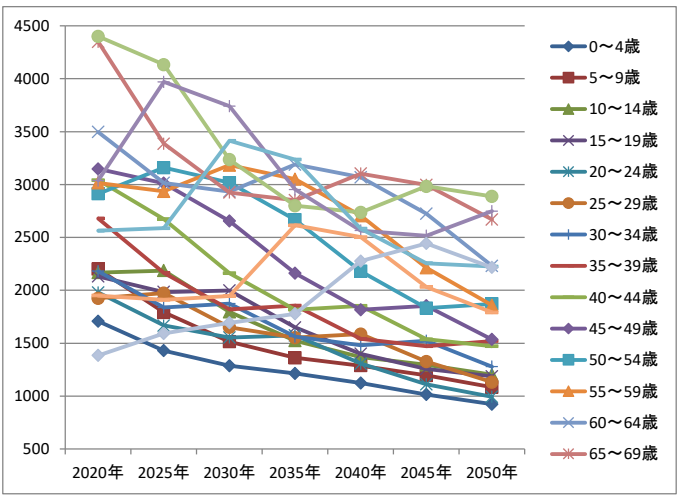
40225 うきは市年齢(5歳)階級別データ将来推計人口(令和5年10月推計)

総数	27981	26210	24376	22530	20715	18938	17235
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～4歳	945	767	674	615	563	513	453
5～9歳	1243	948	776	681	622	570	520
10～14歳	1287	1247	955	782	686	627	575
15～19歳	1131	1100	1066	818	670	588	537
20～24歳	875	807	785	764	588	483	421
25～29歳	970	887	808	794	777	600	495
30～34歳	1195	966	881	797	788	777	602
35～39歳	1491	1193	963	878	790	785	778
40～44歳	1663	1478	1180	952	868	780	778
45～49歳	1868	1666	1482	1187	958	873	783
50～54歳	1587	1851	1651	1471	1181	953	870
55～59歳	1684	1579	1840	1648	1472	1182	953
60～64歳	1971	1681	1576	1839	1652	1479	1188
65～69歳	2410	1920	1631	1533	1792	1616	1450
70～74歳	2419	2293	1837	1564	1473	1727	1563
75～79歳	1803	2221	2118	1709	1460	1380	1621
80～84歳	1474	1558	1947	1861	1521	1304	1238
85～89歳	1097	1108	1205	1534	1474	1225	1059
90歳以上	868	940	1001	1103	1380	1476	1351



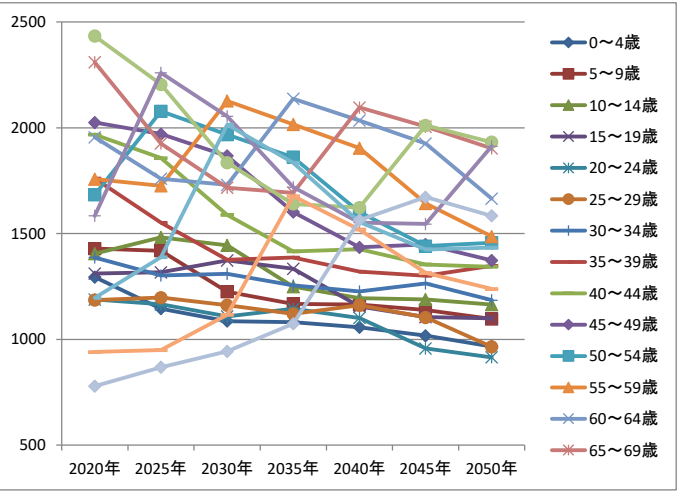
40228 朝倉市年齢(5歳)階級別データ将来推計人口(令和5年10月推計)

総数	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～4歳	1707	1430	1286	1213	1124	1015	923
5～9歳	2202	1791	1515	1362	1288	1195	1084
10～14歳	2167	2187	1796	1524	1369	1295	1203
15～19歳	2132	1984	1999	1649	1400	1257	1187
20～24歳	1979	1667	1554	1574	1307	1111	993
25～29歳	1924	1973	1650	1552	1585	1325	1132
30～34歳	2181	1837	1875	1562	1481	1523	1279
35～39歳	2679	2163	1819	1855	1541	1471	1520
40～44歳	3041	2674	2161	1815	1853	1537	1472
45～49歳	3147	3013	2656	2161	1816	1854	1536
50～54歳	2913	3160	3017	2667	2181	1832	1872
55～59歳	3016	2935	3183	3051	2705	2212	1859
60～64歳	3497	3016	2934	3189	3068	2725	2231
65～69歳	4349	3386	2925	2852	3104	2996	2669
70～74歳	4401	4133	3236	2799	2736	2983	2888
75～79歳	3038	3970	3742	2953	2565	2515	2748
80～84歳	2564	2587	3413	3236	2583	2256	2224
85～89歳	1951	1911	1946	2615	2503	2032	1791
90歳以上	1385	1591	1693	1778	2276	2444	2217



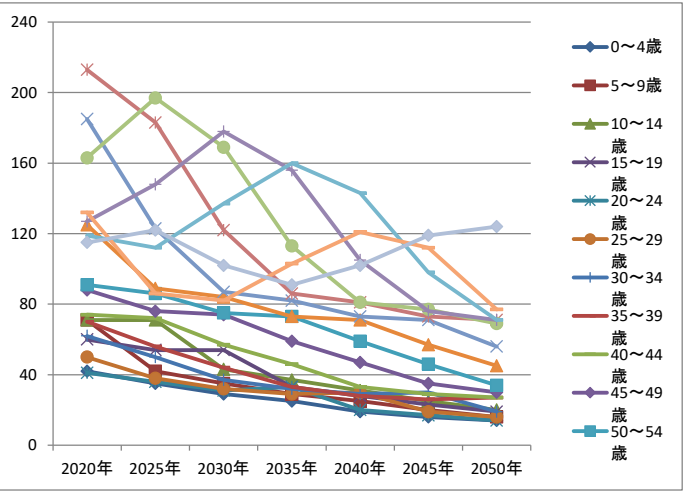
40447 筑前町年齢(5歳)階級別データ将来推計人口(令和5年10月推計)

総数	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～4歳	1294	1145	1086	1081	1057	1017	966
5～9歳	1429	1419	1225	1168	1164	1139	1096
10～14歳	1405	1482	1444	1249	1194	1189	1164
15～19歳	1311	1317	1373	1333	1155	1105	1099
20～24歳	1188	1165	1108	1144	1101	957	915
25～29歳	1186	1197	1161	1120	1161	1103	965
30～34歳	1387	1302	1310	1255	1226	1264	1185
35～39歳	1760	1551	1376	1386	1320	1301	1347
40～44歳	1968	1857	1588	1416	1426	1354	1343
45～49歳	2025	1970	1867	1602	1435	1448	1373
50～54歳	1683	2078	1968	1861	1601	1441	1456
55～59歳	1757	1726	2127	2016	1904	1642	1486
60～64歳	1955	1759	1730	2137	2035	1925	1665
65～69歳	2310	1926	1717	1693	2096	2005	1903
70～74歳	2434	2205	1835	1640	1622	2011	1932
75～79歳	1584	2260	2054	1719	1552	1545	1913
80～84歳	1196	1388	2015	1835	1554	1425	1434
85～89歳	940	949	1116	1677	1519	1314	1238
90歳以上	779	868	943	1074	1564	1672	1584



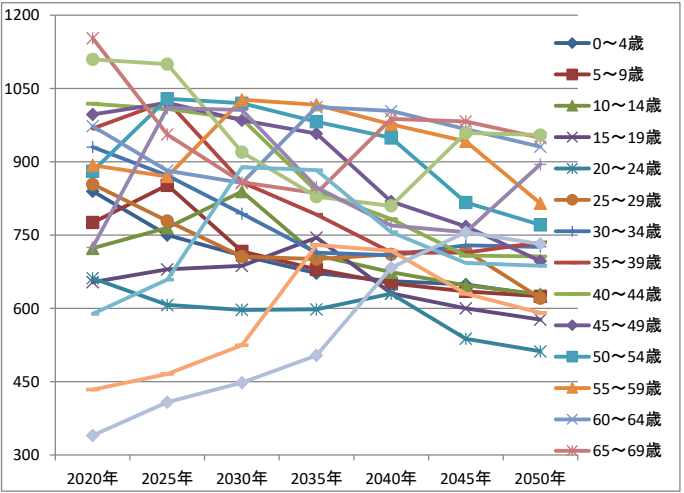
40448 東峰村年齢(5歳)階級別データ将来推計人口(令和5年10月推計)

総数	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～4歳	42	35	29	25	19	16	14
5～9歳	71	42	35	29	25	20	16
10～14歳	71	71	43	37	31	25	20
15～19歳	60	54	54	33	28	23	19
20～24歳	41	36	31	33	20	17	14
25～29歳	50	38	32	29	30	19	16
30～34歳	62	50	37	32	29	30	19
35～39歳	70	56	44	33	28	26	27
40～44歳	74	72	57	46	33	29	27
45～49歳	88	76	74	59	47	35	30
50～54歳	91	86	75	73	59	46	34
55～59歳	125	89	84	73	71	57	45
60～64歳	185	123	87	82	73	71	56
65～69歳	213	183	122	86	81	73	71
70～74歳	163	197	169	113	81	77	69
75～79歳	127	148	178	156	105	76	71
80～84歳	119	112	137	160	143	98	71
85～89歳	132	86	82	103	121	112	77
90歳以上	115	122	102	91	102	119	124



40503 大刀洗町年齢(5歳)階級別データ将来推計人口(令和5年10月推計)

総数	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～4歳	840	750	708	672	656	649	627
5～9歳	776	852	717	680	651	635	625
10～14歳	723	765	839	709	674	647	629
15～19歳	654	680	687	745	631	600	577
20～24歳	662	607	597	598	630	538	512
25～29歳	854	779	706	701	711	718	621
30～34歳	930	872	794	714	709	729	726
35～39歳	968	1024	858	792	715	714	735
40～44歳	1019	1008	988	840	783	708	706
45～49歳	997	1021	985	958	819	768	697
50～54歳	881	1029	1020	982	949	817	771
55～59歳	893	870	1027	1017	977	942	815
60～64歳	973	882	857	1012	1004	967	931
65～69歳	1153	956	858	836	988	983	949
70～74歳	1110	1100	920	829	810	959	955
75～79歳	725	1010	1006	848	770	756	895
80～84歳	589	659	889	883	756	693	687
85～89歳	434	466	525	730	718	630	591
90歳以上	340	408	448	504	683	756	732



発 行

福岡県北筑後保健福祉環境事務所

〒838-0068

福岡県朝倉市甘木2014-1

電話：0946-22-4184

FAX：0946-24-9260



福岡県行政資料	
分類番号	所属コード
GA	4403184
登録年度	登録番号
06	0001